

第9期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画 (中間案)

この計画（素案）の実績見込み、推計値、計画値等は検討中のものであるため、記載内容に今後変更が生じることがあります。

令和6年1月
長 岡 市

目 次

総 論

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨	1
2 計画の基本理念	1
3 計画の位置付け	1
4 計画の期間	2
5 計画策定の体制	2
6 計画策定後の点検体制	2

第2章 高齢者等の概況

1 人口と世帯構造	3
2 要介護（要支援）認定者の現況	7
3 高齢者世帯と住居の状況	17
4 高齢者の就業状況	18
5 障害者手帳所持者数と年齢別の手帳所持者数	19

第3章 高齢者保健福祉の基本方針と施策体系

1 高齢者保健福祉を進めるための重点項目	20
2 基本方針と施策の柱	23
3 施策の体系	25

第4章 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の現状	31
2 日常生活圏域の設定	31

各 論

第1章 健康寿命の延伸と健康格差縮小を目指した健康づくりと介護予防の推進

第1節	生涯にわたる健康づくりの支援	
1	ながおかウェルネス事業（仮称）の推進	35
2	健康増進施策の充実	35
第2節	介護予防への主体的な取り組みの支援	
1	介護予防・生活支援サービス事業の推進	42
2	一般介護予防事業の推進	49

第2章 はつらつとした暮らしと社会参加の促進

第1節	はつらつとした暮らしの促進	
1	市民主体の生涯学習の推進	54
2	コミュニティ活動の推進	54
3	スポーツ・レクリエーション活動の推進	55
4	老人クラブ活動の支援	56
5	老人福祉センター等の管理運営	57
第2節	高齢者の雇用と社会参加の促進	
1	高齢者の雇用促進	59
2	シルバー人材センターの充実支援	60

第3章 暮らしを支える体制と支援の充実

第1節	在宅医療と介護等の連携の推進	
1	在宅医療・介護の連携体制強化と普及啓発の推進	61
2	ICT情報連携システム「フェニックスネット」の推進	62
3	要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築	63
第2節	安心して在宅生活を送るための支援の充実	
1	安心連絡システム	64
2	生活用具の貸与	64
3	養護老人ホーム短期入所	65
4	高齢者の権利擁護及び財産等の保全・活用	65
5	地域ケア会議の運営	67
6	在宅生活を支援するサービスの普及・啓発	67
7	公設デイサービスセンターの管理運営	68
第3節	在宅介護者への支援の推進	
1	在宅介護者支援に向けたネットワークの強化	70
2	在宅介護者への支援の充実	70
第4節	安心できる住まいの確保	
1	生活援助員（ライフサポートアドバイザー）派遣	71

2	高齢者住宅改造費補助	71
3	ケアハウス	72
4	養護老人ホーム	72
5	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	73
6	生活支援ハウス	74
7	要援護世帯除雪費助成	75
第5節	多様な主体による生活支援の充実	
1	関係者の連携による生活支援体制の充実	76
2	介護予防・生活支援サービス（生活サポート事業）の推進	76
第6節	地域包括支援センターの機能の充実	
1	地域包括支援センターの業務	77
2	地域包括支援センターの機能の充実	79
第7節	地域で支え合う体制の構築	
1	地域福祉を推進する体制の整備	80
2	福祉活動の拠点の活用	85
3	ともしび運動とボランティア活動の推進	86
第4章	認知症の人とその家族を支える認知症施策の推進	
第1節	普及啓発・本人発信支援	
1	普及啓発・本人発信支援	89
第2節	予防	
1	予防活動の推進	90
第3節	医療・ケア・介護サービス・介護者への支援	
1	認知症地域支援推進員の配置	91
2	早期発見と早期対応の取組の推進	91
3	認知症ケアパスの活用	92
4	家族の介護負担の軽減と外出支援	92
5	認知症の人と家族が交流できる場の充実	93
第4節	認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援	
1	認知症バリアフリーの推進	94
2	若年性認知症の人への支援・社会参加支援	94
第5章	持続可能な介護保険制度の推進と適正な運営	
第1節	介護保険サービスの利用実績と今後の見込み	
1	居宅サービスの利用実績と今後の見込み	96
2	地域密着型サービスの利用実績と今後の見込み	108
3	住宅改修費の利用実績と今後の見込み	115
4	居宅介護（介護予防）支援費の利用実績と今後の見込み	116
5	施設サービスの利用実績と今後の見込み	117

第2節	介護保険事業費等の推計	
1	被保険者数等の推計	120
2	施設・居住系サービス利用者数の推計	121
3	介護保険サービス等の見込量の推計	122
4	総給付費の推計	126
5	地域支援事業費の推計	128
6	保険料の算定	129
7	中・長期的な視点に基づく介護保険制度の運営	130
第3節	介護保険制度の適正な運営	
1	介護給付適正化事業の推進	133
2	介護相談員の派遣	135
3	地域密着型サービス事業所及び居宅介護（介護予防）支援事業所への指導・監督	136
第4節	介護人材確保及び介護現場の生産性向上に向けた支援・施策の総合的な推進	
1	介護人材確保に向けた支援	137
2	介護現場における生産性の向上	138
3	ケアマネジメントの質の向上	138
第5節	介護サービス基盤の維持・確保	
1	介護基盤の現状	139
2	介護基盤の整備の方向性	140
3	介護サービス基盤の整備計画	142
4	地域密着型サービスの日常生活圏域別整備計画	144
第6章	やさしい生活環境の整備	
第1節	住みよい福祉のまちづくりの推進	
1	安全で快適な歩行環境の整備	146
2	公共的施設的环境改善	147
3	利用しやすい公共交通機関の整備促進	149
4	福祉有償運送等の推進	150
第2節	住みやすい住宅・住環境づくり	
1	安全・安心な住宅の推進	151
2	市営・県営住宅の環境整備	151
第3節	安心して暮らせるまちづくり	
1	災害時の安全確保	152
2	交通安全対策等の推進	153
3	火災予防運動の推進	154
4	介護事業所等と連携した感染症対策・災害対策	155

< 総論 >

第1章 策定にあたって

1 策定の趣旨

現在我が国では、総人口が減少する一方で、65歳以上の高齢者人口が増加しています。団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）には、高齢化率が30%を超える時代を迎えます。さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、すでに減少に転じている生産年齢人口の減少が加速するなかで、高齢者人口がピークを迎えます。本市においても少子高齢化や人口減少が進んでおり、高齢化率は全国平均と比べ、高い状況です。加えて、核家族化の進行に伴い、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯が増加しています。

また、本市は山間部から市街地、海岸部までと特色のある地域を抱え、それぞれの地域における課題や市民ニーズは複雑化・複合化しています。

このような状況のなか、高齢者の多くは、介護や支援が必要な状態になっても、できるだけ住み慣れた地域での生活を望んでいることから、高齢者や介護者を地域全体で支える体制づくりが求められています。

国は、令和7年を見据え、介護保険制度の持続可能性を維持しながら、限りある社会資源を活用し、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、自分らしく自立した日常生活を営むことを可能にしていくため、これまで以上に中・長期的な人口動態や介護ニーズの見込みをふまえた介護サービス基盤の整備や介護現場における生産性向上の推進など、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムの深化・推進を図るために取り組むこととしています。

この「第9期長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、住み慣れた自宅や地域での暮らしを継続できるよう、高齢者や介護者を地域全体で支え合い、安心して暮らせる体制づくりを推進するとともに、持続可能な介護保険制度の基盤を確保するために策定したものです。以下に掲げる基本理念の実現を目指して、本計画に定める各施策を推進します。

2 計画の基本理念

この計画では、「誰もが健やかで元気に、安心して暮らせる地域共生社会の実現」を目指すことを基本理念とします。

3 計画の位置付け

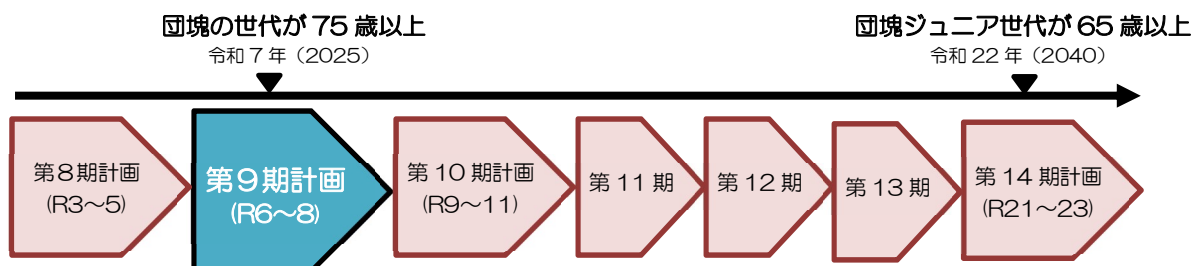
本計画は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画である「長岡市地域福祉計画」を上位計画として位置づけ、老人福祉法第20条の8に規定する市町村老人福祉計画、介護保険法第117条に規定する市町村介護保険事業計画を一体的に策定したものです。

なお、新潟県高齢者保健福祉計画、新潟県地域保健医療計画、長岡市総合計画、長岡版総合戦略、長岡市地域防災計画、ながおかヘルシープラン21、長岡市障害者基本計画・障害福祉計画・障害児福祉計画等との整合性を図ります。

4 計画の期間

この計画の期間は令和6年度から令和8年度までの3か年とし、令和8年度に次期計画策定のため見直しを行います。

なお、計画期間中であっても介護保険法等の施行状況等によっては、必要な見直しを行います。



5 計画策定の体制

(1) 「長岡市高齢者保健福祉推進会議」の設置

介護保険被保険者をはじめとする市民・団体等の代表からなる委員会を設置し、委員から計画案についての意見、提言を受けて、この検討結果を計画に反映させることを目的としています。

〔構成〕

市内全域からの保険者・被保険者の代表、保健・医療・福祉関係者、学識経験者、公募委員を含む20人の委員で構成しています。

(2) 連携体制

計画を策定するにあたり、市の関係部署、県、社会福祉法人、医療法人、NPO法人等の関係機関とも調整検討等を行いながら、計画を策定しました。今後も、関係機関と綿密な連絡を取りながら、計画の推進を目指します。

6 計画策定後の点検体制

計画に基づいた本市における地域包括ケアシステムの構築状況を振り返り・点検するため、国から提供された点検ツールを活用し、現状と課題、達成状況をPDCAサイクルで確認していくとともに、「長岡市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」の適正かつ円滑な実施状況を管理するため、「長岡市高齢者保健福祉推進会議」を開催し、進捗状況を管理します。

第2章 高齢者等の概況

1 人口と世帯構造

(1) 人口構造

長岡市の総人口が減少していく中、高齢者人口は増加し、特に団塊の世代が後期高齢者になっています。

高齢者数は令和4年にすでにピークを迎えましたが、後期高齢者数は令和12年(2030年)頃ピークとなり、高齢化率が上昇し続ける見込みです。

人口構造の推移

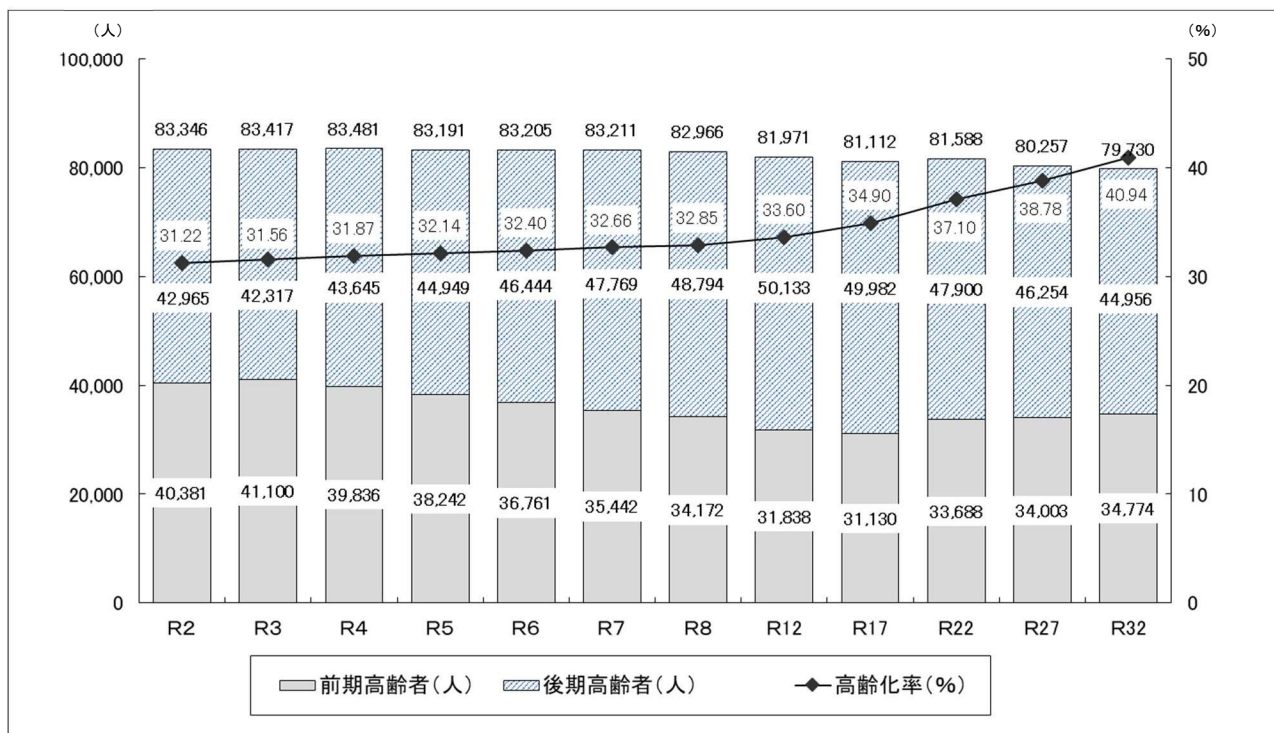
(単位：人)

区 分		令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)
総 人 口		266,959	264,325	261,929	258,800
40～64歳人口		87,977	87,383	86,988	86,317
高 齢 者 人 口	65～69歳人口	19,825	18,786	17,927	17,362
	70～74歳人口	20,556	22,314	21,909	20,880
	前期高齢者人口	40,381	41,100	39,836	38,242
	75～79歳人口	14,716	13,846	14,682	15,935
	80～84歳人口	12,421	12,327	12,536	12,616
	85歳以上人口	15,828	16,144	16,427	16,398
	後期高齢者人口	42,965	42,317	43,645	44,949
	合 計	83,346	83,417	83,481	83,191
高 齢 化 率 (%)		31.22	31.56	31.87	32.14
後期高齢化率 (%)		16.09	16.01	16.66	17.37
区 分		令和6年 (2024年)	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)
総 人 口		256,769	254,743	252,584	243,945
40～64歳人口		85,657	85,001	84,205	81,021
高 齢 者 人 口	65～69歳人口	16,988	16,666	16,366	15,996
	70～74歳人口	19,773	18,776	17,806	15,842
	前期高齢者人口	36,761	35,442	34,172	31,838
	75～79歳人口	17,169	18,833	20,441	17,223
	80～84歳人口	13,073	12,581	11,859	16,259
	85歳以上人口	16,202	16,355	16,494	16,651
	後期高齢者人口	46,444	47,769	48,794	50,133
	合 計	83,205	83,211	82,966	81,971
高 齢 化 率 (%)		32.40	32.66	32.85	33.60
後期高齢化率 (%)		18.09	18.75	19.32	20.55

区 分		令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
総 人 口		232,408	219,939	206,965	194,755
40～64歳人口		75,818	68,436	61,817	55,838
高 齢 者 人 口	65～69歳人口	15,493	17,485	15,699	14,095
	70～74歳人口	15,637	16,203	18,304	20,679
	前期高齢者人口	31,130	33,688	34,003	34,774
	75～79歳人口	13,301	12,496	12,979	13,480
	80～84歳人口	15,143	12,703	12,001	11,339
	85歳以上人口	21,538	22,701	21,274	20,137
	後期高齢者人口	49,982	47,900	46,254	44,956
	合 計	81,112	81,588	80,257	79,730
高 齢 化 率 (%)		34.90	37.10	38.78	40.94
後 期 高 齢 化 率 (%)		21.51	21.78	22.35	23.08

※各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口
 ※令和 6 年以降は推計

高齢者人口の推移



(2) 世帯構造の推移

単独世帯と核家族世帯が増加した一方、三世帯世帯は減少しています。

世帯構造の推移

(単位：世帯数／人、割合／%)

区分		平成22年	平成27年	令和2年	(参考) 新潟県	(参考) 全国
総世帯数		98,548	99,930	104,168	862,796	55,704,949
単独世帯数	世帯数	25,094	27,159	32,318	266,182	21,151,042
	割合	25.5%	27.2%	31.0%	30.9%	38.0%
核家族世帯数	世帯数	51,130	52,955	55,492	459,787	30,110,571
	割合	51.9%	53.0%	53.3%	53.3%	54.1%
三世帯世帯数	世帯数	16,716	14,315	10,970	90,547	2,337,703
	割合	17.0%	14.3%	10.5%	10.5%	4.2%

※ 国勢調査

(3) 日常生活圏域別人口及び高齢者人口

長岡市全体の高齢化率は 32.14%で、そのうち、高齢化率が最も高いのは栃尾圏域で 45.71%、最も低いのは川西地区南圏域で 27.26%となっています。

日常生活圏域別人口及び高齢者人口の状況（外国人を含む。）

（単位：人）

圏域名	総人口		高齢者 〔上段：人口 下段：高齢化率〕		後期高齢者 〔上段：人口 下段：後期高齢化率〕	
	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年	令和4年	令和5年
川東地区西	30,512	30,204	10,589 34.70%	10,506 34.78%	5,740 18.81%	5,892 19.51%
川東地区東	35,443	35,207	9,666 27.27%	9,675 27.48%	5,269 14.87%	5,394 15.32%
川東地区北	31,860	31,520	9,060 28.44%	9,047 28.70%	4,783 15.01%	4,948 15.70%
川東地区南・山古志	30,424	30,143	9,360 30.77%	9,321 30.92%	4,899 16.10%	5,044 16.73%
川西地区北・三島	21,356	21,156	6,229 29.17%	6,212 29.36%	3,067 14.36%	3,193 15.09%
川西地区南	45,802	45,535	12,395 27.06%	12,411 27.26%	6,143 13.41%	6,447 14.16%
中之島・与板	16,873	16,572	5,852 34.68%	5,853 35.32%	2,922 17.32%	3,013 18.18%
越路・小国	17,529	17,256	6,571 37.49%	6,506 37.70%	3,522 20.09%	3,571 20.69%
和島・寺泊	12,200	11,824	4,969 40.73%	4,925 41.65%	2,604 21.34%	2,647 22.39%
栃尾	15,956	15,523	7,142 44.76%	7,096 45.71%	3,839 24.06%	3,931 25.32%
川口	3,974	3,860	1,648 41.47%	1,639 42.46%	857 21.57%	869 22.51%
合計	261,929	258,800	83,481 31.87%	83,191 32.14%	43,645 16.66%	44,949 17.37%

※各年 10 月 1 日現在の住民基本台帳人口

令和5年度以降の人数は暫定値

2 要介護（要支援）認定者の現況

(1) 要介護者等の状況

要介護（要支援）認定者数は緩やかに増加しており、今後も更なる増加が見込まれます。

要介護（要支援）認定者数等の推移

（単位：人）

区分	平成30年 (2018年)	令和元年 (2019年)	令和2年 (2020年)	令和3年 (2021年)	令和4年 (2022年)	令和5年 (2023年)	令和6年 (2024年)
事業対象者	586	572	592	577	616	620	620
要支援1	1,098	1,173	1,150	1,191	1,162	1,263	1,269
要支援2	1,666	1,806	1,807	1,765	1,755	1,783	1,790
要介護1	2,592	2,541	2,546	2,619	2,593	2,539	2,549
要介護2	2,949	2,860	2,912	2,900	2,884	2,886	2,890
要介護3	2,391	2,442	2,499	2,543	2,515	2,476	2,485
要介護4	2,219	2,187	2,148	2,104	2,230	2,235	2,242
要介護5	1,823	1,865	1,784	1,697	1,712	1,666	1,671
計	14,738	14,874	14,846	14,819	14,851	14,848	14,896
総計	15,324	15,446	15,438	15,396	15,467	15,468	15,516
認定率(%)	17.63	17.65	17.52	17.50	17.53	17.58	17.64

区分	令和7年 (2025年)	令和8年 (2026年)	令和12年 (2030年)	令和17年 (2035年)	令和22年 (2040年)	令和27年 (2045年)	令和32年 (2050年)
事業対象者	620	620	640	720	740	720	700
要支援1	1,275	1,276	1,322	1,445	1,434	1,366	1,316
要支援2	1,799	1,799	1,860	2,048	2,068	1,989	1,930
要介護1	2,560	2,561	2,674	2,997	3,051	2,931	2,840
要介護2	2,901	2,905	2,997	3,388	3,511	3,391	3,304
要介護3	2,498	2,507	2,582	2,928	3,078	3,002	2,948
要介護4	2,255	2,265	2,315	2,609	2,771	2,723	2,697
要介護5	1,679	1,688	1,717	1,923	2,025	1,983	1,956
計	14,967	15,001	15,467	17,338	17,938	17,385	16,991
総計	15,587	15,621	16,107	18,058	18,678	18,105	17,691
認定率(%)	17.72	17.82	18.61	21.14	21.78	21.47	21.14

※事業対象者数は、市の独自集計データ（令和5年度以降は推計）

※事業対象者とは、基本チェックリスト（国の定めた25項目の質問により生活機能低下を見る）の結果により、生活機能の低下が見られた人のこと。

※要介護（要支援）認定者数は国民健康保険団体連合会集計データ（令和6年度以降は推計）

※認定率は第1号被保険者数と第1号認定者数の割合で算出

令和5年度全国平均は集計中

年齢区分別要介護（要支援）認定者数の推移

（単位：人、％）

	令和3年		令和4年		令和5年		5年度 全国平均 (割合)
		割合		割合		割合	
認定者数	14,819		14,851		14,891		
64歳以下	257		250		260		
65歳以上	14,562	17.46%	14,601	17.49%	14,631	17.59%	
前期高齢者	1,528	3.72%	1,492	3.75%	1,459	3.82%	
後期高齢者	13,034	30.80%	13,109	30.04%	13,172	29.30%	
(参考)高齢者数	83,417	31.56%	83,481	31.87%	83,191	32.14%	
前期高齢者	41,100	15.55%	39,836	15.21%	38,242	14.78%	
後期高齢者	42,317	16.01%	43,645	16.66%	44,949	17.37%	

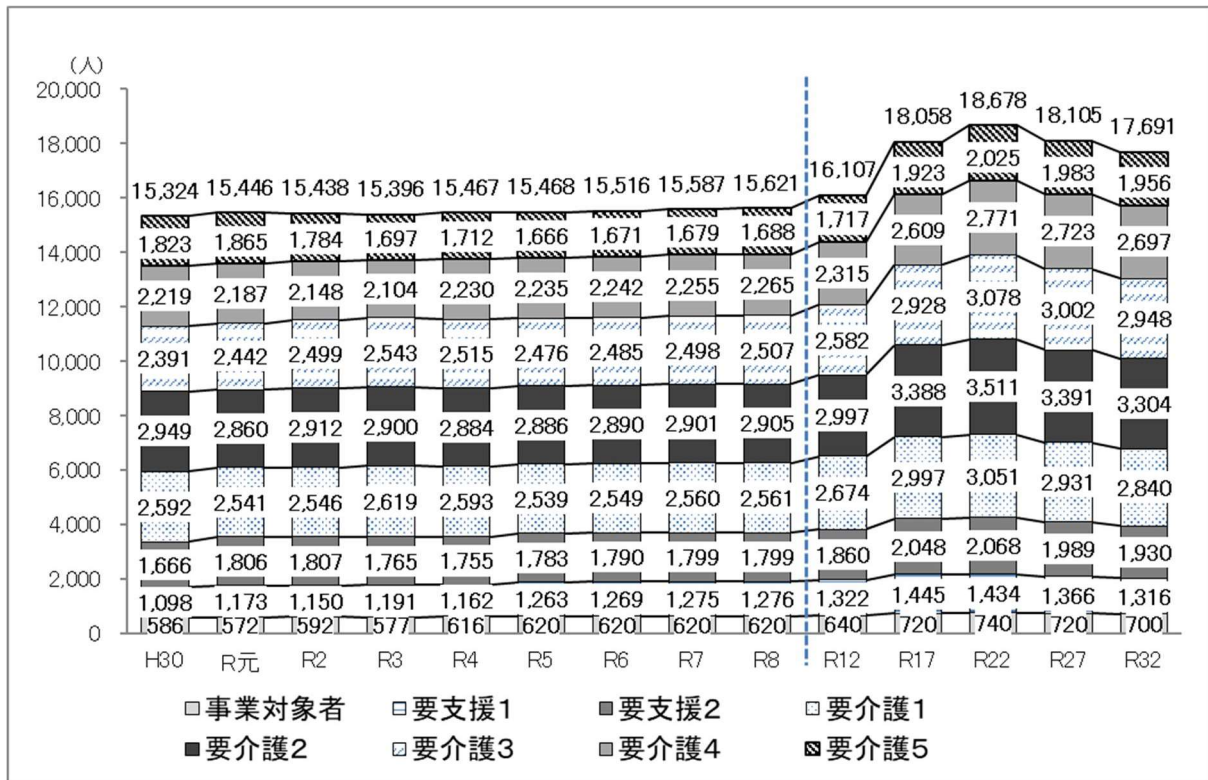
※国民健康保険団体連合会集計データ

全国平均は介護保険事業状況報告月報（9月分）（厚生労働省）から算出

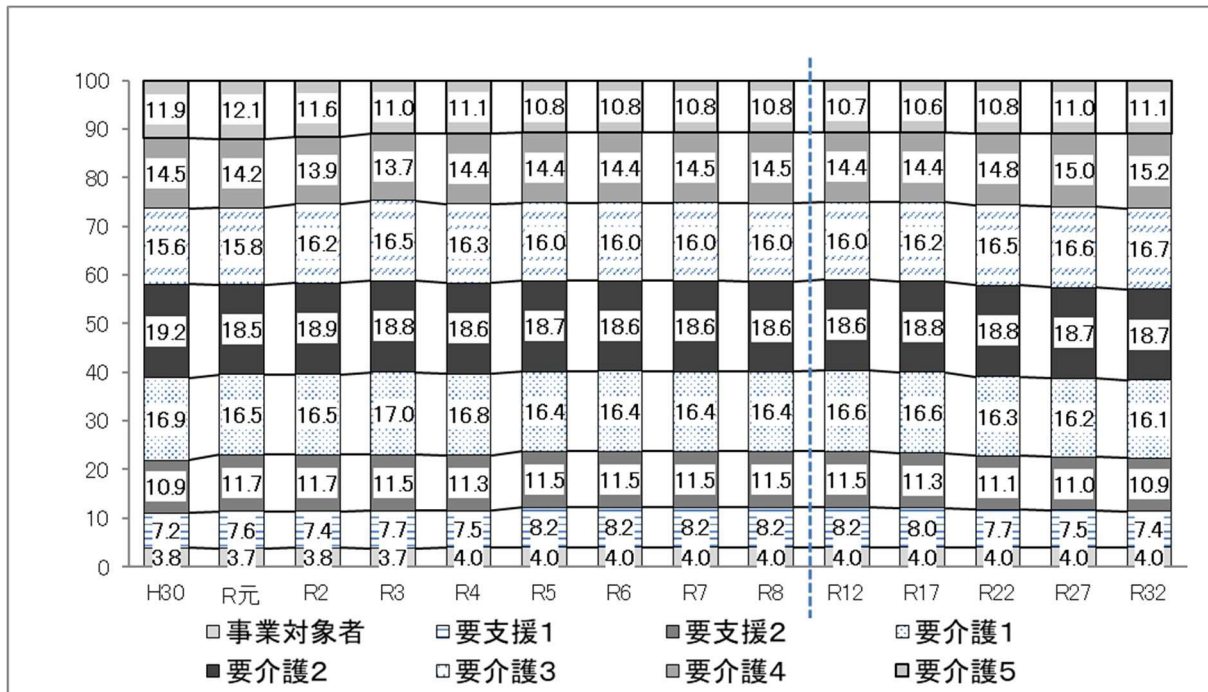
※(参考)高齢者数は各年度10月1日現在の住民基本台帳人口

全国平均は総務省統計局人口推計

要介護（要支援）認定者数等の推移



要介護（要支援）認定者の構成比



(2) 要介護状態の原因となる疾患

脳血管疾患、認知症の割合が高く、介護度が重度になるほど高まる傾向が見られます。要支援者では関節疾患の割合が高くなっています。

介護認定の原因疾患（年齢区分別） 上段：人数、下段：割合

			脳血管疾患	認知症	高齢による衰弱	関節疾患	骨折・転倒	心疾患
第2号被保険者	令和3年度	52	6	0	5	0	0	0
		53.6%	6.2%	0.0%	5.1%	0.0%	0.0%	0.0%
	令和4年度	58	6	0	0	4	0	0
	令和4年度	61.0%	6.3%	0.0%	0.0%	4.2%	0.0%	0.0%
	令和5年度	50	4	1	3	0	0	0
	令和5年度	43.1%	3.4%	0.9%	2.6%	0.0%	0.0%	0.0%
第1号被保険者	前期高齢者	令和3年度	112	80	3	37	26	10
			19.8%	14.2%	0.5%	6.6%	4.6%	1.8%
		令和4年度	151	100	4	48	38	11
		令和4年度	23.3%	15.4%	0.6%	7.4%	5.8%	1.7%
		令和5年度	104	87	5	37	23	9
		令和5年度	18.0%	15.0%	0.9%	6.4%	4.0%	1.5%
後期高齢者	令和3年度	544	1,350	73	447	357	246	
		12.3%	30.4%	1.6%	10.1%	8.0%	5.5%	
	令和4年度	611	1,432	79	512	420	304	
	令和4年度	12.2%	28.5%	1.6%	10.2%	8.4%	6.1%	
	令和5年度	504	1,214	83	455	381	288	
	令和5年度	11.3%	27.2%	1.9%	10.2%	8.5%	6.5%	
合計	令和3年度	708	1,436	76	489	383	256	
		13.9%	28.2%	1.5%	9.6%	7.5%	5.0%	
	令和4年度	820	1,538	83	560	462	315	
	令和4年度	14.2%	26.7%	1.4%	9.7%	8.0%	5.5%	
	令和5年度	658	1,305	89	495	404	297	
	令和5年度	12.8%	25.3%	1.7%	9.6%	7.8%	5.8%	

※各年度9月30日の認定者

(単位：人)

パーキンソン病	糖尿病	呼吸器疾患	悪性新生物	聴覚・視覚障害	脊髄損傷	その他	合計
7	2	0	10	0	0	15	97
7.2%	2.1%	0.0%	10.3%	0.0%	0.0%	15.5%	100%
8	4	1	7	0	4	3	95
8.4%	4.2%	1.1%	7.4%	0.0%	4.2%	3.2%	100%
10	10	0	17	0	1	20	116
8.6%	8.6%	0.0%	14.7%	0.0%	0.9%	17.2%	100%
32	25	16	81	3	5	134	564
5.7%	4.4%	2.8%	14.4%	0.5%	0.9%	23.8%	100%
52	16	14	61	2	6	146	649
8.0%	2.5%	2.2%	9.4%	0.3%	0.9%	22.5%	100%
51	12	8	68	3	5	167	579
8.8%	2.1%	1.4%	11.7%	0.5%	0.9%	28.8%	100%
114	141	123	216	16	8	799	4,434
2.6%	3.2%	2.8%	4.9%	0.4%	0.2%	18.0%	100%
113	141	119	241	14	6	1,024	5,016
2.2%	2.8%	2.4%	4.8%	0.3%	0.1%	20.4%	100%
102	129	135	225	17	6	922	4,461
2.3%	2.9%	3.0%	5.0%	0.4%	0.1%	20.7%	100%
153	168	139	307	19	13	948	5,095
3.0%	3.3%	2.7%	6.0%	0.4%	0.3%	18.6%	100%
173	161	134	309	16	16	1,173	5,760
3.0%	2.8%	2.3%	5.4%	0.3%	0.3%	20.4%	100%
163	151	143	310	20	12	1,109	5,156
3.2%	2.9%	2.8%	6.0%	0.4%	0.2%	21.5%	100%

介護認定の原因疾患（要介護度別） 上段：人数、下段：割合

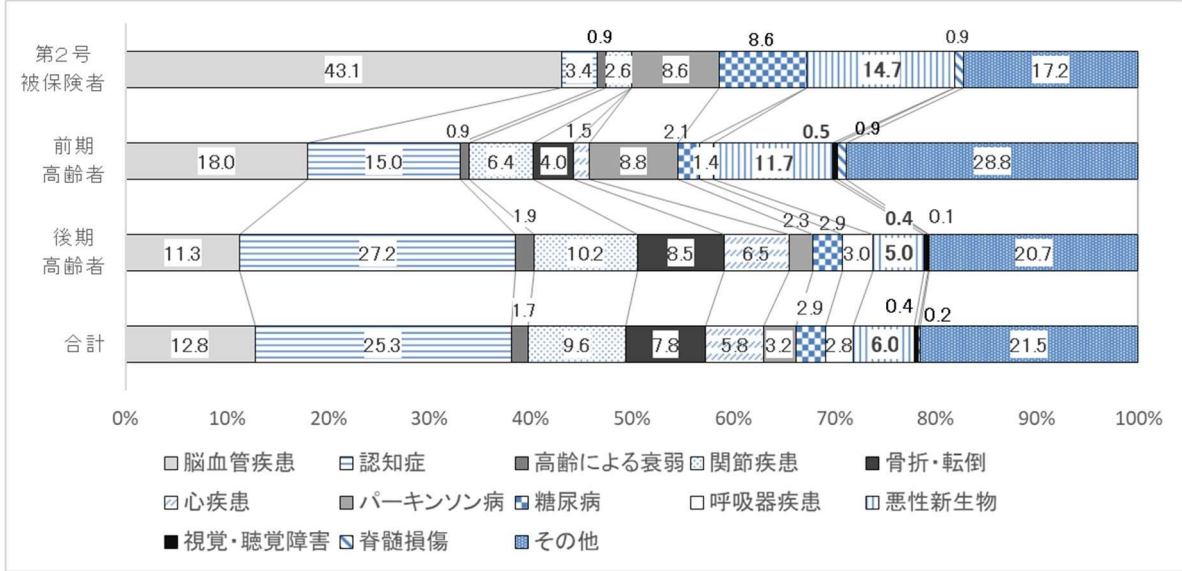
		脳血管疾患	認知症	高齢による衰弱	関節疾患	骨折・転倒	心疾患
要支援 1	令和 3 年度	56 12.9%	44 10.1%	6 1.4%	90 20.7%	28 6.5%	20 4.6%
	令和 4 年度	51 10.3%	36 7.3%	5 1.0%	107 21.6%	45 9.1%	20 4.0%
	令和 5 年度	57 11.3%	44 8.7%	6 1.2%	104 20.5%	36 7.1%	36 7.1%
要支援 2	令和 3 年度	50 10.9%	14 3.1%	10 2.2%	110 24.1%	61 13.3%	34 7.4%
	令和 4 年度	99 14.5%	21 3.1%	9 1.3%	165 24.3%	82 12.1%	43 6.3%
	令和 5 年度	66 11.3%	13 2.2%	8 1.4%	148 25.4%	64 11.0%	31 5.3%
要介護 1	令和 3 年度	88 9.3%	321 33.8%	11 1.2%	84 8.8%	44 4.6%	54 5.7%
	令和 4 年度	107 9.9%	345 31.9%	9 0.8%	88 8.2%	66 6.1%	66 6.1%
	令和 5 年度	85 9.0%	308 32.7%	15 1.6%	62 6.6%	40 4.3%	70 7.5%
要介護 2	令和 3 年度	112 12.0%	280 30.1%	13 1.4%	91 9.8%	68 7.3%	39 4.2%
	令和 4 年度	123 12.0%	287 27.9%	12 1.2%	86 8.3%	92 8.9%	62 6.0%
	令和 5 年度	91 9.5%	260 27.3%	13 1.4%	71 7.5%	74 7.8%	59 6.2%
要介護 3	令和 3 年度	115 14.2%	274 33.8%	8 1.0%	63 7.8%	69 8.5%	39 4.8%
	令和 4 年度	125 14.2%	315 35.7%	13 1.5%	54 6.1%	60 6.8%	41 4.6%
	令和 5 年度	105 13.0%	273 33.8%	12 1.5%	49 6.1%	62 7.7%	43 5.3%
要介護 4	令和 3 年度	128 16.4%	243 31.1%	14 1.8%	36 4.6%	77 9.9%	46 5.9%
	令和 4 年度	161 18.4%	268 30.6%	13 1.5%	39 4.5%	81 9.3%	55 6.3%
	令和 5 年度	136 18.4%	198 26.7%	17 2.3%	40 5.4%	94 12.7%	40 5.4%
要介護 5	令和 3 年度	159 21.7%	260 35.4%	14 1.9%	15 2.1%	36 4.9%	24 3.3%
	令和 4 年度	154 21.5%	266 37.2%	22 3.1%	21 2.9%	36 5.0%	28 3.9%
	令和 5 年度	118 18.9%	209 33.5%	18 2.9%	21 3.4%	34 5.5%	18 2.9%
合計	令和 3 年度	708 13.9%	1,436 28.2%	76 1.5%	489 9.6%	383 7.5%	256 5.0%
	令和 4 年度	820 14.2%	1,538 26.7%	83 1.4%	560 9.7%	462 8.0%	315 5.5%
	令和 5 年度	658 12.8%	1,305 25.3%	89 1.7%	495 9.6%	404 7.8%	297 5.8%

※各年度 9 月 30 日の認定者

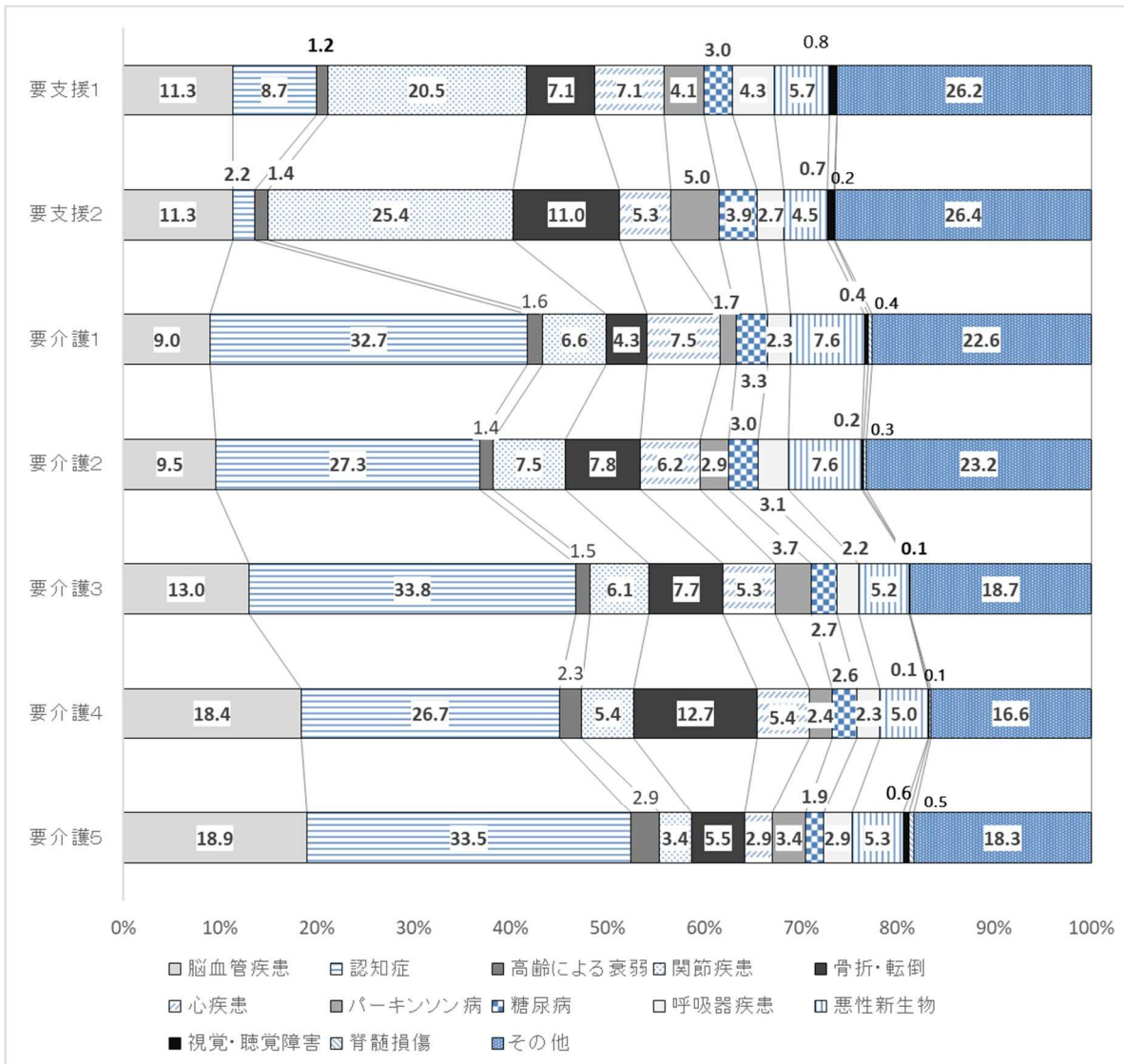
(単位：人)

パーキンソン病	糖尿病	呼吸器疾患	悪性新生物	聴覚・視覚障害	脊髄損傷	その他	合計
13	19	14	26	2	0	116	434
3.0%	4.4%	3.2%	6.0%	0.5%	0.0%	26.7%	100%
16	24	14	31	1	1	145	496
3.2%	4.8%	2.8%	6.3%	0.2%	0.2%	29.2%	100%
21	15	22	29	4	0	133	507
4.1%	3.0%	4.3%	5.7%	0.8%	0.0%	26.2%	100%
16	21	15	22	3	0	101	457
3.5%	4.6%	3.3%	4.8%	0.7%	0.0%	22.1%	100%
22	21	14	11	4	2	187	680
3.2%	3.1%	2.1%	1.6%	0.6%	0.3%	27.5%	100%
29	23	16	26	4	1	154	583
5.0%	3.9%	2.7%	4.5%	0.7%	0.2%	26.4%	100%
14	38	26	67	4	2	196	949
1.5%	4.0%	2.7%	7.1%	0.4%	0.2%	20.7%	100%
23	32	25	73	3	0	243	1,080
2.1%	3.0%	2.3%	6.8%	0.3%	0.0%	22.5%	100%
16	31	22	71	4	4	213	941
1.7%	3.3%	2.3%	7.6%	0.4%	0.4%	22.6%	100%
24	30	26	62	6	1	178	930
2.6%	3.2%	2.8%	6.7%	0.7%	0.1%	19.1%	100%
34	28	27	60	3	4	212	1,030
3.3%	2.7%	2.6%	5.8%	0.3%	0.4%	20.6%	100%
28	29	30	72	2	3	221	953
2.9%	3.0%	3.1%	7.6%	0.2%	0.3%	23.2%	100%
21	27	14	40	2	3	136	811
2.6%	3.3%	1.7%	4.9%	0.2%	0.4%	16.8%	100%
26	31	16	49	0	1	152	883
2.9%	3.5%	1.8%	5.6%	0.0%	0.1%	17.2%	100%
30	22	18	42	1	0	151	808
3.7%	2.7%	2.2%	5.2%	0.1%	0.0%	18.7%	100%
29	21	18	50	2	2	114	780
3.7%	2.7%	2.3%	6.4%	0.3%	0.3%	14.6%	100%
26	12	24	53	1	5	137	875
3.0%	1.4%	2.7%	6.0%	0.1%	0.6%	15.6%	100%
18	19	17	37	1	1	123	741
2.4%	2.6%	2.3%	5.0%	0.1%	0.1%	16.6%	100%
36	12	26	40	0	5	107	734
4.9%	1.6%	3.5%	5.4%	0.0%	0.7%	14.6%	100%
26	13	14	32	4	3	97	716
3.6%	1.8%	2.0%	4.5%	0.6%	0.4%	13.5%	100%
21	12	18	33	4	3	114	623
3.4%	1.9%	2.9%	5.3%	0.6%	0.5%	18.3%	100%
153	168	139	307	19	13	948	5,095
3.0%	3.3%	2.7%	6.0%	0.4%	0.3%	18.6%	100%
173	161	134	309	16	16	1,173	5,760
3.0%	2.8%	2.3%	5.4%	0.3%	0.3%	20.4%	100%
163	151	143	310	20	12	1,109	5,156
3.2%	2.9%	2.8%	6.0%	0.4%	0.2%	21.5%	100%

介護認定の原因疾患（年齢区分別）



介護認定の原因疾患（要介護度別）



(3) 要介護（要支援）認定者における認知症高齢者数

日常生活自立度のランクが中度のⅡb、Ⅲaの割合が高く、全体の半数近くを占めています。

要介護（要支援）認定者における認知症高齢者の日常生活自立度の推移（単位：人、％）

		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	割合	人数	割合	人数	割合	人数	割合
自立		2,128	14.14	2,182	14.45	2,212	14.58	2,165	14.30
認知症高齢者	I	2,475	16.44	2,486	16.47	2,503	16.50	2,521	16.65
	Ⅱa	1,098	7.29	1,222	8.09	1,199	7.91	1,244	8.22
	Ⅱb	3,747	24.89	3,705	24.54	3,572	23.55	3,534	23.34
	Ⅲa	3,225	21.42	3,196	21.17	3,286	21.67	3,343	22.08
	Ⅲb	777	5.16	805	5.33	833	5.49	814	5.38
	Ⅳ	1,444	9.59	1,344	8.90	1,380	9.10	1,314	8.68
	M	126	0.84	136	0.91	146	0.96	175	1.16
	計	12,892	85.63	12,894	85.41	12,919	85.18	12,945	85.51
転入による継続認定		34	0.23	21	0.14	37	0.24	29	0.19
認定者数計		15,054	100	15,097	100	15,168	100	15,139	100

※各年度9月30日の認定者数（資格喪失分含む）

（参考）認知症高齢者の日常生活自立度

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱa	家庭外で上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅱb	家庭内でも上記Ⅱの状態が見られる。
Ⅲ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
Ⅲa	日中を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅲb	夜間を中心として上記Ⅲの状態が見られる。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

(4) 要介護度別サービス利用者数

介護保険サービス利用者数は全体として、ほぼ横ばいです。

要介護度別サービス利用者数の推移

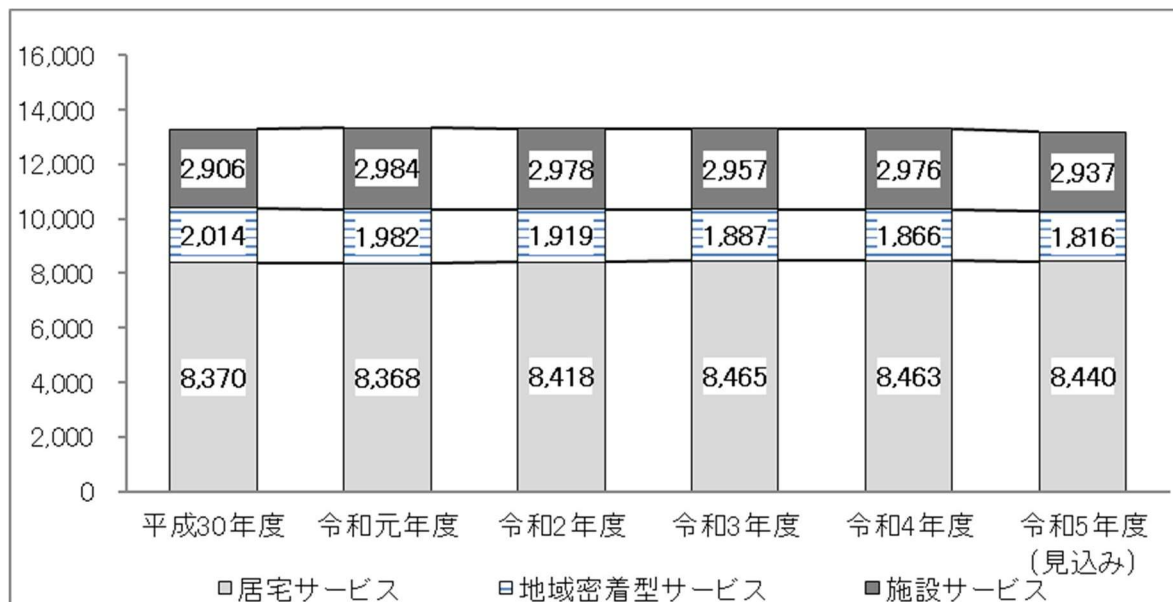
(単位：人／月)

サービス区分		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度 (見込み)
居宅 サービス 利用者数	要支援 1	410	451	471	494	509	518
	要支援 2	963	1,067	1,104	1,106	1,084	1,106
	要介護 1	1,924	1,862	1,876	1,912	1,911	1,882
	要介護 2	2,282	2,260	2,244	2,287	2,279	2,261
	要介護 3	1,359	1,360	1,431	1,422	1,436	1,434
	要介護 4	882	860	824	793	802	814
	要介護 5	550	508	468	451	442	425
計	8,370	8,368	8,418	8,465	8,463	8,440	
地域密着型 サービス 利用者数	要支援 1	7	6	5	5	6	7
	要支援 2	16	20	12	8	7	7
	要介護 1	408	387	369	363	362	350
	要介護 2	530	515	500	488	471	463
	要介護 3	467	476	461	467	471	445
	要介護 4	333	317	313	318	320	313
	要介護 5	253	261	259	238	229	231
計	2,014	1,982	1,919	1,887	1,866	1,816	
施設 サービス 利用者数	要介護 1	84	71	75	82	80	70
	要介護 2	212	212	223	218	201	195
	要介護 3	673	708	737	753	737	724
	要介護 4	989	993	980	1,011	1,039	1,071
	要介護 5	948	1,000	963	893	919	877
	計	2,906	2,984	2,978	2,957	2,976	2,937

※各年度介護保険事業状況報告（月報、年報）

※居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを複数にわたり受給した場合は、該当する欄にそれぞれ計上。

介護サービス利用者の状況



3 高齢者世帯と住居の状況

高齢単身世帯、高齢夫婦世帯は10年間で、それぞれ約1.6倍、約1.2倍に増えています。また、高齢者の9割以上が持ち家暮らしで、全国平均を10ポイント上回っています。

高齢者のいる世帯の状況

(単位:世帯、%)

区分		平成22年	平成27年	令和2年	(参考) 新潟県	(参考) 全国
総世帯数		98,548	100,143	104,168	862,796	55,704,949
65歳以上世帯員 のいる世帯	世帯数	45,747	49,486	51,577	443,774	22,655,031
	割合	46.4%	49.4%	49.5%	51.4%	40.7%
①高齢単身世帯	世帯数	6,754	8,745	11,226	98,746	6,716,806
	割合	6.9%	8.7%	10.8%	11.4%	12.1%
②高齢夫婦世帯	世帯数	9,998	11,072	12,397	105,469	6,533,895
	割合	10.1%	11.1%	11.9%	12.2%	11.7%
③その他の世帯	世帯数	28,995	29,669	27,954	239,559	9,404,330
	割合	29.4%	29.6%	26.8%	27.8%	16.9%

※国勢調査

※総世帯数に施設入所者は含まれない。

※夫婦どちらかが65歳以上の世帯は、高齢夫婦世帯に含む。

高齢者の住居状況(65歳以上親族のいる一般世帯数)

(単位:世帯、%)

区分		持ち家	公営・公団・ 公社	民営借家	給与住宅	間借り	その他	合計
長岡市	世帯数	47,422	1,043	2,751	88	185	88	51,577
	割合	91.9%	2.0%	5.3%	0.2%	0.4%	0.2%	100%
新潟県	世帯数	410,415	8,481	21,784	751	1,572	768	443,774
	割合	92.5%	1.9%	4.9%	0.2%	0.3%	0.2%	100%
全国	世帯数	18,543,619	1,457,842	2,364,626	62,104	159,030	67,791	22,655,031
	割合	81.9%	6.4%	10.4%	0.3%	0.7%	0.3%	100%

※令和2年国勢調査

4 高齢者の就業状況

65歳以上人口に占める就業率は、5年間ですべての年齢階級で微増しています。

高齢者の就業状況比較

(単位：人、%)

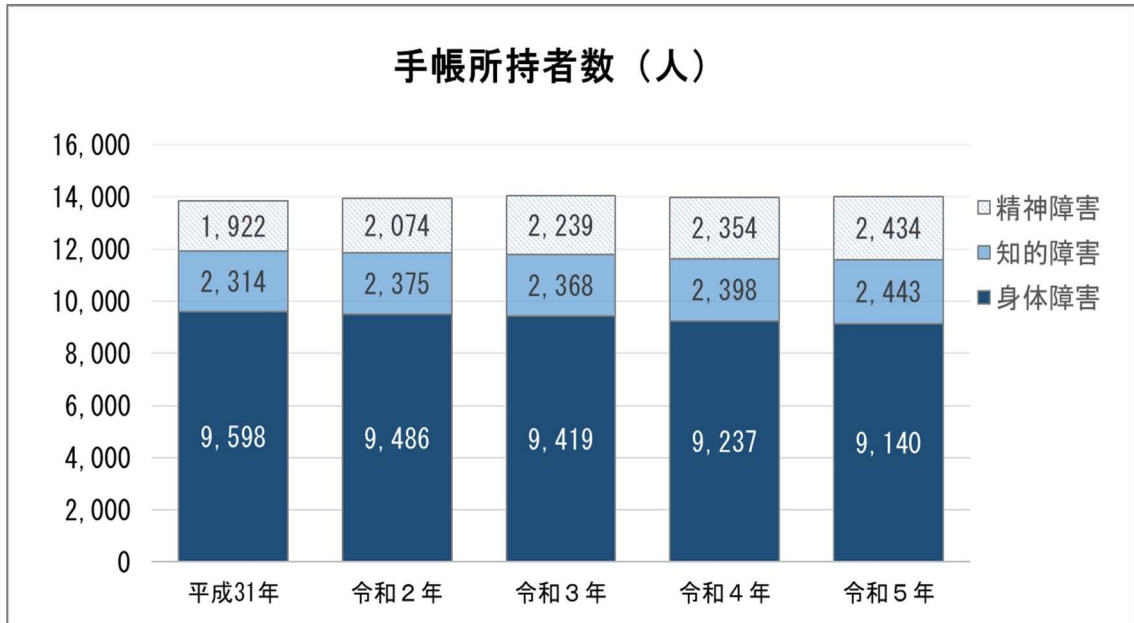
		65歳以上人口		65歳以上就業者数		65歳以上人口に占める65歳以上就業者割合		全就業者数に占める65歳以上就業者割合	
		平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年	平成27年	令和2年
65～69歳	長岡市	21,639	19,747	9,185	9,207	42.4	46.62	6.8	7.2
	新潟県	186,205	168,337	80,989	81,847	43.5	48.62	7.1	7.5
	全国	9,643,867	8,075,268	3,996,078	3,814,699	41.4	47.24	6.8	6.6
70～74歳	長岡市	16,144	20,481	4,142	6,352	25.7	31.0	3.0	4.9
	新潟県	139,553	175,311	37,653	57,538	27.0	32.8	3.3	5.3
	全国	7,695,811	9,011,795	1,943,543	2,882,904	25.3	32.0	3.3	5.0
75～79歳	長岡市	14,557	14,729	2,159	2,544	14.8	17.3	1.6	2.0
	新潟県	127,335	126,620	21,301	23,274	16.7	18.4	1.9	2.1
	全国	6,276,856	6,930,928	959,115	1,246,049	15.3	18.0	1.6	2.2
80～84歳	長岡市	12,557	12,418	948	1,078	7.5	8.7	0.7	0.8
	新潟県	109,894	107,739	9,953	11,006	9.1	10.2	0.9	1.0
	全国	4,961,420	5,296,728	438,287	530,752	8.8	10.0	0.7	0.9
85歳以上	長岡市	14,269	15,996	369	487	2.6	3.0	0.3	0.4
	新潟県	122,098	137,928	3,940	4,960	3.2	3.6	0.3	0.5
	全国	4,887,487	6,021,086	188,556	250,070	3.9	4.2	0.3	0.4
計	長岡市	79,166	83,371	16,803	19,668	21.2	23.6	12.4	15.3
	新潟県	685,085	715,935	153,836	178,625	22.5	24.9	13.5	16.5
	全国	33,465,441	35,335,805	7,525,579	8,724,474	22.5	24.7	12.8	15.1

※国勢調査

5 障害者手帳所持者数と年齢別の手帳所持者数

(1) 障害者手帳所持者数

各障害者手帳所持者数の合計は、これまでわずかに増加していましたが、近年はほぼ横ばいで推移しています。手帳別では、身体障害が減少している一方で、知的障害、精神障害の手帳所持者が増加している状況です。



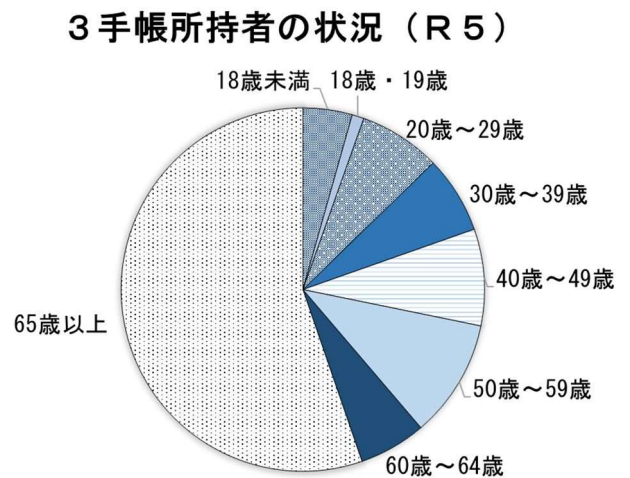
※各年4月1日現在

(2) 年齢別の手帳所持者数

60歳以上の手帳所持者数が大きく減少している一方、20歳、30歳、50歳代は大きく増加しています。また、手帳所持者数の合計は、3年前と比較してわずかに増加しています。

年齢	令和2年	令和5年	比較	
	人数	人数	人数	増減率 (%)
18歳未満	619	614	-5	-0.8%
18歳・19歳	186	149	-37	-19.9%
20歳～29歳	872	1,020	148	17.0%
30歳～39歳	854	966	112	13.1%
40歳～49歳	1,227	1,205	-22	-1.8%
50歳～59歳	1,377	1,478	101	7.3%
60歳～64歳	926	837	-89	-9.6%
65歳以上	7,874	7,748	-126	-1.6%
計	13,935	14,017	82	0.6%

※各年4月1日現在



第3章 高齢者保健福祉の基本方針と施策体系

1 高齢者保健福祉を進めるための重点項目

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した健康づくりと介護予防の推進

【現状と課題】

本市における国民健康保険の医療費は、生活習慣関連疾患が全医療費の5割を超えています。そのうちがん、高血圧、糖尿病、慢性腎臓病等の割合が6割を占め、県、国より高い割合となっています。健康寿命（介護などを受けず日常生活に制限のない期間）の延伸・健康格差の縮小には、幼少期からの健康的な生活習慣の確立が重要です。また、メンタルヘルス対策も課題となっています。

本市の軽度認定率は国、県と比べて低く、介護予防への取り組み効果が表れています。その反面、ニーズ調査から介護や介助が必要だが支援を受けていない人が1割存在していることや、主に要支援までを対象とした介護予防に重点を置いた「介護予防・生活支援サービス」を知らない人が半数以上であることから、サービスの周知と理解促進、利用への抵抗感を軽減するための啓発、必要なタイミングでサービスにつなげていく体制づくりが課題です。

【今後の方向性】

健康的な生活習慣の継続と健康状態の改善、主体的な多世代健康づくりを推進します。そして、高齢者が主体的・継続的に取り組める介護予防事業の推進及び介護予防・生活支援サービス事業の制度理解への取り組みと、高齢者の自立支援・重度化防止に向けた早期介入を機能させるための体制づくりやデータ分析に基づく効果的実施に取り組めます。

(2) 認知症の人やその家族を支援する認知症施策の推進

【現状と課題】

国が令和元年6月に取りまとめた認知症施策推進大綱では、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望をもって日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視し、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するとしています。本市においても、今後も認知症の人の増加が見込まれることから、大綱の基本的考え方をふまえた取り組みを進めていく必要があります。

また、本市においては、介護が必要となった原因として、認知症が最も多い現状をふまえ、早期の気づきから早期受診、早期診断、早期対応につなげる体制を強化するとともに、認知症に対する正しい知識や理解を深めるための普及啓発を推進する必要があります。

さらに、ニーズ調査から「介護が必要となっても自宅で暮らしたい」と考える高齢者が多いという現状を踏まえ、地域における支援体制の充実や、医療・介護の連携の推進、地域での見守り体制の整備等により、切れ目のない支援体制の構築が必要です。

【今後の方向性】

認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができる社会を目指し、認知症施策推進大綱の基本的考え方である「共生」と「予防」を車の両輪として、「普及啓発・本

人発信支援」「予防」「医療・ケア・介護サービス・介護者等への支援」「認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援」の柱に沿って認知症施策を推進します。また、これらの施策は認知症の人やその家族の意見も踏まえて取り組んでいきます。

なお、令和5年に成立した共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づき国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえ、本市の認知症施策を推進します。

(3) 在宅サービスの充実

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けるためには、高齢者のニーズに即した様々な在宅サービス等の充実や支援体制の整備が重要となります。

ニーズ調査から「介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と考える人が多く、そのために欠かせないこととして「必要な在宅介護サービスが整っていること」「在宅医療が充実し、かかりつけ医による診察等が自宅で受けられること」をあげている人が多くいます。また、高齢者を取り巻く世帯や家族状況等の変化を見ると、単身高齢者世帯や高齢者のみの世帯、身寄りのない高齢者や親族と疎遠な高齢者が増加しています。

本市においては、介護保険サービスの他に、見守りサービスなど様々な在宅サービスを実施していますが、利用者が一定数にとどまっている現状があります。必要な人が必要な時に適切なサービスを利用できるよう、サービスの理解促進や相談窓口の周知を図る必要があります。

また、医療や介護が必要になった時に、どのような背景や課題を抱える状況であっても、高齢者・家族が必要とする専門的なケアやサービスが滞りなく受けられるよう、医療・介護の専門職同士の円滑な連携を推進すると同時に、市民自身が「介護が必要になったらどう過ごしたいか」をあらかじめ考えておくこと、家族と話し合っておくことの大切さを啓発する必要があります。

加えて、地域包括ケアシステムを支える中核的サービスとして位置づけられている地域密着型サービスの普及促進を図っているところですが、サービス稼働率の伸び悩みが課題となっています。

【今後の方向性】

在宅要介護者や在宅介護者が多様な選択ができ、安心して自宅での生活を送れるように、在宅サービスの充実、医療・介護・地域での見守り等包括的な支援体制の構築、地域密着型サービスの定期巡回・随時対応型訪問介護看護や（看）小規模多機能型居宅介護の普及を図り、在宅限界点の向上に取り組めます。

また、サービスや正しい使い方に関する積極的な情報発信、介護保険制度の理念の啓発、「介護が必要になった時に自分はどう過ごしたいか」を考える市民が増えるよう意識の醸成に努めます。

(4) 介護人材確保に向けた支援・施策の総合的な推進

【現状と課題】

介護人材不足を要因とする事業縮小や廃止が見受けられることから、必要とされる介護サービスを適切かつ確実に提供するため、県及び関係機関と連携した介護人材の確保が求められています。

また、生産年齢人口が減少する中、限られた人材で多様なニーズに対応するために、職員の負担軽減を図りながら、介護サービスの質の向上に繋げていく取り組みが求められます。

【今後の方向性】

令和 22 年(2040 年)等の中長期を見据え、介護現場全体の人手不足対策を進めるため、県や市内介護事業者等と連携した処遇改善、多様な人材の活用の促進、介護現場における生産性の向上や ICT の活用等による業務効率化の取り組みを推進しながら、介護事業全般の魅力発信等に努めます。

(5) 既存サービス事業の安定化の推進を目的とした介護基盤整備

【現状と課題】

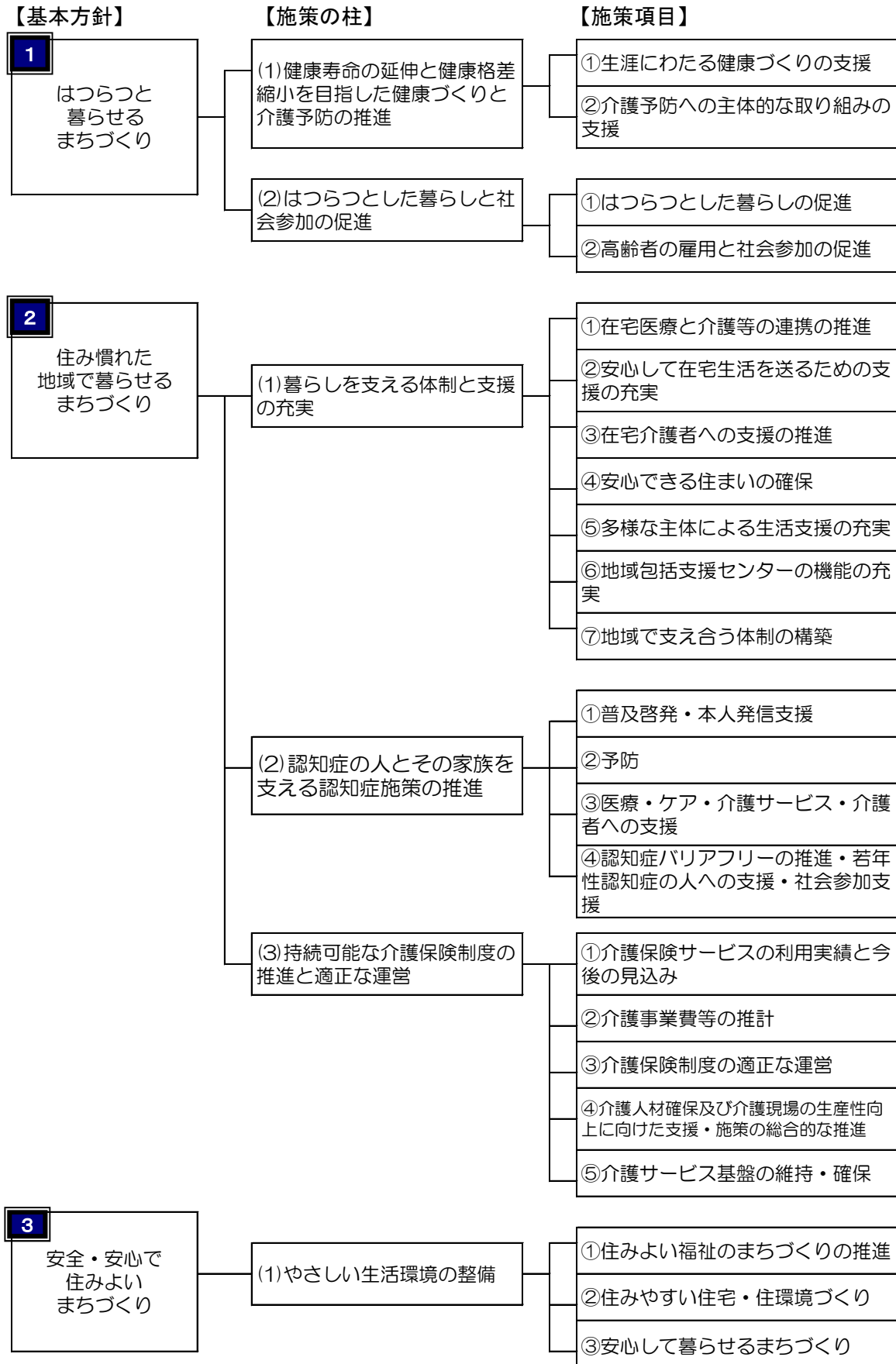
介護保険施設の入所待機者数が減少傾向であり、施設入所の待機期間が短くなっている要因の一つとして、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んだことが考えられ、これら的高齢者向け住まいの増加は、多様な介護ニーズの受け皿の一つとなっています。

【今後の方向性】

高齢者のニーズや利用状況等を把握したうえで、真に必要な基盤整備を一定程度行い、既存サービスの活用推進・安定化を図ります。

2 基本方針と施策の柱

基本理念を実現するために、下図のとおり3つの基本方針と6つの施策の柱を掲げ、「地域包括ケアシステムの深化・推進」を念頭に置きながら、横断的に各施策に取り組みます。



● 施策推進における横断的な視点：地域包括ケアシステムの深化・推進

- 多くの高齢者が、住み慣れた地域で暮らし続けることを望んでいます。これを実現するため、高齢者のニーズに応じて「医療」、「介護」、「予防」、「生活支援」、「住まい」を一体的、包括的に提供するのが「地域包括ケアシステム」です。

団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を見据え、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことを可能としていくため、地域包括ケアの提供体制（地域包括ケアシステム）の構築を進めてきたところです。さらにその先を展望すると、いわゆる団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22年（2040年）に向け、生産年齢人口の減少が加速する中で、高齢者人口がピークを迎えることとなります。

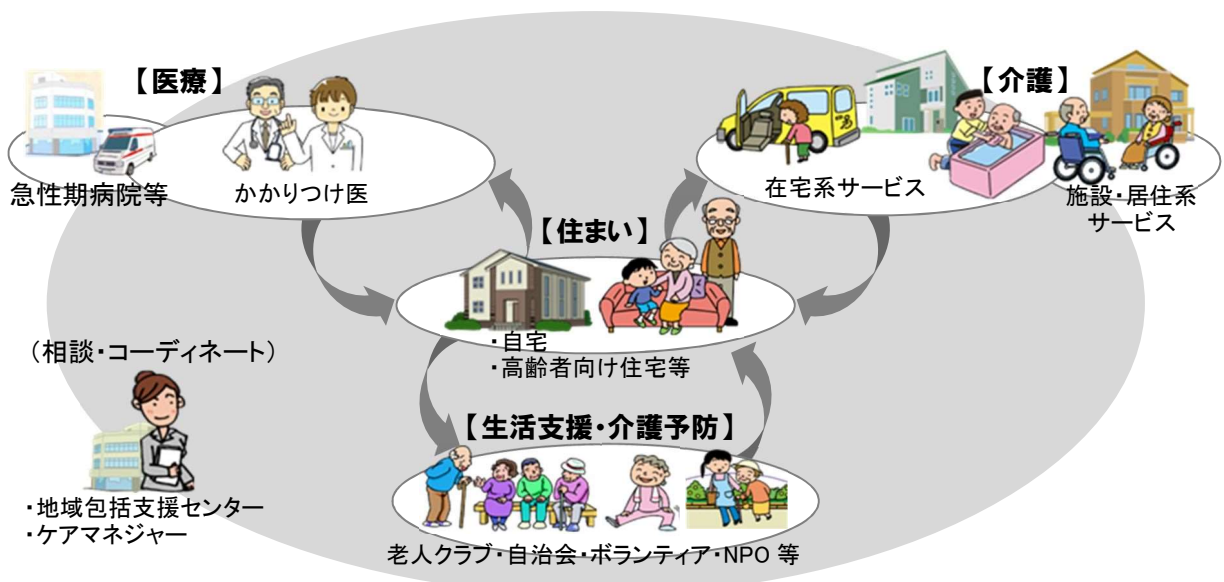
- 本市においても、総人口の減少が続く中であっても高齢者人口は増加し続けます。令和4年に高齢者人口はピークを迎えましたが、要介護認定率の高い後期高齢者の人口は、これ以降も増加が続き、令和12年（2030年）頃にはピークを迎える見込みです。

また、介護保険の認定者数も年々増加していく見込みであり、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ高齢者や認知症高齢者の増加も予測されます。一方、生産年齢人口の急減に直面することを踏まえ、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保や介護現場における生産性の向上の推進等が重要となってくることから、地域包括ケアシステムの推進に、各分野の関係者が連携し、全市をあげて取り組みを進める必要があります。

- 地域包括ケアシステムの推進には、医療・介護・介護予防などのサービスの充実・強化だけでなく、地域での支え合いの体制づくりを進めることが欠かせません。そして、高齢者自身が健康づくりや生きがいづくりなどに関心を持ち、積極的に社会に関わることも重要です。そのためには、本計画で掲げた基本目標・施策の全てにおいて、「地域包括ケアシステムの深化・推進」という横断的な視点により、全市民が同じ方向を向いて取り組むことが重要です。

- 国の基本指針において、地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤とされています。第9期計画においても、地域包括ケアシステムの深化・推進を通じ、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らししていくことのできる地域共生社会の実現を目指します。

<地域包括ケアシステムの姿>



3 施策の体系

基本方針Ⅰ はつらつと暮らせるまちづくり

急速な少子高齢化が進行する中、元気な高齢者が活躍できるよう、それぞれのライフスタイルに合った活動と健康づくりの場を支援します。

また、高齢者が自ら健康づくりに取り組み、機能維持を図れるよう支援すると同時に、高齢者が積極的に社会参加し、支援が必要な高齢者の生活支援の担い手となって支える社会の実現を目指します。

(1) 健康寿命の延伸と健康格差の縮小を目指した健康づくりと介護予防の推進

① 生涯にわたる健康づくりの支援

- ・ 幼少期から高齢期までの多世代にわたる市民が、生涯を通じて、健康の保持増進が図られるように、栄養・食生活、身体活動・運動、こころの健康・休養に着目した健康増進施策を推進します。
- ・ 自らの健康づくりに取り組むきっかけや取り組みの成果など自分の身体の状態を知る機会として、各種健康診査があります。健康診査の受診しやすい環境整備に努めるとともに、保健指導や健康相談の場の充実を図ります。また、個人はもとより、地域全体で健康づくりに取り組む機会を推進するとともに、生活習慣病の発症予防・重症化予防のために、きめ細かな保健指導を行います。
- ・ 健康寿命の延伸を図っていくために高齢者の保健事業と介護予防の取り組みの一体的な実施を進めます。

② 介護予防への主体的な取り組みの支援

- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業（以下、総合事業という）を実施することで、高齢者が主体的かつ継続的に必要な介護予防に取り組んでいけるよう介護予防事業を推進します。
- ・ 要支援者・虚弱高齢者に対しては、身体機能の改善と生活動作や社会参加の向上を目標としたサービスの充実を図ります。あわせてサービスの周知と介護予防に対する理解促進、適切な介護予防ケアマネジメントによって利用者の目標を明確化し、自立に向けた主体的な取り組みを促します。
- ・ すべての高齢者が気軽に参加できる通いの場の立ち上げ、活動支援に力を入れ、住民主体の活動が継続的に拡大していくような地域づくりを推進します。さらに、各事業の効果について分析・評価を行い、総合事業の効果的な実施を図ります。

(2) はつらつとした暮らしと社会参加の促進

① はつらつとした暮らしの促進

高齢者が元気でいきいきと暮らせるよう、地域における高齢者の活動や健康づくりの場でもある老人クラブを支援するとともに、コミュニティ活動の推進、生涯学習、スポーツ・レクリエーションの機会や情報の提供に取り組みます。

また、高齢者の憩いや交流、介護予防の場として活用してもらえよう、老人福祉センター等を運営します。

② 高齢者の雇用と社会参加の促進

全ての高齢者がいきいきと暮らせるように、就労意欲の高い高齢者に、多様な働き方など活躍できる場の情報提供を行うとともに、シルバー人材センターなどにより、高齢者の豊富な経験や知識・技術を生かしながら活力と能力を社会に還元し、支援が必要な高齢者の生活支援の担い手となる仕組みづくりを促進します。

基本方針Ⅱ 住み慣れた地域で暮らせるまちづくり

住み慣れた地域での暮らしを可能な限り継続できるよう、支援体制・サービスの充実・強化に取り組みます。

また、介護保険制度の安定的な運営と高齢者の介護予防・自立支援に努めるとともに、様々な介護ニーズに対応できるよう既存施設やサービスの有効活用及び情報発信に努めます。

(1) 暮らしを支える体制と支援の充実

① 在宅医療と介護等の連携の推進

- ・ 今後、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、当該高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、日常の療養支援、急変時の対応、入退院支援、看取り、さらに、認知症の方への対応あるいは感染症や災害対応等の様々な局面においても継続的なサービスの維持を目指し、地域における医療・介護の連携を推進します。
- ・ 要介護（要支援）者が医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションから、介護保険で実施できる生活期リハビリテーションを利用できるよう、切れ目ないサービス提供体制の確保に努めます。

② 安心して在宅生活を送るための支援の充実

見守りサービスなど、在宅生活を支援する事業を実施します。

また、医療ニーズの高いひとり暮らしの高齢者や重度の要介護者が、緊急時の対応を含め、安心して在宅生活を送ることができるよう、地域密着型サービスを含む既存の介護サービスの周知及び利用向上を図ります。

③ 在宅介護者への支援の推進

在宅で介護を行う介護者を支援するために支援金を支給します。

また、介護者を地域全体で支えるために、地域の関係者のネットワークを強化します。

④ 安心できる住まいの確保

住み慣れた地域で暮らすことを希望する高齢者が、自宅での暮らしの継続が難しくなっ

ても住み替えにより安心して暮らし続けられるよう、必要なサービスや仕組みを備えた高齢者向けの住まいの確保に努めます。また、住み慣れた自宅での生活をより安全に続けていただくための住宅改造費の一部補助など、在宅福祉の推進を図ります。

⑤ 多様な主体による生活支援の充実

高齢者が地域で生活を続けていくための生活支援の必要性が増加していることから、地域のニーズや資源の把握を行った上で、元気な高齢者を含む地域住民が担い手として参加する住民主体の活動や、社会福祉協議会、シルバー人材センター、NPO、民間企業等の多様な主体によるサービスなど、生活支援の充実を図ります。

⑥ 地域包括支援センターの機能の充実

- ・ 高齢者に関する総合相談窓口として、各種相談に対応するほか、高齢者虐待防止等の権利擁護、ケアマネジャーの支援、介護予防ケアマネジメント等に引き続き取り組むとともに、複合的な課題を抱える世帯に対し適切な支援ができるよう、関係機関との連携を強化します。
- ・ 地域包括ケア推進の地域における中核機関としての機能を高め、関係者のネットワークを強化するなど、様々な地域資源を活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるよう支援します。

⑦ 地域で支え合う体制の構築

- ・ 自然災害や日々の事故等から身を守り、安心した生活を送るためには、地域住民同士のつながり、結びつきが欠かせません。高齢者の生活全般に目を配り、見守るために、地域コミュニティの形成や長岡市社会福祉協議会等との連携を進めていきます。
- ・ 福祉団体やボランティアをはじめ市民誰もが気軽に集い、活動できる福祉活動の拠点として、社会福祉センタートモシアを運営します。福祉相談機能を集約した利点を発揮し、生活を支える体制を強化するとともに、活動スペースの有効活用を図り、市民活動を推進します。
- ・ 高齢者や障害のある人に対する市民の理解と認識を深め、思いやりや助け合いの心を育みます。
- ・ ボランティア活動のきっかけづくりなどを積極的に支援するボランティアセンターを運営し、相談体制を充実させるとともに、福祉教育、広報・啓発活動を推進し、ボランティアの育成・確保を図ります。

(2) 認知症の人やその家族を支える認知症施策の推進

① 普及啓発・本人発信支援

認知症は誰もがなりうる身近なものであることや物忘れが気になった際の相談先などを、認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）を中心にさまざまな機会を捉え普及啓発するとともに、認知症サポーターの養成を引き続き推進します。

認知症に対する市民の正しい知識と理解がより深まるよう、認知症本人も参画する普及啓発の取り組みを検討します。

② 予防

日常生活における自らの認知症予防の取り組みを促進するとともに、認知症は早期の気づきと診療が重要であることから、その重要性について普及啓発を行います。

認知症のリスクを上げる要因のうち、難聴は予防できる最も大きな危険因子といわれていることから、補聴器の適正な使用につながる支援を行います。

③ 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

- ・ 認知症の人に早期に関わり、早期受診や適切なサービスにつなげる「認知症初期集中支援チーム」の活動を推進するとともに、認知症ケアパスを活用しながら相談体制の充実を図ります。また、オレンジ（認知症）カフェや認知症の人やその家族への一体的支援事業（ミーティングセンター）、やすらぎ支援員の派遣等により、認知症の人やその家族への支援を推進します。
- ・ 引き続き、認知症地域支援推進員を中心に医療・介護等の連携強化を行い、関係機関と連携して介護従事者の認知症対応力向上のための取り組みを行うことにより、地域における支援体制を強化します。

④ 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

- ・ 認知症になっても住みなれた地域で暮らし続けることができるよう、地域の見守り体制の強化を図るとともに、認知症サポーターや認知症に理解のある人を中心とした身近な地域における支援体制の構築や、成年後見制度の利用促進の取り組みを進めます。
- ・ 暮らし全体にわたって、認知症の人にやさしいまちづくりを行っていく必要があることから、日常の暮らしを支える小売り・交通・金融・生活サービス等の幅広い事業者との連携について検討します。
- ・ 若年性認知症の人が適切な支援を受け、生きがいをもった生活を送れるよう、若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、医療機関等との連携を図りながら、支援体制の構築を検討します。

(3) 持続可能な介護保険制度の推進と適正な運営

① 介護保険サービスの利用実績と今後の見込み

過去のサービス利用や介護報酬の実績、各種調査の結果を勘案し、在宅生活の継続や施設入所の必要性が高い人の早期入所に向けた介護サービス基盤の整備計画をふまえた適切な利用量を見込みます。

② 介護保険事業費等の推計

- ・ 本市の総人口の減少が続く中で、高齢者数は令和4年にすでにピークを迎えましたが、後期高齢者数は令和12年（2030年）頃にピークを迎える見込みです。その後も高齢化率は令和32年（2050年）まで上昇し続けるとともに、医療・介護ニーズの高い85歳以上の人口は急速に増加し、令和22年（2040年）度にはピークを迎える見込まれることから、中・長期的な視野に基づき介護保険事業費を見込みます。引き続き必要な介護サービスを保険給付として受けられるよう、負担能力に応じた利用者負担を求め

ます。

- 保険料については、負担能力に応じた保険料段階の設定をするとともに、介護保険介護給付費準備基金の取り崩しを行い、上昇を抑制します。また、低所得者の保険料軽減を行います。

③ 介護保険制度の適正な運営

- 適正な保険給付を促進するとともに、質の高いサービス提供を支援することで、給付費の増大を抑え、持続可能で安定した介護保険制度の運営に努めます。
- 介護給付を必要とする人を的確に認定し、事業者が適切なサービスを過不足なく提供できるよう促す「介護給付適正化事業」を引き続き推進するとともに、効果的・効率的に事業を実施できるよう内容の充実化を図ります。
- サービス全般の質の確保と向上を目指したケアマネジャーへの研修や介護サービス事業所・サービス付き高齢者向け住宅等へ介護相談員の派遣を引き続き行います。
さらに、地域密着型サービス事業所等に対して、事業の円滑な運営及びサービスの質の向上を目指し、研修会や運営指導等の充実を図ります。

④ 介護人材確保及び介護現場の生産性向上に向けた支援・施策の総合的な推進

- 介護事業関係団体との意見交換等を通じ、令和 22 年（2040 年）等を見据えた適切かつ迅速な介護人材確保の実現に向け、県や市内で特別養護老人ホームを運営する 14 法人及び介護福祉士養成校 4 校からなる「介護事業『長岡モデル』研究会」と連携した取り組みを実施します。
- 介護事業者が業務改善を通じ、職員の負担軽減を図り、介護サービスの質の向上へ繋げていくなど生産性向上の取り組みを推進するため、県と連携し、県等が実施する施策の周知等を図りながら、事業者の業務改善に対する意識啓発を行います。また、行政と事業者が一体となって取り組みを地域に周知すること等により、介護職場の魅力の発信に努めます。さらに、業務効率化による職員の負担軽減を図るため、介護現場における ICT の利用促進に努めます。
- 今後の高齢者の増加に伴う要介護認定申請件数の増加が見込まれることから、要介護認定を遅延なく適正に実施するため、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めます。
- 生産性向上の取り組み等を通じ、職員のモチベーション向上を図り、人材定着及び介護サービスの質の向上に繋がります。

⑤ 介護サービス基盤の整備の維持・確保

ニーズ調査、在宅介護実態調査、地域包括ケア「見える化」システム、高齢者人口、要介護（要支援）認定者数の推計等から把握した日常生活圏域ごとの地域特性や、各圏域における介護保険サービスの需要・供給バランス、介護職員確保の見通しなどを踏まえ、計画的な介護サービス基盤の整備を推進するとともに、社会福祉法人等が行う地域密着型サービス事業所の整備に対し補助金を交付します。

また、高齢者が中・重度の要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域で

継続した在宅生活ができるよう、在宅サービス及び地域密着型サービスの更なる普及に取り組みます。

基本方針Ⅲ 安全・安心で住みよいまちづくり

誰もが安全で快適な生活を続けるために、国や県、市、関係団体が連携し、歩行環境・公共的施設のバリアフリー化の促進や住宅環境の整備だけでなく、災害・感染症発生時の安全確保を含め、ハード・ソフトが一体となった効果的な施策を推進し、総合的に福祉のまちづくりを進めていきます。

(1) やさしい生活環境の整備

① 住みよい福祉のまちづくりの推進

高齢者にとって利用しやすいまちづくりを進めるため、公共的施設のバリアフリー化や公共交通機関の利用しやすい環境整備を促進します。

② 住みやすい住宅・住環境づくり

高齢者が安全で安心して暮らせる住環境整備を図るため、住宅のバリアフリー化や高齢者向け住宅の適正な整備を促進します。

③ 安心して暮らせるまちづくり

- ・ 高齢者だけでなく市民一人ひとりが自ら災害や感染症による被害を最小限にするため、地域の自主防災組織の強化や避難行動要支援者避難支援プランの推進を図るとともに、日常生活における防犯・交通安全活動や火災予防運動の推進、各種広報や研修等を通じた感染症予防の推進に努めます。
- ・ 感染症対策をふまえた災害時の福祉避難室・福祉避難所や資機材の整備、社会福祉法人等の民間の緊急入所施設の確保など、災害時における要配慮者への支援体制の充実を図ります。
- ・ 介護サービス等は利用者やその家族の生活を継続するために欠かせないものであることから、介護サービス事業者等は、BCP（業務継続計画）の策定と定期的な見直しを行い、地域住民の協力を得ながら訓練等を継続的に実施することで、災害等への対応力の強化と、災害等の発生時においても適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続できる体制の構築が重要です。

第4章 日常生活圏域の設定

1 日常生活圏域の現状

「日常生活圏域」とは、平成 18 年の介護保険法改正により新たに示された概念で、住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情、その他の社会的条件や介護サービス等を提供するための施設整備状況等を総合的に勘案して定める区域のことです。この「日常生活圏域」ごとに高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスなどの施設整備を進めています。

平成 18 年度に策定した第3期計画においては、市町村合併から間もなく、旧市町村ごとの地域特性が色濃く残っていることから、旧市町村単位からなる 10 圏域に、旧長岡市 7 圏域を加えた 17 圏域としました。

第4期計画でも同様の 17 圏域を引き継ぎましたが、第5期計画においては、面積の広域化や高齢者人口等の平準化、「地域包括支援センター」機能の継続・充実を図るため、「地域包括支援センター」の担当地域割りに合わせた 11 地区を日常生活圏域として設定しました。

平成 27 年度に策定した第6期計画においても、「地域包括支援センター」の担当地域割りに合わせた 11 地区を日常生活圏域としています。

2 日常生活圏域の設定

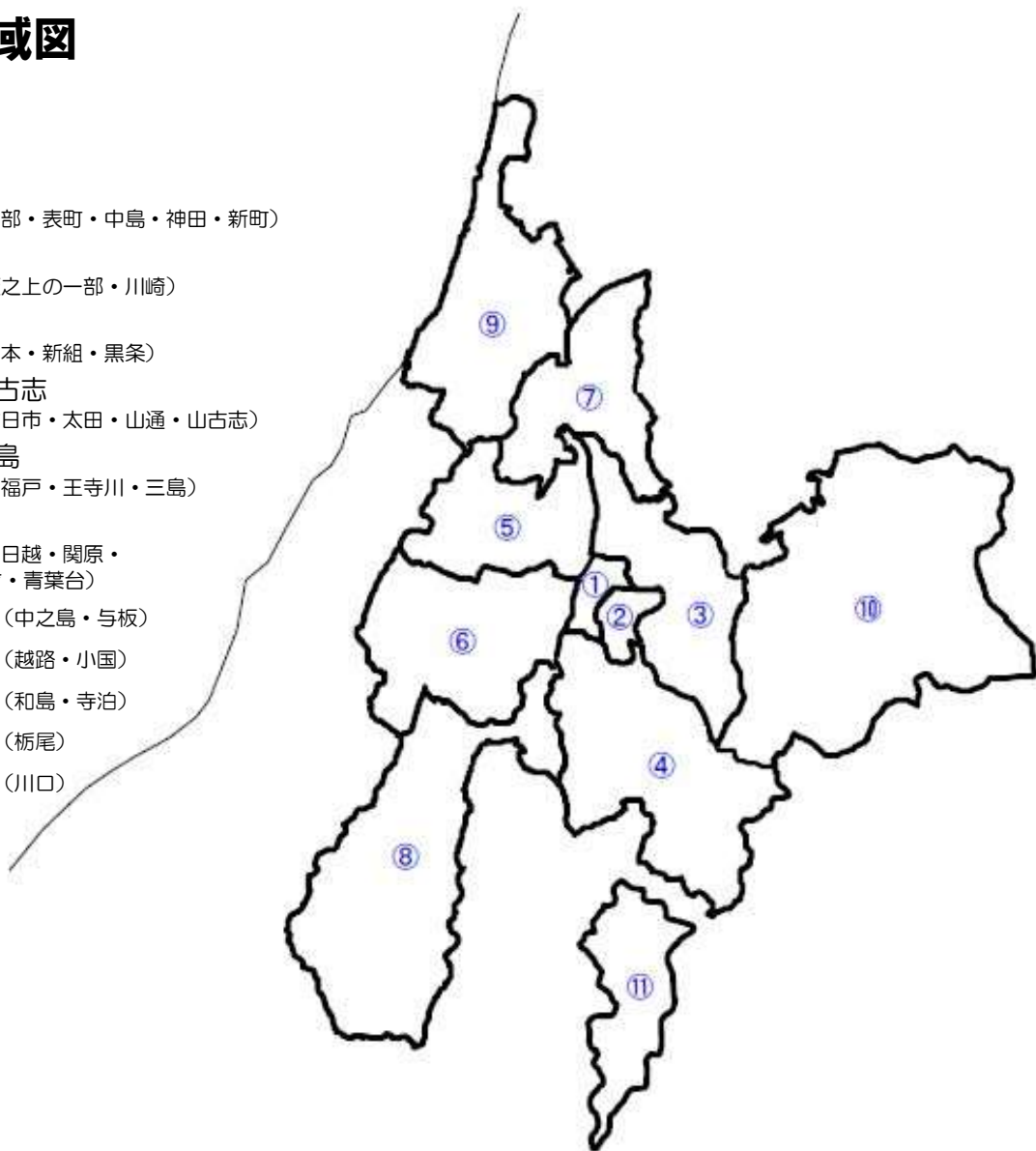
第6期計画で設定した 11 圏域は、圏域ごとの高齢者人口や要介護（要支援）認定者数等に大きなばらつきが生じないように適切な範囲で平準化され、地域包括支援センターの担当地区に合わせたものとなっています。そのため、多様な介護サービス・施設の整備や供給量の格差是正につながり、また「地域包括支援センター」を中心に、各圏域の現状把握や課題検討など「地域包括ケア」の実現に向けた取り組みを効果的に行えることから、本計画においても引き続き、現在の 11 圏域を日常生活圏域として設定します。

ただし、平成 28 年度に地域包括支援センターの担当地区の一部変更があったため、これに合わせて日常生活圏域を一部変更しています。

なお、今後、圏域ごとの高齢者人口等の変動など、状況に変化が生じた場合には、必要に応じて、圏域の見直しについても検討します。

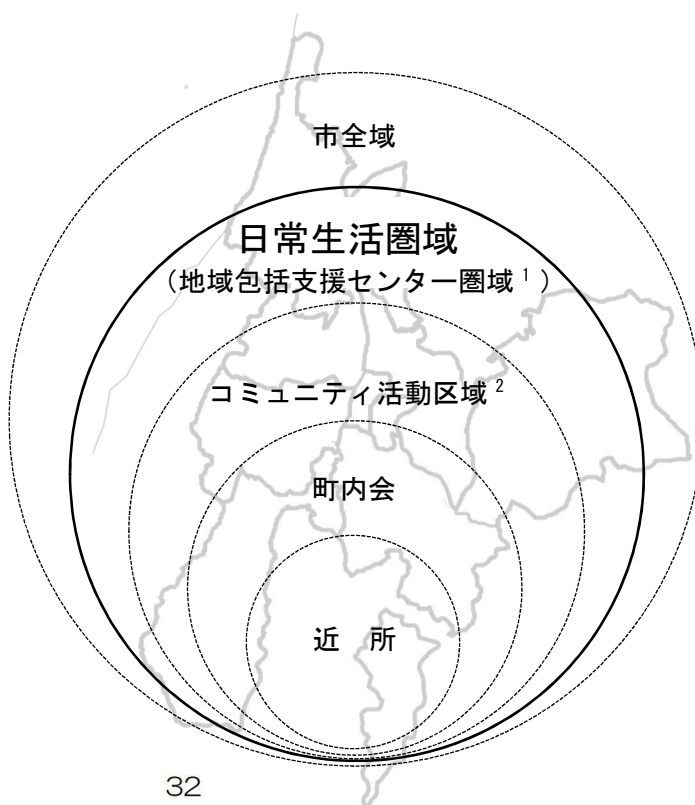
日常生活圏域図

- ① 川東地区西
(千手・阪之上の一部・表町・中島・神田・新町)
- ② 川東地区東
(四郎丸・豊田・阪之上の一部・川崎)
- ③ 川東地区北
(栖吉・富尊亀・山本・新組・黒条)
- ④ 川東地区南・山古志
(宮内・十日町・六日市・太田・山通・山古志)
- ⑤ 川西地区北・三島
(下川西・上川西・福戸・王寺川・三島)
- ⑥ 川西地区南
(大島・希望が丘・日越・関原・宮本・大積・深才・青葉台)
- ⑦ 中之島・与板 (中之島・与板)
- ⑧ 越路・小国 (越路・小国)
- ⑨ 和島・寺泊 (和島・寺泊)
- ⑩ 栃尾 (栃尾)
- ⑪ 川口 (川口)



日常生活圏域のエリア概略図

- 1 高齢者に関する公的な相談窓口である市内 11 か所の「地域包括支援センター」が担当する区域。
- 2 コミュニティセンター区域や小学校区など、コミュニティセンターや公民館等を拠点として、生涯学習や青少年健全育成、地区住民の社会福祉の増進を図るための活動を実施しているほか、多世代が交流するサークル活動などの取り組みを実施している区域。



○ 日常生活圏域の概況

居宅系サービス	居宅介護(介護予防)支援、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリ、通所介護、通所リハビリ、短期入所生活介護、短期入所療養介護、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護	施設・居住系サービス	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設、特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護
---------	--	------------	---

	日常生活圏域の名称	構成する地区・地域名	圏域の概況													圏域の特徴*5
			人口	高齢者*1	後期高齢者*2	要介護(要支援)認定者*3	認知症Ⅱ以上*4	居宅介護(介護予防)支援	居宅系事業所数		施設・居住系事業所数			施設・居住系定員		
									地域密着型	地域密着型	地域密着型	地域密着型				
1	川東地区西	千手、阪之上の一部、表町、中島、神田、新町	30,204	10,506 (34.78%)	5,892 (19.51%)	2,030 (18.9%)	1,372 (67.6%)	7	24	6	8	4	233	74	○認定者数に対して施設・居住系事業所の定員が少ない	
2	川東地区東	四郎丸、豊田、阪之上の一部、川崎	35,207	9,675 (27.48%)	5,394 (15.32%)	1,705 (17.5%)	1,182 (69.3%)	8	32	8	16	7	620	134	○高齢化率、後期高齢化率が低い	
3	川東地区北	栖吉、富曾亀、山本、新組、黒条	31,520	9,047 (28.70%)	4,948 (15.70%)	1,622 (17.6%)	1,094 (67.4%)	9	29	6	10	5	506	92	○高齢化率、後期高齢化率が低い ○認定者に対して居宅系の事業所数が多い	
4	川東地区南・山古志	宮内、十日町、六日市、太田、山通、山古志地域	30,143	9,321 (30.92%)	5,044 (16.73%)	1,635 (17.3%)	1,112 (68.0%)	8	19	10	12	7	733	122	□自宅で暮らし続けることを希望する人の割合が低い	
5	川西地区北・三島	下川西、上川西、福戸、王寺川、三島地域	21,156	6,212 (29.36%)	3,193 (15.09%)	1,086 (17.3%)	716 (65.9%)	6	25	4	6	3	321	33	○高齢化率、後期高齢化率が低い ○認定者に対して居宅系の事業所数が多い	
6	川西地区南	大島、希望が丘、日越、関原、宮本、大積、深才、青葉台	45,535	12,411 (27.26%)	6,447 (14.16%)	1,960 (15.6%)	1,290 (65.8%)	13	53	8	14	6	836	110	○高齢化率、後期高齢化率、認定率が低い ○認定者に対して居宅系の事業所数が多い □自宅で暮らし続けることを希望する人の割合が高い	
7	中之島・与板	中之島地域、与板地域	16,572	5,853 (35.32%)	3,013 (18.18%)	1,015 (17.0%)	680 (67.0%)	8	13	4	3	1	235	9	○高齢化率が高い ○認定者に対して居宅系の事業所数が少ない ○認定者数に対して施設・居住系事業所の定員が少ない	
8	越路・小国	越路地域、小国地域	17,256	6,506 (37.70%)	3,571 (20.69%)	1,268 (19.4%)	929 (73.3%)	6	18	5	7	4	314	74	○高齢化率、後期高齢化率が高い ○認定者における認知症Ⅱ以上の人の割合が高い	
9	和島・寺泊	和島地域、寺泊地域	11,824	4,925 (41.65%)	2,647 (22.39%)	1,038 (20.7%)	727 (70.0%)	5	8	0	4	2	264	47	○高齢化率、後期高齢化率、認定率が高い ○認定者に対して居宅系の事業所数が少ない □JST版活動能力指標が低い	
10	栃尾	栃尾地域	15,523	7,096 (45.71%)	3,931 (25.32%)	1,319 (18.4%)	975 (73.9%)	5	17	2	9	6	403	123	○高齢化率、後期高齢化率が高い ○認定者に対する認知症Ⅱ以上の人の割合が高い ○認定者に対して居宅系の事業所数が多い □JST版活動能力指標が低い	
11	川口	川口地域	3,860	1,639 (42.46%)	869 (22.51%)	269 (16.8%)	187 (69.5%)	3	4	0	1	0	88	0	○高齢化率、後期高齢化率が高い ○密着型の事業所がない ○認定者に対して居宅介護支援事業所数が多い	
合 計			258,800	83,191 (32.14%)	44,949 (17.37%)	14,947 (18.0%)	10,264 (68.7%)	78	242	53	90	45	4,553	818		

人口・高齢者人口・後期高齢者人口は令和5年10月1日現在、要介護(要支援)認定者数・認知症日常生活自立度の人数は同年10月1日現在、事業所数・定員は第8期計画末の見込み

*1 上段：高齢者人口、下段：高齢化率(高齢者人口÷人口)

*2 上段：後期高齢者人口、下段：後期高齢化率(後期高齢者人口÷人口)

*3 下段：認定率(1号被保険者の認定者数÷1号被保険者数)

*4 上段：認知症日常生活自立度Ⅱ以上の人数、下段：Ⅱ以上の人数÷要介護(要支援)認定者数

*5 ○：統計データによるもの、□：令和4年度長岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査によるもの

○日常生活圏域別医療機関等の状況

令和5年10月1日現在

日常生活圏域の名称		川東地区西	川東地区東	川東地区北	川東地区南・山古志	川西地区北・三島	川西地区南	中之島・与板	越路・小国	和島・寺泊	栃尾	川口	合計	
構成する地区・地域名		千手阪之上表町中島神田新町	四郎丸豊田阪之上川崎	栢吉富曾亀山本新組黒条	宮内十日町六日市太田山通山古志	下川西上川西福戸王寺川三島	大島希望が丘日越関原宮本大積深才青葉台	中之島与板	越路小国	和島寺泊	栃尾	川口		
医療機関等	病院数	1	3		1	1	5						11	
	一般病床数		1,029			59	972						2,060	
	療養病床数		77		100		315						492	
	その他病床数	400			60	282	429						1,171	
	内科診療所数	22	19	11	10	6	23	6	13	6	9	3	128	
	その他診療所数	12	13	2	4	2	10		1		3		47	
	歯科診療所数	31	22	8	10	8	19	4	5	5	4	1	117	
介護予防	一次予防事業教室・講演会等の実施	延回数	55	23	27	13	26	52	16	17	10	17	7	263
	※1 参加延人数(人)	825	257	308	143	311	968	173	242	123	280	81	3,711	
	はつらつ広場登録数	3	9	1	4	3	2	4	7	1	2	1	37	
	介護予防サークル登録数 ※2	33	19	14	19	35	30	24	35	44	39	5	297	
	くらし元気アップ事業開催か所数	4	3	2	2	2	3	3	3	4	4		30	
	短期集中レベルアップ事業開催か所数			2		1			1					4
筋力向上トレーニング事業開催か所数						1	1	2		1			5	
見守り・配食など生活支援サービス等	民生委員・児童委員定員数	78	60	52	56	37	69	42	57	42	54	14	561	
	老人クラブ	クラブ数	13	12	20	30	7	28	21	39	13	15	9	207
		※3 会員数(人)	511	394	800	1,017	345	1,348	1,307	2,602	695	623	452	10,094
	社会福祉協議会支所数				1	1		2	2	2	1	1	10	
	地区社会福祉協議会・地区福祉会数	5	4	5	6	5	8	2	2	2	1	1	41	
	地域福祉・在宅福祉サービス事業(ボランティア銀行)	実施地区数	5	4	5	5	5	8	2	1	1	1		37
		会員数(人)	42	113	41	7	20	63	4	3	3	4		300
		ボランティア数(人)	36	106	21	33	42	110	2	5	2	14		371
	福祉送迎サービス事業	実施地区数	3	2	2	4	3	5	2	2	2	1	1	27
		会員数(人)	28	44	30	26	17	43	21	6	21	9	13	258
		ボランティア数(人)	7	10	10	17	6	18	7	1	3	9	1	89
	小地域ネットワーク	実施地区数	5	4	5	6	5	8	2	1	2	1	1	40
		会員数(人)	147	168	21	47	15	116		27		65	3	609
		ボランティア数(人)	40	71	22	42	16	111		20		51	2	375
	ふれあい食事サービス	実施地区数	5	4	5	6	5	8	2	2	2	1	1	41
会員数(人)		190	137	171	155	148	258	49	66	63	54	42	1,333	
ボランティア数(人)		187	153	258	196	228	388	87	103	30	73	27	1,730	
ふれあい・いきいきサロン	実施か所数	27	17	20	17	27	46	37	29	27	32	11	290	
自主防災会数	80	72	71	85	47	107	102	65	93	84	30	836		
コミュニティーセンター数	5	4	5	6	5	8	2	1	1	1	1	39		
警察署・交番・駐在所数	4	2	4	4	3	5	2	3	4	5	1	37		

※1 令和4年度の運動機能向上教室、認知症予防教室及び口腔機能向上等教室の実施実績
 ※2 令和5年4月の介護予防サークル登録数
 ※3 令和5年度単位老人クラブ補助金交付時の状況

< 各 論 >

第1章 健康寿命の延伸と健康格差縮小を目指した健康づくりと介護予防の推進

第1節 生涯にわたる健康づくりの支援

1 ながおかウェルネス事業（仮称）の推進

【現状と課題】

市民一人ひとりが自らの健康づくりを認識し、よりよい生活習慣が確立できるよう、健康増進計画である“ながおかヘルシープラン21”を策定し健康づくりに取り組んでいます。

少子高齢化の進展により人口構造も変化し、幼少期から高齢期まで世代をつなげた健康づくりが課題となっています。高齢者が生活習慣病の予防や介護予防に取り組むことで、日常生活を健康に送り、健康寿命の延伸を図ることが重要です。

望ましい生活習慣への行動変容と継続のため、民間事業者のノウハウを活用しながら各種事業を実施します。

【今後の方向】

第3次ながおかヘルシープラン21に基づき、健康行動の継続と健康格差の縮小を目指した健康増進施策を展開します。

その一つとして、「健康アプリを活用した健康ポイント（インセンティブ）事業」を実施し、健康づくりの全市的な展開や効果的なポピュレーションアプローチを進めます。

また、健康ポイントのインセンティブの一つとして「ながおかペイ」を活用し、市民が楽しみながら健康づくりを続けることができる機会を提供します。

特に、若い世代や働き盛り世代から関心を持って健康づくりに取り組んでもらうため、情報発信の強化と意識啓発を進めるとともに、世代に応じた健康づくりを推進します。

2 健康増進施策の充実

(1) 健康診査の充実

【現状と課題】

特定健康診査や後期高齢者健康診査は、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病の発症や重症化を防ぐことに重点をおいた健診です。保健指導の対象者を早期に発見し、適正な医療につなげたり、特定保健指導や生活習慣病予防教室、健康相談等で各自の生活習慣を見直し自ら改善できるように支援しています。

特定健康診査や後期高齢者健康診査結果では、高血糖や脂質異常、高血圧の有所見者が多くみられます。これらは脳血管疾患や認知症をはじめ、糖尿病性腎症等の基礎疾患となることが多く、発症予防や重症化予防が課題となっています。

また、近年、口の健康は生活習慣病や認知症等の全身の健康とも深く関係していること

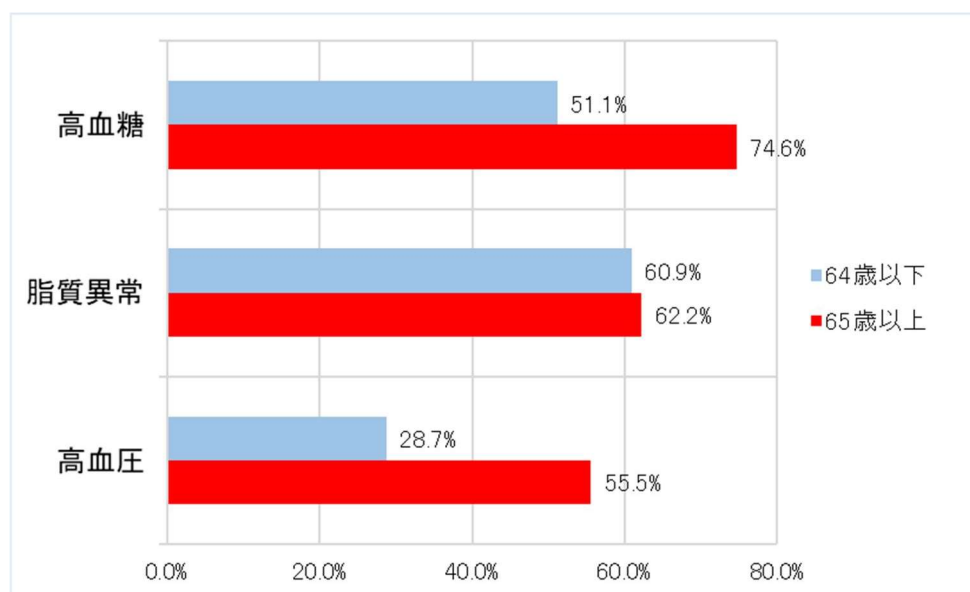
がわかってきていますが、歯科検診結果では、受診者のほとんどが要指導・要治療となっています。歯や歯肉の健康維持とともに、「かむ力」を維持して適切な栄養をとる等、低栄養の予防に向けた取り組みも重要です。

【今後の方向】

健康寿命を延伸するためには、生活習慣病の発症や重症化を防ぐため、毎年、健康診査を受けることが重要です。各種健康診査の重要性の周知に努めるとともに、誰もが受診しやすい環境の整備を図り、より良い健康診査の実施を目指します。

また、生活習慣病発症リスクの高い人には、健康教育や健康相談等の充実を図り、自ら生活習慣の改善に取り組めるよう支援します。

令和4年度の特定健康診査結果における有所見率



※64歳以下（19～64歳）と65歳以上の特定健康診査結果（後期高齢者健康診査を含む）の有所見

健康診査受診状況

区 分		令和3年度 実 績	令和4年度 実 績	令和5年度 実績見込
特定健康診査 (65～74歳)	対象者数(人)	30,540	29,414	25,711
	受診者数(人)	11,800	11,687	13,710
	受診率(%)	38.6	39.7	53.3
後期高齢者 健康診査 (65-74歳の一部 及び75歳以上)	対象者数(人)	41,428	41,803	45,086
	受診者数(人)	11,515	12,568	13,900
	受診率(%)	27.8	30.1	30.8
肺がん検診	対象者数(人)	83,438	83,428	83,257
	受診者数(人)	14,760	16,051	16,314
	受診率(%)	17.7	19.2	19.6
胃がん検診	対象者数(人)	83,438	83,428	83,257
	受診者数(人)	6,057	6,586	6,469
	受診率(%)	7.3	7.9	7.8
大腸がん検診	対象者数(人)	83,438	83,428	83,257
	受診者数(人)	14,690	16,044	16,234
	受診率(%)	17.6	19.2	19.5
子宮頸がん検診	対象者数(人)	47,019	46,918	46,763
	受診者数(人)	2,987	2,473	3,069
	受診率(%)	6.4	5.3	6.6
乳がん検診	対象者数(人)	47,019	46,918	46,763
	受診者数(人)	3,712	3,063	3,767
	受診率(%)	7.9	6.5	8.1
前立腺がん検診	対象者数(人)	36,419	36,510	36,494
	受診者数(人)	4,284	4,722	4,680
	受診率(%)	11.8	12.9	12.8
歯周疾患検診	対象者数(人)	4,251	3,911	3,714
	受診者数(人)	789	718	919
	受診率(%)	18.6	18.4	24.7
後期高齢者 歯科健診	対象者数(人)	5,295	6,065	7,508
	受診者数(人)	1,026	1,242	1,784
	受診率(%)	19.4	20.5	23.8

※対象年齢は65歳以上

(2) 健康教育の充実

区 分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
病態別	実施回数(回)	31	22	30
	参加人数(人)	553	233	200
歯・口腔機能	実施回数(回)	5	9	5
	参加人数(人)	65	114	50
運動等	実施回数(回)	158	132	100
	参加人数(人)	2,393	3,000	2,000
こころの健康	実施回数(回)	12	23	16
	参加人数(人)	249	377	320
骨粗しょう症予防	実施回数(回)	42	49	53
	参加人数(人)	732	641	1,600
乳がん検診 自己触診指導	実施回数(回)	142	145	137
	参加人数(人)	5,751	4,661	5,361

【現状と課題】

生活習慣病の予防や心身の健康増進等に関する正しい知識の普及啓発を目的に、地区コミュニティセンター等で、健康教育を実施しています。

高齢者は健康への関心が高く、健康教育への参加も多いですが、参加者の固定化が課題となっています。

【今後の方向】

健康づくりへの関心が低い人にも参加してもらえるよう、地域のニーズに合わせて内容や会場を検討し、地区コミュニティセンター、食生活改善推進委員協議会、医療機関等と連携をとりながら、一層の支援を進めます。

(3) 健康相談の充実

区 分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
総合健康相談	回数(回)	73	83	120
	人数(人)	528	559	670
こころの 健康相談	回数(回)	46	47	50
	人数(人)	66	77	101

※随時の窓口相談、電話相談の件数は含まない。

【現状と課題】

健康相談は、心身の健康に関する個別の相談に応じ、必要な助言指導を行い、市民の健康管理に役立てることを目的に実施しています。健康や栄養に関する相談の場である「総合健康相談」、臨床心理士等の専門家に相談できる「こころの健康相談」を実施しています。また随時、窓口や電話での相談にも応じています。

「総合健康相談」では、健診結果に関する相談が多く、健診結果から自身の生活の振り返りや問題点に気づくきっかけとなる等、気軽に相談できる場が求められています。

「こころの健康相談」では、アルコール依存やうつ状態、職場の人間関係や家族関係の悩み等の相談が多くなっています。

【今後の方向】

生活習慣病の予防や心身の健康増進のために、引き続き各種相談会において生活習慣を改善し健康上の悩みごとを解決できるよう、支援します。

こころの相談は、悩みの背景に多様な原因があるため、適切な関係機関と連携します。また、適正飲酒、うつ予防、自殺対策等、こころの健康についての啓発や相談機関の周知に努めます。

(4) 訪問指導の実施

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
訪問延人数 (人)	1,251	1,340	1,300

【現状と課題】

訪問指導は、健康診査等により健康管理が必要となった人に、生活習慣病予防に関する指導を行い、健康の保持増進を図ることを目的としています。

生活の場において、個人の状況に応じた指導を行い、受診や生活改善等の行動がとれるよう指導しています。

【今後の方向】

介護予防事業と連携をとりながら、健康寿命の延伸が図られるよう、個々の状況に応じた訪問指導を行います。

(5) 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業の実施状況

区 分		令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
健康状態不明高齢者訪問	訪問延人数（人）	831	700
健診異常値放置者受診勧奨訪問	訪問延人数（人）	93	100
栄養相談事業	参加延人数（人）	48	55
フレイル予防啓発・相談	実施回数（回）	75	120

【現状と課題】

75歳以上の後期高齢者への保健事業について、国民健康保険保健事業や介護予防事業等と一体的な取り組みを進めることで効率的かつ効果的な事業運営を行い、健康寿命の延伸を目指します。

健診結果やレセプト（診療報酬明細書）から抽出したリスクの高い者への訪問指導等の実施や、通いの場等へ医療専門職が出向いてフレイル^{※1}予防に関する講話や相談を実施します。

【今後の方向】

後期高齢者の特性を考慮し、フレイルへの移行を防ぐため生活習慣病の重症化予防や低栄養予防、オーラルフレイル^{※2}予防等に関する取り組みを進めます。

※1 フレイル

加齢とともに体力や認知機能が低下し、要介護の手前になった状態

※2 オーラルフレイル

滑舌の低下、嚥下機能低下、咀嚼力低下等の口腔機能の軽微な衰えのこと

(6) はり・きゅう・マッサージ施術費の助成

区 分	令和3年度 実 績	令和4年度 実 績	令和5年度 実績見込
交付人数 (人)	464	485	462
交付枚数 (枚)	1,856	1,940	1,848
利用枚数 (枚)	1,219	1,239	1,197
利用率 (%)	65.7	63.9	64.8

【現状と課題】

75歳以上の高齢者が、「はり・きゅう・マッサージ」の施術を受ける際、その施術費の一部を、市と長岡鍼灸マッサージ師会から補助しています。

高齢者数は年々増加しているものの、交付人数、交付枚数ともに横ばいに推移しています。

【今後の方向】

利用状況の推移を見ながら、必要に応じて助成券の交付枚数等について、実態に合わせて検討します。また、長岡鍼灸マッサージ師会が行う普及啓発活動について、広報活動等を支援します。

第2節 介護予防への主体的な取り組みの支援

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業（以下「総合事業」という。）は、高齢者が生活力を高め、住み慣れた地域で社会とつながりを持ち続けるために、「介護予防の取り組み」「日常生活の支援」「地域の支え合い体制づくり」を推進していくものです。

総合事業は、2つの事業で構成されています。

●介護予防・生活支援サービス事業

要支援1・2又は基本チェックリスト（国の定めた25項目の質問により生活機能低下を見る）の結果により、生活機能の低下が見られた方（以下「事業対象者」という。）で、介護予防ケアマネジメントによりサービスが必要とされた方を対象としたサービスです。

●一般介護予防事業

65歳以上のすべての高齢者を対象にした介護予防の取り組みです。

1 介護予防・生活支援サービス事業の推進

要支援者や事業対象者に対し、必要に応じて専門的サービスの提供を行うとともに、地域の実情に応じた介護予防を重視したサービスや生活援助サービスを提供していくことで、地域の中で自立した生活ができる仕組みを構築します。

さらに、人口に占める高齢者の割合の増加、人口減少などの社会構造、環境の変化に対応していけるよう、中・長期的な視点で体制を整備していきます。

(1) 介護予防・生活支援サービスの啓発

【現状と課題】

ニーズ調査の結果から、介護予防・生活支援サービスを知らない人が半数以上を占めており、サービス内容まで知っている人は1割を満たしていません。サービスの周知と理解促進、利用への抵抗感を軽減するための啓発、必要なタイミングでサービスにつなげていく体制づくりが課題です。

【今後の方向】

市民・関係機関両方に周知を行うと同時に、庁内での規範的統合^{※1}を進めます。また、相談窓口である地域包括センターと、入院などによりサービス導入のきっかけになる医療機関との連携強化を目的に勉強会や意見交換等の機会を作っていきます。あわせて、「元気になるために利用するサービス」など、サービス利用に対するイメージアップへの働きかけを行い、認知度向上を目指します。

※1 規範的統合

関係者が考え方を共有し、同じ方向を向いて取り組むこと

(2) 通所型サービス

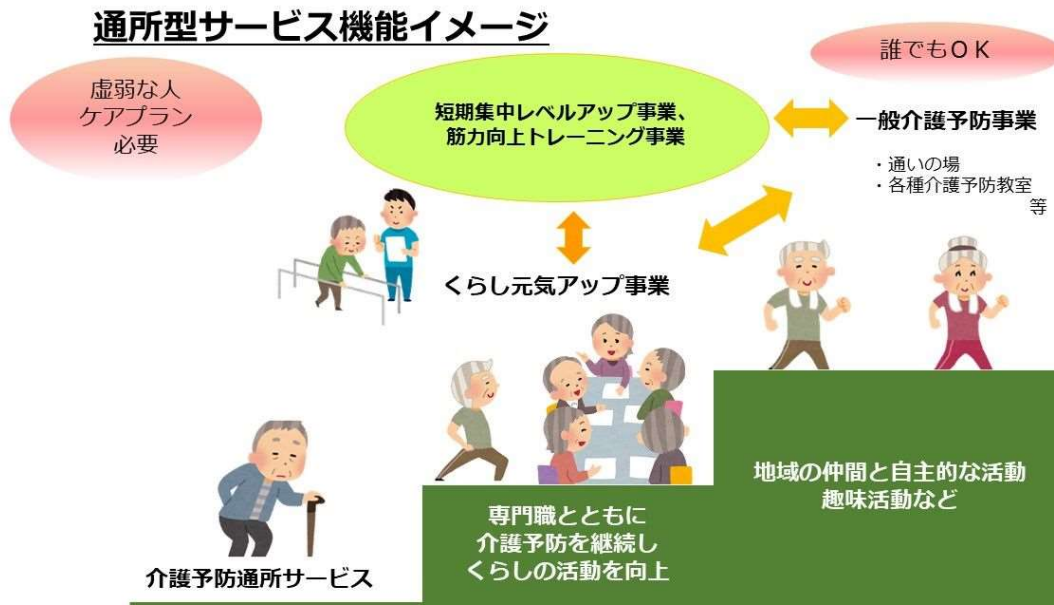
区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
介護予防通所サービス 利用件数（件）	7,854	7,386	7,469
くらし元気アップ事業 利用件数（件）	5,186	5,381	5,579
短期集中レベルアップ事業 利用実人数（人）	69	84	84
筋力向上トレーニング事業 利用実人数（人）	46	41	36

【現状と課題】

要介護状態の原因となる疾患は、軽度者では関節疾患、骨折・転倒が高くなっていることから、介護予防プログラムの中でも、運動器疾患対策に重点を置いたメニューが重要です。あわせて、栄養や口腔などを含めた複合的な視点から働きかける体制が必要です。

また、「短期集中レベルアップ事業」「筋力向上トレーニング事業」は改善効果が高く、地域での自立した日常生活の継続が期待できるサービスですが、利用者が伸び悩んでいるため、サービスの周知と全市的に利用ができる体制づくりが課題です。

多様な担い手によるサービスである「くらし元気アップ事業」については、実施をしていない地域があること、くらし元気アップ事業から次のステップに移行するためのサポート体制、経営安定のための支援が課題です。



■介護予防通所サービス

身体状況により身体介護等専門的なサービスが必要な人へ、従前の介護予防通所介護と同様の内容のサービスを提供します。

■くらし元気アップ事業

定期的に運動専門スタッフによる指導と、認知症予防、口腔機能向上、栄養改善等の複合プログラムを実施します。また地域とのつながりを持ち続け、社会参加につなげていくために、地域ボランティアの導入や地域のサークルとの交流等を実施します。

■短期集中レベルアップ事業

理学療法士等専門職の個別アセスメントによるケアと、運動機能向上を中心とした短期間の集団プログラムを実施します。また自宅への訪問を行い身体機能の向上が生活動作の改善と結びつくようアプローチを行います。

■筋力向上トレーニング事業

高齢者専用の運動機器を使用し、短期間の筋力向上トレーニングを行います。

【今後の方向】

- 「くらし元気アップ事業」「短期集中レベルアップ事業」「筋力向上トレーニング事業」で行っている評価測定の結果を実施事業所と共有し、より効果的な運営方法をPDCAサイクルに沿って検討します。あわせて、セルフケアマネジメントに重点をおいたプログラムをより強化していき、「短期集中レベルアップ事業」「筋力向上トレーニング事業」では事業実施によって身体機能、生活動作が改善された人が7割以上になるよう取り組みます。
- サービス終了後、地域で介護予防の継続や社会参加ができるよう、一般介護予防事業や生活支援体制整備事業等とも連携を図りながら、多様な主体によるサポート体制を充

実させます。

- ・ 各サービスが対象者の状態に応じ適切な時期に提供されていくよう、市民や関係者へサービスの目的や利用方法等の周知を図ります。

【第9期計画値】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防通所サービス 利用件数（件）	7,830	8,222	8,633
くらし元気アップ事業 利用件数（件）	5,860	6,153	6,461
短期集中レベルアップ事業 利用実人数（人）	106	126	146
筋力向上トレーニング事業 利用実人数（人）	78	82	86

(3) 訪問型サービス

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
介護予防訪問サービス 利用件数（件）	4,001	3,920	4,128
生活サポート事業(委託分) 利用実人数（人）	120	119	120
生活サポート事業(補助分) 実施団体数（団体）	2	2	2

【現状と課題】

高齢化率が高まり、ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯が増加し、生活支援を必要とする人が増えていくことが予測されます。また在宅介護実態調査でも、在宅生活の継続に必要なサービスとして、移送、見守り、外出同行が上位を占めています。新型コロナウイルスが蔓延した時期には、親族等の行き来ができず、訪問型サービスの需要が高まりました。

介護人材の不足が見込まれる中で、買物など家事援助等の生活支援を地域住民や専門職以外の人材が担えるしくみを整えていくことが必要です。専門職以外の人材が担い手として生活支援を実施している団体への支援や、シルバー人材センターを活用して高齢者のニーズに応じるサービスを継続し、地域住民への意識啓発を図りながら、地域の実情にあった仕組みづくりが課題です。

■介護予防訪問サービス

身体状況により身体介護等専門的なサービスが必要な人へ、従前の介護予防訪問介護と同様の内容のサービスを提供します。

■生活サポート事業（委託・補助）

買物や掃除、調理や洗濯等の家事が不自由になっている要支援者と事業対象者へ、シルバー人材センターやNPO法人等の団体がニーズに応じた生活支援サービスを提供します。

また、市の補助によりNPO法人等の団体が提供する生活支援サービスについては、要介護認定による介護給付サービスを受ける前から継続的に利用する要介護者を対象に加え、地域との繋がりが継続できるよう取り組みます。

【今後の方向】

- 生活サポート事業を継続させていくとともに、地域の中で高齢者を支えていく仕組みの重要性について理解を進めます。また、提供者の不足により生活サポート事業を提供できない地域に対し、シルバー人材センター等と協力し、担い手の確保のための養成講座等を行います。あわせて各事業をPDCAサイクルに沿って検討し、随時実施方法を見直します。
- サービスを展開する様々な団体等に対して支援を行い、サービスを提供する団体の拡充に努めます。その際は、生活支援体制整備事業等関係する事業との連携を図ります。

【第9期計画値】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問サービス 利用件数（件）	4,330	4,547	4,774
生活サポート事業(委託分) 利用実人数（人）	120	125	130
生活サポート事業(補助分) 実施団体数（団体）	3	3	3

- (4) 介護予防への主体的な取り組みの支援（介護予防ケアマネジメントの質の向上への支援）

【現状と課題】

- 総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられるように、高齢者自身の能力を最大限に活かし、心身機能の改善のほか、地域の中で生きがいや役割を持って活躍できるような場に通り続けたり、趣味活動を始めたりできることを目指しています。あわせて、「介護が必要な状態となることを防ぐ」「要介護状態になっても、その後の悪化を防ぐ」ために、地域での充実した生活を支援する介護予防ケアマネジメントを行います。

- ・ 介護予防ケアマネジメントは、相談時に高齢者自身が「今後どのような生活を送りたいのか。」「そのために、今何をすべきなのか。」と考えるプロセスを支援するものです。
- ・ 従来の介護予防事業を通して、サービス利用者が納得して目標に向かい、主体的に介護予防活動に取り組むことが最大の効果につながることを確認されています。そのため介護予防ケアマネジメントのプロセスの質を高めていくことが課題です。あわせて市民に対しても、現在の心身状態の維持向上に努める必要があることを周知していく必要があります。

【今後の方向】

- ・ 高齢者の主体性を促すための介護予防ケアマネジメントの研修を PDCA サイクルに沿って見直します。また関係機関と連携をとりながら実施し、介護予防ケアマネジメントの質の向上を図ります。あわせて、サービス提供者も介護予防ケアマネジメントの結果を踏まえたアプローチができるよう、関係者間での連携を図ります。
- ・ 支援者が行うケアマネジメントへのサポート体制として、ケアプラン点検とリハビリテーション専門職による同行訪問や相談会を継続して実施します。
- ・ 市民に対して介護保険の理念や総合事業に関する正しい知識を啓発するため、市民と一緒に研修会やイベントの活用などの取り組みを検討します。

(5) リハビリテーション専門職との連携について

【現状と課題】

自立支援に資するケアマネジメント、介護予防・生活支援サービスの実施には、様々な専門職との連携が欠かせません。その中でも、身体機能や日常生活動作能力回復への支援を主に行うリハビリテーション専門職との連携は必要不可欠です。

現在は個別支援に対する連携が主となっていますが、事業の方向性や運用方法等についての検討過程でも連携を深めていく必要があります。

【今後の方向】

連携をおこなう医療機関・施設を増やしていくと同時に、職能団体と意見交換を行う機会を設け、より連携を深めます。

(6) 介護予防・生活支援サービス事業量計画

サービス種別	令和5年度末 時点	第9期計画			第9期計画 での増減
		令和6年度	令和7年度	令和8年度	
介護予防通所サービス 事業所数	44	45	46	47	3
介護予防訪問サービス 事業所数	69	70	71	72	3
くらし元気アップ事業 事業所数	30	30	31	32	2

2 一般介護予防事業の推進

高齢者がいつまでも元気に過ごすための介護予防教室の開催や、住民主体の通いの場の充実、介護予防活動の担い手の育成を推進し、介護が必要な状態となっても、生きがい・役割をもって生活できる地域の実現を目指します。

(1) 地域の特性に合わせた効果的な健康づくりの推進

【現状と課題】

介護認定の原因疾患として認知症、脳血管疾患の割合が高くなっています（総論P.10 参照）。ニーズ調査では、約8割の人がおおむね健康と感じていますが、高血圧等の何らかの病気を抱えています。認知症は近年、運動不足や生活習慣病との関連性が指摘されており、脳血管疾患は高血圧、糖尿病等生活習慣病が発症の引き金となっています。

そのため、介護予防に必要な運動機能向上、認知症予防等機能別の事業メニューに加え、生活習慣病予防の視点を取り入れることも必要です。

現在治療中、又は後遺症のある病気（重複あり） （単位：有無＝％、対象者数＝人）

区 分	ない	ある（上位のみ掲載）					対象者数
		高血圧	目の病気	高脂血症	糖尿病	筋骨格の病気	
川東地区西圏域	16.6	44.5	14.8	14.5	15.0	12.2	9,163
川東地区東圏域	12.9	44.4	16.1	19.8	16.2	17.3	8,184
川東地区北圏域	13.9	44.4	15.9	14.4	12.7	11.5	7,814
川東地区南・山古志圏域	15.2	49.1	18.2	14.5	10.2	9.6	8,098
川西地区北・三島圏域	7.3	51.4	14.1	20.7	17.7	5.9	5,380
川西地区南圏域	13.9	45.0	13.9	12.6	16.6	8.9	10,895
中之島・与板圏域	12.5	44.3	17.2	13.8	15.8	11.3	5,051
越路・小国圏域	16.7	43.0	11.3	11.0	11.2	11.3	5,520
和島・寺泊圏域	11.6	51.4	20.5	15.6	14.0	16.3	4,161
栃尾圏域	12.3	44.2	21.6	17.9	12.7	14.8	6,071
川口圏域	18.9	40.6	14.9	14.6	11.2	11.5	1,429
長岡市全域	13.7	45.8	16.1	15.3	14.2	11.8	71,766

※ニーズ調査

運動機能向上事業

区分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
はつらつ教室	実施回数（教室数）	10（1）	20（2）	10（1）
	参加実人数	11	36	22
	参加延人数	88	309	189
健幸長寿学のすすめ	実施回数（教室数）	31（7）	57（11）	15（3）
	参加実人数	87	199	48
	参加延人数	318	571	180
運動機能向上講座 （単発講座）	実施回数	45	64	60
	参加実人数	713	842	900
	参加延人数	736	882	900
つきイチひろば	実施回数（会場数）	15（5）	36（4）	24（2）
	参加延人数	239	482	420
フェニックスシルバー スポーツクラブ	実施回数	292	292	331
	参加実人数	103	101	92
	参加延人数	2,361	2,742	3,310

認知症予防事業

区分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
認知症予防単発講座	実施回数	31	36	59
	参加実人数	486	603	1,179
	参加延人数	493	624	1,179
認知症予防教室※	実施回数（教室数）	8（2）	8（2）	—
	参加実人数	16	20	—
	参加延人数	62	71	—
スクエアステップ教室	実施回数（教室数）	37（8）	14（3）	21（5）
	参加実人数	104	35	79
	参加延人数	414	112	350

※認知症予防教室は、令和5年度から単発講座に移行したため、令和5年度の実績見込は集計しない

栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等事業

区分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
単発講座	実施回数	34	28	26
	参加実人数	466	401	390
	参加延人数	466	401	390
短期継続教室	実施回数（教室数）	3（1）	8（3）	6（3）
	参加実人数	10	42	46
	参加延人数	29	101	98

【今後の方向】

高齢者が健康でいきいきとした生活が送れるように、市民の関心が高い内容や健康実態・介護認定原因を踏まえたメニューを構築します。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業と連携を図り、予防効果、機能改善効果を高めるために運動機能向上、認知症予防、栄養改善、口腔機能向上等を組み合わせた、一つの講座で複数の機能向上につながるメニューを設ける等、幅広い介護予防の知識を、楽しみながら手軽に習得する機会を増やします。

さらに、コミュニティセンターや町内会等身近な会場で、地域の特性に合わせた講座を開催し、介護予防の普及啓発を推進します。

(2) 主体的・継続的な取り組みへの支援

区分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
自主活動（はつらつサークル）	団体数	292	295	305
	登録人数	4,725	4,636	4,521
自主活動（はつらつ広場）	団体数	46	40	37
	登録人数	965	824	778
介護予防サポーター（転ばん隊）	登録人数	65	58	58

区分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
はつらつサークル支援事業	支援回数	1,004	2,017	2,844
	参加延人	10,734	23,076	28,440
はつらつ広場支援事業	実施回数	1,833	1,816	1,700
	参加延人	23,942	24,567	24,000
介護予防ボランティア養成支援事業	実施回数	3	4	3
	参加延人	75	101	300

【現状と課題】

介護予防を主体的に継続して実施するには、高齢者にとって参加しやすい身近な地域での活動であることと、活動の担い手となる人材が必要です。ニーズ調査では、地域での活動に参加していない人が約7割、地域での健康づくり等のグループ活動（通いの場等）に参加したくない人が約4割いる現状です。参加者の高齢化や新規参加者の減少、ボランティア等活動における担い手の不足等から、活動が停滞している通いの場もあります。

【今後の方向】

- ・ 高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進を図り、役割をもって活動的な生活を送れるよう、コミュニティセンターや地域包括支援センター、町内会等と連携をとりながら、各地域に住民主体の通いの場（はつらつ広場やはつらつサークル）の充実を働きかけ、活動の支援を行うとともに、新たな通いの場の立ち上げ支援を行います。
- ・ また、新型コロナウイルス感染症の流行等により参加者が減少した通いの場については、新規参加者の獲得に向け、関係機関と連携し、活動が継続できるよう支援します。
- ・ 元気な高齢者を中心とした活動の担い手となる介護予防サポーター（転ばん隊）の育成や活動支援を行うことにより、主体的に活動ができる高齢者を増やし、通いの場を含めた様々な活躍の場を拡大することで、幅広い介護予防の取り組みを進めます。

(3) PDCAサイクルに沿った推進

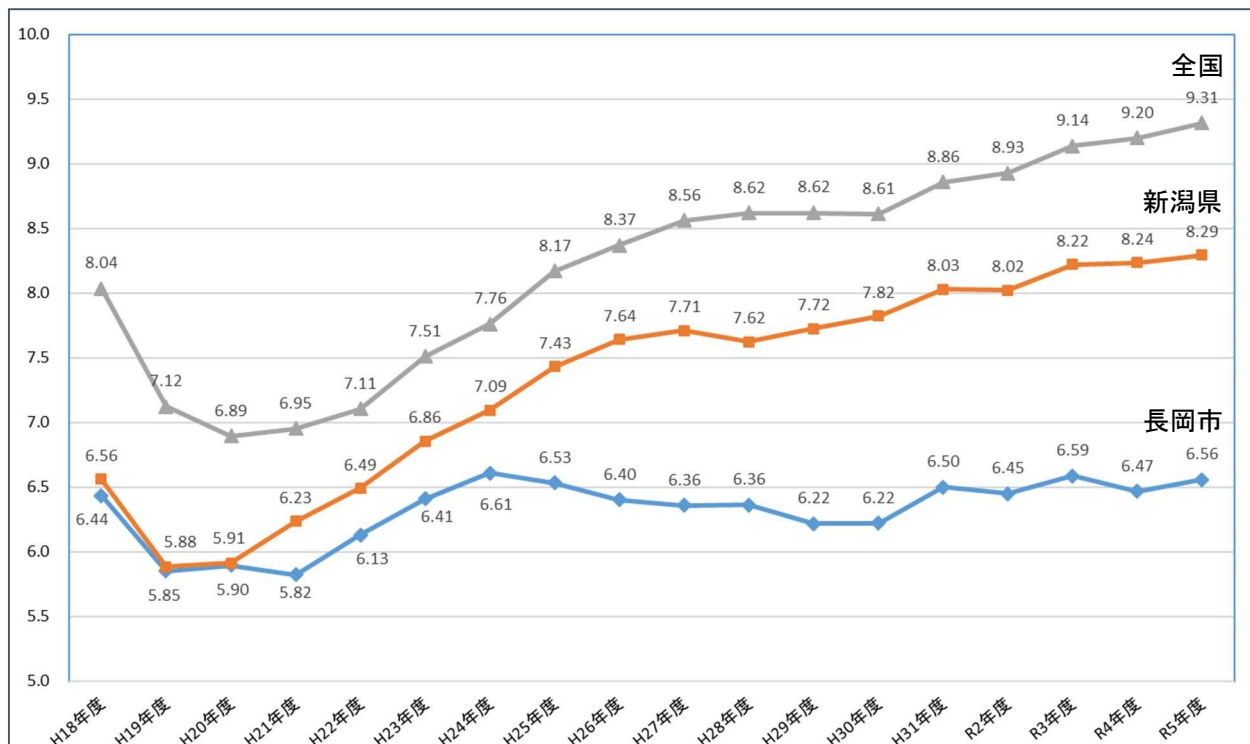
【現状と課題】

これまで増加傾向にあった軽度要介護認定者の割合は、平成24年度4月以降から抑制傾向になり、全国及び新潟県と比較しても、その割合は下回っています。このことから、介護予防の取り組みに一定の効果が表れていると考えられます。

また、教室等参加者や通いの場参加者を対象としたアンケートを実施し、事業の効果を確認しています。

効果的・効率的な事業実施のため、事業の効果検証を行うためのPDCAサイクルを構築していく必要があります。

長岡市、新潟県、全国における軽度要介護出現率の推移



※厚生労働省 介護保険事業状況報告（月報）より作成

【今後の方向】

引き続き、各事業の効果の確認を継続します。

また、大学等専門研究機関と連携し、新たな事業評価指標の設定やデータの総合的な分析を行い、その結果を事業展開に活かすPDCAサイクルを構築していくとともに、市民の関心を高めるために、本市の状況や介護予防事業効果を広く市民に周知します。

(4) 専門職の連携促進

【現状と課題】

介護予防事業を展開するにあたり、介護予防の取り組みを強化するため、地域において保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い医療専門職と連携し、自立支援に資する取り組みを推進していくことが必要です。

【今後の方向】

地域における介護予防の取り組みを機能強化し、要介護状態になっても、生きがいや役割をもって生活できるように、通所、訪問、地域ケア会議、住民主体の通いの場等へのリハビリテーション専門職の介入を推進します。

第2章 はつらつとした暮らしと社会参加の促進

第1節 はつらつとした暮らしの促進

1 市民主体の生涯学習の推進

【現状と課題】

- ・ 現代社会では、一人ひとりが社会の一員として、意欲を持っていきいきと充実した社会生活を送るために、「だれもが、いつでも、どこでも」学べる生涯学習社会の実現が望まれています。特に、高齢者が学習活動に参加し、知識や教養を高めることは、生きがいを見つけることに繋がるため、高齢者のライフスタイルやニーズに応じた趣味や教養、文化活動の内容を充実させ、多様な学習機会を提供することが必要となっています。
- ・ 市内の生涯学習施設においては、市民ニーズや地域の実情に合わせた講座・教室等を開催しているほか、個人の学習にとどまらず、多くの人に学習成果を見てもらうため、発表会や文化展、作品展なども開催しています。
さらに、地域活動の指導者や活動の主体となる人材の育成を目的とした「地域学びコーディネーター講座」を開催し、地域学習活動の推進を図っています。

【今後の方向】

- ・ 市民が生涯学習に必要な情報を即時に取得できるよう、インターネットを活用した指導者情報をはじめ、団体サークル情報、施設情報、学習機会の情報など、市民にとって分かりやすい生涯学習情報の提供に努めます。
- ・ 市民の主体的な学びを支援するため、市の職員が出向いて行う「市政出前講座」を今後も継続します。
- ・ 高齢者が、これまでに培った豊かな知識・技能・体験を社会に活かすため、生涯学習人材バンク「まちの先生」を周知し、学んだ成果を社会に還元できる環境づくりを進めます。

2 コミュニティ活動の推進

【現状と課題】

- ・ 高齢者が自立し、楽しく生きがいを持って生活できるよう各種教室や講座を開催し、高齢者の社会参加と学習機会の拡大を図っています。
- ・ 特に、生きがいのある生活と連帯意識の醸成を目的とした地域コミュニティ活動に関しては、コミュニティセンターを中心に、学習機会の提供と学習活動の普及・充実に努めるとともに、地域交流を促進してきました。
コミュニティ活動を行う上では、地域住民の自主性・自立性の確立が重要であり、社会における一人ひとりの参加意識の向上が求められています。また、これを支援する体制の構築が課題となっています。

【今後の方向】

コミュニティ活動においては、地域に根差した活動を促進し、地域の様々な課題に取り組むとともに、生涯学習活動や福祉活動を推進することなどが期待されています。

このため、コミュニティセンターを拠点とし、地域の関係者のネットワークを構築し、地域の実情に合わせたコミュニティ活動を推進することで、高齢者を含むすべての市民が、連帯感を持ち、心ふれあう地域社会の一員となるよう各地域のコミュニティ活動を支援します。

また、支所地域でのコミュニティ活動についても、地域の伝統や文化を活かして、これらの活動を支援していく体制づくりを進めます。

❖関連項目 第3章第7節1(1) コミュニティづくり

3 スポーツ・レクリエーション活動の推進

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
高齢者親善ペタンク大会 参加者数(人)	中止	54	47
高齢者スポーツ大会 参加者数(人)	中止	88	100
地域交流スポーツ大会 (グラウンドゴルフ大会) 参加者数(人)	205	222	221
マスターズスポーツ教室 参加者数(人)	188	178	163

【現状と課題】

高齢者が身近な地域コミュニティにおいて、スポーツに親しみ、スポーツを通じて心身とも健やかで活力ある生活を送るために、スポーツ・レクリエーション活動を体験する機会の充実を図っていく必要があります。

また、高齢者が身近な場所で主体的にスポーツ・レクリエーション活動を行うためのきっかけづくり・組織づくりを、各コミュニティセンターやスポーツ推進委員と連携を図りながら、積極的に推進していく必要があります。

【今後の方向】

高齢者が主体的にスポーツ・レクリエーション活動に取り組むことができるように、各コミュニティセンターやスポーツ推進委員と連携し、仲間づくり・交流の場として教室や

クラブなどを育成することにより、生涯スポーツ人口を増やします。

地域でのスポーツ活動の成果発表とより多くの仲間との交流・親睦を図るため、高齢者スポーツ大会や地域交流スポーツ大会の高齢者種目等への参加機会を提供し、長岡市老人クラブ連合会等と連携することにより広く各地域からの参加を呼びかけます。

4 老人クラブ活動の支援

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
クラブ数	201	178	167
会員数 (人)	9,322	7,910	7,199

【現状と課題】

老人クラブは、高齢者自らの教養の向上、趣味・レクリエーション、地域奉仕等の活動を通じて会員相互の親睦を深め、生きがいつくりと健康づくりに努めています。

また、高齢者の閉じこもり予防や次世代の育成支援など、社会を取り巻く様々な問題に対応し、新たな地域づくりの担い手としての役割にも期待が寄せられています。

近年、高齢者の価値観の多様化に伴い、会員数が減少傾向にあります。

高齢者人口の増加、社会環境の変化とともに、個人の価値観も大きく変わる中で、老人クラブへの入会促進や若年指導者の育成等を進めることが課題となっています。

【今後の方向】

- ・ 高齢者が社会の構成員として健康でいきいきとした生活を続けていく上で、老人クラブの活動はますます重要になっています。地域社会の担い手として、豊かな経験と知識・技能を活かしたボランティア活動や健康増進などに積極的に取り組んでいる老人クラブの運営を引き続き支援します。
- ・ 地域間における老人クラブ同士の一層の交流を図るとともに、スポーツ大会をはじめ各種行事の開催や指導者の育成など、老人クラブが魅力ある組織となるよう支援を行います。
- ・ 老人クラブへの入会促進についても、関係機関や長岡市老人クラブ連合会と連携し、広報啓発活動を支援します。

5 老人福祉センター等の管理運営

【現状と課題】

老人福祉センターは、地域の高齢者が健康で明るい生活を送ることができるよう、各種相談、健康の増進、教養の向上、レクリエーション等の総合的な施設として、多くの市民から利用されています。

老人福祉センターよりも小規模な施設として、支所地域には老人憩いの家や高齢者コミュニティセンター等が設置されており、高齢者を中心とした生涯学習の場としても利用されています。

また、老人福祉センター等はおおむね指定管理者制度を導入し、社会福祉法人等がそれぞれの特色を生かした事業を行いながら、管理運営を行っています。

新型コロナウイルス感染症の影響等により、減少した利用者数は回復傾向にあるものの、これらの施設を利用する高齢者のニーズの変化等により利用者は減少しています。

【今後の方向】

高齢者のニーズが変化してきているため、施設ごとに自主事業や各種教室、サークル活動等を開催するなど、多様化するニーズに対応した、より利用しやすい施設となるよう努めるとともに、地域の実状や施設の老朽化、利用動向などを考慮し、持続可能な施設運営のあり方について検討します。

長岡市の老人福祉センター等

(単位：人)

施設種別	施設名	所在地	利用者数	
			令和3年度	令和4年度
老人福祉センター等	長岡ロングライフセンター	大字日越 185 番地 2	7,579	11,035
	高齢者センターけさじろ	今朝白 2 丁目 8 番 18 号	15,790	18,593
	高齢者センターまきやま	槇山町 1592 番地 1	4,851	5,596
	高齢者センターふそき	新保町 1399 番地 3	12,404	14,928
	高齢者センターみやうち	曲新町 566 番地 7	11,256	13,898
	高齢者センターしなの	信濃 2 丁目 6 番 18 号	19,934	26,166
	高齢者センターとちお	赤谷 179 番地 2	30,021	41,979
	老人福祉センターお山の家 ※令和 2 年 6 月 30 日閉館	悠久町 1 丁目 192 番地 11	—	—
	老人福祉センター皆楽荘	上檜出 3034 番地	879	1,826
老人憩いの家	刈谷田荘 ※令和 2 年 3 月 31 日閉館	中之島 1 番地 5	—	—
	さくらの家	信条東 221 番地	2,007	2,631
	日枝の里	中之島中条 2919 番地	3,021	3,758
	はすはな荘	中之島大口東 6104 番地 1	739	1,221
	夕映荘	寺泊金山 170 番地 3	1,589	1,307
高齢者コミュニティセンター	高齢者コミュニティセンター ゆきわり荘	小島谷 3560 番地 1	1,975	2,423
福祉センター	社会福祉センタートモシア ※平成 28 年 11 月 1 日開館	表町 2 丁目 2 番地 21	30,416	39,572
	旧社会福祉センター ※平成 28 年 10 月 31 日閉館	水道町 3 丁目 5 番 30 号	—	—
	サンパルコなかのしま	中野中甲 1666 番地 2	3,273	4,083
	越路総合福祉センター	来迎寺 3697 番地	16,344	13,574
	山古志地域福祉センター なごみ苑	山古志虫亀 219 番地 2	1,452	1,996
	川口地域福祉センター末広荘	東川口 1979 番地 20	3,552	5,061
健康福祉センター	志保の里荘	与板町本与板 2380 番地 1	14,616	19,039

※令和元年度～4年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少した。

第2節 高齢者の雇用と社会参加の促進

1 高齢者の雇用促進

【現状と課題】

長岡公共職業安定所が取りまとめている長岡管内の高齢者（55歳以上）の求職・就職状況から、有効求人倍率は年々増加しており、少子高齢社会の進展に伴い高齢者の雇用の場は広がってきております。

また、高齢者が活躍できる環境整備を目的として、「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」（高齢者雇用安定法）の一部が改正、令和3年4月1日から施行され、70歳までの就業機会確保について、努力義務を設けています。新潟労働局が取りまとめている令和4年度「高齢者雇用状況等報告」では、66歳以上まで働ける制度のある企業は、全体の43.5%と前年度よりも2.5%増加しており、「定年制の廃止」や「定年の引き上げ」、「継続雇用制度の導入」など、高齢者雇用確保措置を実施済みの企業は、企業の規模に関わらず100%となりました。措置別にみると、継続雇用制度の導入を行う企業が多く、定年の引き上げを行う企業も徐々に増加しています。

【今後の方向】

労働力人口は今後も減少することが見込まれ、高齢者が経済社会の担い手として、経験や知識を生かして活躍することが求められています。

就労意欲の高い高齢者が、地域社会の重要な支え手として、ライフスタイルに合わせ、短日・短時間勤務やテレワーク、在宅ワーク、内職など、多様な働き方で活躍できる場の情報を提供します。

高齢者（55歳以上）の求職・就職情報（長岡公共職業安定所管内）

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度
求職者数 (人)	新規	1,873	1,776	1,596
	有効	8,282	7,972	6,667
有効求人数(人)		5,173	6,414	7,507
有効求人倍率(倍)		0.62	0.80	1.13
紹介件数(件)		1,551	1,450	1,143
紹介率(%)		82.8	81.6	71.6
就職件数(件)		387	395	346
就職率(%)		20.7	22.2	21.7

※ 有効求人倍率＝有効求人数÷有効求職者数

※ 紹介率＝紹介件数の新規求職者数に対する割合

※ 就職率＝就職件数の新規求職者数に対する割合

2 シルバー人材センターの充実支援

会員及び受託件数の推移

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
会員数 (人)	2,955	3,002	3,030
受託件数 (件)	17,464	18,029	17,500

【現状と課題】

シルバー人材センターは、地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなど、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献しています。

会員の増加や就業機会の拡大に取り組み、近年は女性会員の増加も見られます。また、人手不足分野である介護施設の支援業務や、調理・食品関係業務、製造業の製品加工業務など高齢者の活躍の場を開拓しています。一方で、企業の定年延長などを背景として会員の高齢化が進んでおり、庭木剪定、冬囲いなど専門職種における後継者の育成が課題となっています。

【今後の方向】

「人生100年時代」を迎え、高齢者は従来のように「支えられる側」ではなく、その経験と能力に応じ社会を「支える側」として、その使命を果たすことが強く求められています。これからも、この時代要請に応じる高齢者を支援する魅力的なセンターを目指し、経営計画に掲げる施策を会員並びに役職員が一丸となって取り組みます。

また、ボランティア活動などの社会参加や健康の維持、生きがいのある生活の実現、そして福祉の向上に寄与するなど、経験豊かなシルバーパワーを地域に活用し、地域社会の健全な発展に貢献します。

- ① 会員による友人、知人等への口コミによる新規会員の入会運動等、会員（人財）の増強に取り組みます。
- ② 年間通じて全会員による1会員1就業開拓活動を実施するなど、会員並びに役職員による受注開拓を一層強化し、就業機会を拡大します。
- ③ 安全・適正就業基準、作業別安全就業基準の周知による事故防止の徹底に努め、会員の安全意識を高め、安全対策を強力に推進し、事故撲滅を目指します。
- ④ 理事会をはじめ、各専門部会、委員会をより一層活性化し、会員参加による積極的なセンター運営を目指すとともに、事業実施計画等の進捗状況、課題などの情報を共有しながら適正なセンターの運営に努めます。

第3章 暮らしを支える体制と支援の充実

第1節 在宅医療と介護等の連携の推進

1 在宅医療・介護の連携体制強化と普及啓発の推進

【現状と課題】

ニーズ調査から「介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と考える人が多く、そのために欠かせないこととして「必要な在宅介護サービスが整っている」「在宅医療が充実し、かかりつけ医による診察等が自宅で受けられる」「医療や介護などの専門多職種が連携して在宅療養を支える仕組みができています」、加えて、「家族や親族の理解や協力が得られる」をあげている人が多くいます。

医療や介護が必要になった時に、どのような背景や課題を抱える状況であっても、高齢者・家族が必要とする専門的なケアやサービスが滞りなく受けられるよう、医療・介護の専門職同士の円滑な連携を推進すると同時に、市民自身が「介護が必要になったらどう過ごしたいか」をあらかじめ考えておくこと、家族などと話し合っておくことの大切さを啓発する取り組みを強化する必要があります。

なお、地域包括ケアシステムの推進に向け、「長岡市地域包括ケア推進協議会」とそれぞれの分野ごとにより具体的な取り組みを検討する「在宅医療・介護連携」、「介護予防」、「生活支援」、「認知症」に関する専門部会を設置しており、課題や取り組みの方向性、対策等について多様な職種・関係機関と意見交換を行っています。

【今後の方向】

- 今後、医療と介護の両方を必要とする高齢者の増加が見込まれることから、高齢者が、住み慣れた地域で、安心して、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、日常の療養支援、急変時の対応、入退院支援、看取り、さらに、認知症の方への対応あるいは感染症や災害対応等の様々な局面においても継続的なサービスの提供が維持されるよう、長岡市医師会（長岡市医療・介護連携推進センター）等の関係機関と協働し、地域における在宅医療及び介護の提供に携わる者の連携を推進します。推進にあたっては、地域包括ケア推進協議会、在宅医療・介護連携推進部会、多職種勉強会・研修会等の協議の場を活用し、在宅医療・介護連携の目指すべき地域の姿を共有した上で、PDCAサイクルに沿って評価指標等を定め、具体的な連携体制や対応方法の検討を行います。
- 高齢者と高齢者を支える家族や現役世代など幅広い世代に向け、在宅医療や介護、人生の最終段階におけるケアや看取り等の理解を深めるとともに、人生最後の過ごし方に関する希望を家族などと共有しておくことの大切さの理解を促す取り組みを強化します。

2 ICT情報連携システム「フェニックスネット」の推進

フェニックスネットの年間登録者数 (単位：人)

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
年間登録者数 (累計登録者数)	1,920 (9,924)	1,103 (11,027)	1,000 (12,000)

【現状と課題】

多職種が連携して高齢者を支えるためには、関係者間での情報の共有が重要となります。

現在、ICT（情報通信技術）を活用した「フェニックスネット」を市域全体に展開し、本人の同意に基づき、関係者が診療、調剤、看護、介護等の情報を共有することで、日常の在宅療養における適切な治療やケアに役立てています。

また、平成28年11月からは救急隊も参加しており、緊急時にタブレット端末で情報を確認することにより、迅速で適切な救急搬送や、緊急連絡先の把握等に役立てています。

【今後の方向】

医師会をはじめ関係者と連携し、機能の拡充、運用の改善等を随時行いながら、「フェニックスネット」の取り組みを一層推進し、市民の同意者、参加事業者の増加を図るとともに、切れ目のない在宅医療と介護の仕組みづくりや、医療・介護関係者の情報共有の体制づくりを進めます。

【第9期計画値】

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
年間登録者数 (累計登録者数)	1,000 (13,000)	1,000 (14,000)	1,000 (15,000)

3 要介護者等に対するリハビリテーション提供体制の構築

指標	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
要介護認定者数に対するリハビリテーションサービス利用率 (%)	19.3	18.2	19.4

【現状と課題】

- ・ リハビリテーションについては、要介護（要支援）者が医療保険で実施する急性期・回復期のリハビリテーションと介護保険で実施できる生活期リハビリテーションが切れ目なく利用できるよう、サービス提供体制の構築が求められています。
- ・ 介護保険サービスでは、要介護者等が有する能力を最大限発揮できるよう、高齢者に対して生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、「心身機能」「活動」「参加」の要素から成る「生活機能」の維持・向上を図ります。
- ・ 介護保険制度における生活期のリハビリテーションとして、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション、介護老人保健施設（短期入所療養介護）、介護医療院があります。要介護者等が本人の状態に応じて、地域で必要なリハビリテーションを利用しながら、地域・家庭の中で生きがいや役割を持って生活することが重要です。

【今後の方向】

生活期のリハビリテーションを行う介護保険サービス事業所や関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めます。

リハビリテーションが必要な要介護（要支援）者の受け入れ基盤の構築状況を把握するためリハビリテーションサービスの利用率を指標とします。

指標	令和6年度 目標値	令和7年度 目標値	令和8年度 目標値	令和22年度 目標値
要介護認定者数に対するリハビリテーションサービス利用率 (%)	19.3	19.4	19.5	20.0

第2節 安心して在宅生活を送るための支援の充実

1 安心連絡システム

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
貸与数 (台)	655	632	630

【現状と課題】

安心連絡システムは、ひとり暮らしの高齢者の自宅に緊急通報装置を設置し、救急や火災などの緊急時の対応を行うとともに、定期的な安否確認や健康相談を行うことで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう設置しています。

平成30年度をピークに利用者が減少してきており、支援が必要な人へ情報が行き届くよう、制度の周知が必要です。

【今後の方向】

同居の親族がいなくても、親族が遠方で暮らしているために不安を抱えている高齢者や、その高齢者を心配する親族がいます。支援が必要な人が制度を利用できるように、市政だよりや SNS のほか、地域包括支援センターや民生委員などと連携して制度の周知を徹底し、普及を図ります。

2 生活用具の貸与

(1) 日常生活用具の貸与

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
吸引器 (貸与台数)	59	39	46

【現状と課題】

在宅の寝たきり高齢者等に対し、日常生活の便宜を図るために介護保険制度対象外の日常生活用具（吸引器）を貸与しています。

【今後の方向】

吸引器の貸与は一定のニーズがあることから、国の制度動向を見ながら今後も在宅介護を支えるサービスの一つとして継続実施します。

(2) 車いすの貸与

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
貸与数 (台)	160	219	245

【現状と課題】

車いすは、歩行困難な高齢者等に貸与しています。

介護保険福祉用具貸与制度（介護保険給付）との整合性に配慮しながら、保有する車いすを有効に活用する必要があります。

【今後の方向】

介護保険の福祉用具貸与制度との整合性を図るため、貸与期間を原則1か月とし、対象者を高齢者に限定しないで貸与します。

現在保有する車いすの利用推移を見ながら、実態に合わせて活用方法を検討します。

3 養護老人ホーム短期入所

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
延入所日数 (日)	44	0	40

【現状と課題】

おおむね65歳以上の高齢者で、環境上及び経済上の理由により自宅で生活することが困難になったとき、介護保険制度等で対応できない場合に、一時的に養護老人ホームへの入所を行う制度です。

近年は、介護保険制度等での対応が進み利用が減少しています。

【今後の方向】

現状の制度を維持しながら、必要な人は誰もが介護保険制度等の利用ができるように支援し、今後のあり方を検討します。

4 高齢者の権利擁護及び財産等の保全・活用

【現状と課題】

- 介護保険制度の創設等を契機として、福祉サービスの利用にあたっては、利用者が自ら自分に合ったサービスを選択し、そのサービス提供者と契約する形態になりました。

こうした背景のもと、判断能力が十分でない認知症高齢者等の個人の尊厳を尊重するとともに、法律上の権利や利益・財産を擁護・保全する「成年後見制度」が制度化されました。

- 本市では、権利擁護に密接に関係する弁護士や司法書士、医師らによる「長岡市権利擁護地域連携協議会」を組織し、諸課題の検討や情報共有を行うとともに、中核機関として「長岡市成年後見センター」を開設し、成年後見制度に関する総合窓口の運営や、権利擁護を必要とする方だけでなく、支援する方も両輪でサポートする体制を整えています。その他にも、低所得又は親族がない等の理由により「成年後見制度」が利用できない人を支援するとともに、これらの中で必要な人に財政的な支援を行う「法定後見制度利用支援事業」を実施しています。
- 長岡市社会福祉協議会では、権利擁護の推進を図るため、制度の普及・啓発及び法人後見の実施、成年後見制度を補完する制度として福祉サービスの利用援助や日常的な金銭管理等を行う「日常生活自立支援事業」を実施しています。

認知症高齢者等が必要なサービスを速やかに利用できる体制づくりが求められており、今後は制度のさらなる周知を図り、制度を活用します。

また、収入が少ない高齢者の老後生活の安定のため、所有財産（土地）を担保に生活資金を貸し付ける「不動産担保型生活資金」や「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」を、長岡市社会福祉協議会が窓口となる生活福祉資金貸付制度の一つとして行っています。

- 高齢者虐待防止については、パンフレットの配布等、広く市民への周知・啓発に努めるとともに、研修会の実施等、地域の関係者や関係機関への意識啓発に努め連携を図っています。養護者からの虐待は地域包括支援センターが中心となって虐待の状況に応じて適切に対応し、行政が必要な福祉の措置などを行っています。また、「養護者」に該当しない者からの虐待やセルフネグレクト等の権利侵害防止についても対応しています。
- 高齢者の消費者被害については、悪質商法の手口が多様化・巧妙化しており、未然防止と発生した際の迅速な対応が重要な課題です。
- 高齢者の権利擁護の推進を図るため、市に高齢者権利擁護支援員を配置し地域包括支援センターとともに相談・対応にあたっています。

【今後の方向】

- 認知症高齢者等の個人の尊厳が尊重され、必要なサービスを利用し安心して暮らすことができるよう、「成年後見制度」や「日常生活自立支援事業」、「法定後見制度利用支援事業」の利用促進を図り、関係機関と連携し、その支援に努めます。

また、これらの諸制度の利用について、高齢者自身が判断能力のあるうちから理解する必要があるため、多様な機会において普及啓発活動を行います。

- 「要保護世帯向け不動産担保型生活資金」については、生活保護制度とも深く関連することから、申請窓口となる長岡市社会福祉協議会と連携を図ります。
- 高齢者虐待防止については、早期発見・早期対応できるよう市民や関係機関への啓発活動を行うとともに、地域の多様な関係者や機関等によるネットワークの強化・連携に努めます。あわせて、「養護者」に該当しない者からの虐待やセルフネグレクト等につ

いて引き続き対応します。また、介護事業所等の従事者による虐待の防止についても関係部署と連携しながら取り組みます。

- ・ 高齢者の消費者被害の防止については、予防活動のほか、発生した際に迅速に対応するため、関係機関、団体等が一体となって高齢者を支える総合的なネットワークを充実させます。また、消費生活センターで行っている消費生活相談などが十分に活用されるよう積極的に啓発活動を行います。

❖ 関連項目 第6章第3節2 交通安全対策等の推進

5 地域ケア会議の運営

【現状と課題】

地域ケア会議は、多職種による個別事例の検討や関係者とのネットワークの構築により、地域課題を発見し、地域づくりや政策形成につなげることが期待されている、地域包括ケア実現のための重要な手法です。

本市では、地域包括支援センターが支援困難事例を中心とした個別事例や関係者とのネットワーク構築を検討する包括圏域会議を実施しています。

包括圏域会議から見えてきた地域課題を、地域包括ケア推進協議会の専門部会に提示し、市の取り組みの方向性や対策等の意見交換を行っています。

【今後の方向】

- ・ 各日常生活圏域で行われている包括圏域会議を充実し、個別事例の検討や関係者のネットワーク構築に加え、地域課題の把握を進めます。その中で市民、専門職、行政等それぞれの立場で課題解決に向けてできることを整理し、それぞれの取り組みにつながるよう働きかけます。
- ・ 各専門部会では包括圏域会議で出された地域課題や各専門職等が把握している現状や課題をもとに、より具体的な対策を検討します。

6 在宅生活を支援するサービスの普及・啓発

【現状と課題】

令和4年度に実施した長岡市介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」という。）の結果によると、高齢者のうち半数以上が、介護が必要となっても自宅で暮らし続けることを望んでいます。

在宅における重度の要介護者、医療ニーズの高い中・重度の要介護者、単身や高齢者夫婦のみの世帯、働きながら要介護者等を介護している家族等を支える中核的なサービスとして、日常生活全般を毎日複数回の柔軟なサービス提供により支えることが可能な「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」、「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型

居宅介護等」の地域密着型サービスの普及促進を図っているところですが、稼働率が伸び悩んでいる現状があります。

【今後の方向】

地域密着型サービスについて、市民や居宅介護支援事業所のケアマネジャーに向けた知名度・認知度向上の取り組み等を行い普及促進を図ります。また、市民が介護サービスが必要になる前から、在宅サービスを含めどのような介護サービスがあるか知ることができ、自らの意思により必要な時に必要なサービスを選択できるよう、要介護者等をはじめ広く市民に対し、市政出前講座等を活用した介護保険制度の理念・概要等の周知、介護サービス情報公表システムの活用促進等に取り組みながら、積極的な情報発信を行います。

7 公設デイサービスセンターの管理運営

	施設名	所在地
1	長岡市デイサービスセンターけさじろ	今朝白2丁目8番18号 高齢者センターけさじろ内
2	長岡市デイホームけさじろ	
3	長岡市デイサービスセンターまきやま	槇山町 1592 番地 1 高齢者センターまきやま内
4	長岡市デイサービスセンターふそき	新保町 1399 番地 3 高齢者センターふそき内
5	長岡市デイサービスセンターみやうち	曲新町 566 番地 7 高齢者センターみやうち内
6	長岡市デイサービスセンター サンパルコなかのしま	中野中甲 1666 番地 2 サンパルコなかのしま内
7	長岡市デイサービスセンターみしま	宮沢 354 番地 1
8	長岡市デイサービスセンターなごみ苑	山古志虫亀 219 番地 2 山古志地域福祉センターなごみ苑内
9	長岡市デイサービスセンターわしま	小島谷 3422 番地 3
10	長岡市デイサービスセンターおおの苑	栃尾大野町 3 丁目 4 番 2 号
11	長岡市デイサービスセンターよいた	与板町本与板 2380 番地 1 志保の里荘内

【現状と課題】

本市が公の施設として設置したデイサービスセンターは 11 か所あり、すべてを指定管理者制度により管理運営しています。いずれも、社会福祉法人がそれぞれの特色を生かし

た事業を実施しながら、管理運営を行っています。

しかしながら、人口減少やサービスを提供する事業所が充足している地域もあり、利用者の稼働率の低いデイサービスセンターがあります。

また、施設・設備が老朽化していることから、引き続き、安心安全に運営するためには、施設・設備を大規模改修する必要があります。

【今後の方向】

第9期では日常生活圏域ごとの施設数や利用者数の見込みを分析し、利用者のニーズと圏域における個々の施設の役割を見極め、必要なサービス量を確保したうえで、今後の施設のあり方を検討します。また、老朽化の状況を踏まえ、計画的に大規模改修を行います。

第3節 在宅介護者への支援の推進

1 在宅介護者支援に向けたネットワークの強化

【現状と課題】

在宅での介護が長期間になると介護者の負担が大きくなり、介護疲れからうつ状態や高齢者虐待に及ぶ場合もあります。また、近年では老老介護など家族内の介護力や地域での支え合いなどの協力関係の低下もみられます。

介護者である家族が孤立しないよう、地域全体でのサポート力の向上を図るとともに、介護者の負担を軽減することが課題となっています。

【今後の方向】

高齢者が支援や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた自宅や地域での生活を継続でき、また介護者の負担を軽減するため、様々な地域の関係機関とのネットワークを強化します。家族介護者が孤立しない環境づくりや、問題発生時に速やかに対処できるような地域全体で支え合う体制づくりを進めます。

2 在宅介護者への支援の充実

区 分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
介護者支援金	支給決定者数 (人)	5,654	5,518	5,700

【現状と課題】

家庭内の介護力や地域での支え合いなどの協力関係の低下により、在宅で高齢者の介護にあたる家族・介護者の精神的、身体的及び経済的負担が増加しています。介護者の負担を軽減するため、認知症などのある高齢者を介護する家族に支援金を支給しています。

【今後の方向】

支援金支給の手続きや面談を通して、介護者と地域包括支援センターやケアマネジャー等との関わりを強化し、状況把握、アドバイス、情報提供などで介護者をフォローアップするとともに、高齢者・介護者を地域のネットワークで支え、在宅介護を地域全体で応援します。

第4節 安心できる住まいの確保

1 生活援助員（ライフサポートアドバイザー）派遣

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
対象者数 (世帯)	60	57	60
生活援助員 (人)	3	3	3

【現状と課題】

稽古町団地県営住宅、千歳団地市営住宅及び稲葉団地市営住宅内の高齢者世話付住宅（シルバーハウジング）に居住する高齢者に対し、生活面・健康面の不安を解消するため、緊急対応や生活相談などを行う生活援助員を配置することで、安心して生活できるよう支援しています。

近年では、入居者の高齢化が進み、認知症のある入居者もいることから、相談内容や支援方法も複雑になっています。

【今後の方向】

今後も事業を継続し、市営住宅の建築・建替えがある際は、入居予定者の状況などを踏まえて事業実施等を検討します。

また、生活援助員が多様な相談に対応できるように、研修への参加機会を増やします。

2 高齢者住宅改造費補助

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
利用者数 (人)	43	38	40

【現状と課題】

要介護（要支援）高齢者の生活をより安全で快適なものにするため、介護保険制度の居宅介護（介護予防）住宅改修費への上乗せや、玄関・廊下等の改造・増築、階段昇降機・ホームエレベーターの設置等の改造費補助を行っています。

【今後の方向】

今後も介護保険制度の居宅介護（介護予防）住宅改修費支給サービスとあわせて、多くの要介護（要支援）高齢者の生活がより安全で快適なものになるよう在宅生活を支援します。

3 ケアハウス

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	8	8	8
定員 (人)	271	271	271

【現状と課題】

ケアハウスは身体機能の低下等のため、独立して生活するには不安があり家族による援助を受けることが困難な人が入所し、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら自立した生活を送るための施設です。

高齢化の進行とともにひとり暮らし高齢者の世帯が増加する中、「要介護認定は受けていないがひとり暮らしが不安である」という高齢者等が主に利用しています。

【今後の方向】

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の整備が進んでいることから、当面は、現状の整備数を維持します。

4 養護老人ホーム

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	1	1	0
定員 (人)	60	60	0

【現状と課題】

養護老人ホームは、おおむね65歳以上で、環境上又は経済上の理由により、自宅での生活が困難な人の入所施設です。

社会情勢の変化に伴い高齢者のニーズや価値観も変わり、介護サービス事業も充実してきたことから、適切かつ無理のない入所者の移転を進めた結果、令和4年度末で入所者数は0人となり、当市で養護老人ホームを運営することなく介護事業所等や近隣市町村で入所可能な養護老人ホームへの入所で対応可能と判断し、令和5年度末で当市の養護老人ホームを廃止します。

【今後の方向】

環境上又は経済上の理由により、自宅での生活が困難な高齢者が適切にサービス利用ができるよう、医療機関、施設、地域包括支援センターなどと連携して、介護事業所等や入所可能な近隣市町村の養護老人ホームへの受入れ調整に取り組みます。

5 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホーム※¹

区 分		令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
住宅型 有料老人 ホーム	箇所数累計 (箇所)	3 (10)	3 (10)	3 (10)
	定員 (人)	89 (341)	89 (341)	89 (341)
介護付 有料老人 ホーム (混合型)	箇所数累計 (箇所)	9 (5)	9 (5)	9 (6)
	定員 (人)	480 (185)	480 (185)	480 (245)
介護付 有料老人 ホーム (専用型)	箇所数累計 (箇所)	2	2	2
	定員 (人)	58	58	58

※()内はサービス付き高齢者向け住宅のうち、有料老人ホームの届出を行っている又は有料老人ホームに該当する事業所数(外数)

サービス付き高齢者向け住宅※²

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	17	17	18
定員 (人)	560	560	620

【現状と課題】

サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホームは、ひとり暮らしや介護・支援が必要になるなど、自宅での暮らしの継続が難しくなった高齢者が住み替え、必要に応じて入浴や食事等のサービスを受けながら暮らす住宅です。

課題としては、多様な形態があり、実態の把握が難しいことが挙げられます。

また、住宅等と同一の建物に介護サービス事業所等がある場合、閉鎖的なサービス提供

が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

住み慣れた地域で暮らすことを希望する高齢者が、自宅での暮らしの継続が難しくなっても住み替えにより安心して暮らし続けられるよう、必要なサービスや構造を備えた高齢者向けの住まいの周知に努めます。

あわせて、サービス付き高齢者向け住宅の入居者の日常生活における利便性、医療・介護サービスの利用機会等が確保されるよう、設置申請を行う事業者に対して、次の観点から意見を述べることにします。

- ①地域における高齢者住宅の必要量の確保
- ②医療・介護サービスとの連携
- ③生活利便施設へのアクセス等の立地
- ④まちづくりとの整合

また、介護相談員の派遣を積極的に行い、不適切なサービス等提供の可能性がある場合には、要介護（要支援）者のケアプランの確認等を行い、介護給付の適正化に努めるとともに、認可者・指定権者である県へ情報提供を行います。

※1 有料老人ホーム

高齢者が入居し、食事、介護、家事援助、健康管理等のサービスを受けることができる住宅のこと。介護サービスの提供方法の違いにより、類型化されている。

住宅型有料老人ホームは、介護が必要となった場合、入居者自身の選択により、地域の介護サービス等を利用しながら、当該施設の居室での生活を継続することが可能な施設である。

介護付有料老人ホームは介護サービスが付いた高齢者向けの居住施設で、自立者や要支援者も入居できる「混合型」と要介護者のみが入居できる「介護専用型」がある。

※2 サービス付き高齢者向け住宅

有料老人ホームと同様に高齢者が入居する住宅であり、バリアフリー構造で安否確認と生活相談サービスが付いていることが特徴。食事、介護、家事援助、健康管理のほか、介護付有料老人ホームと同様、介護サービスを提供しているところもある。

6 生活支援ハウス

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
箇所数累計 (箇所)	2	2	2
定員 (人)	24	24	24

【現状と課題】

生活支援ハウスは、原則 60 歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者夫婦のみの世帯で、家族による援助を受けることが困難であり、独立して生活することに不安のある人に、介護支援機能、居住機能、交流機能を備えた総合的な居住環境を提供するものです。

【今後の方向】

近年は空き部屋がある状況が続く施設もあることから、利用者のニーズを見極めて今後の対応を検討します。

7 要援護世帯除雪費助成

【現状と課題】

- ・ 積雪による事故の防止と生活不安の解消を図るため、高齢者世帯、母子世帯、障害者世帯などの要援護世帯であり、労力及び経済力の両面から自力で除雪することが困難な世帯に対し、屋根の除雪に要する経費を助成しています。本事業の登録時や、助成金の請求時など、申請手続きを自身ですることが難しい世帯も多く、より簡単な手続きが求められています。
- ・ 降雪があると除雪作業が一斉に行われることから、除雪人員の確保が重要な課題となっています。
- ・ 要援護世帯宅の玄関から道路までの生活路の除雪を行うための地域における協力体制及びボランティア体制の確立が必要となっています。

【今後の方向】

今後も除雪費の助成を継続して実施するとともに、民生委員・児童委員を通じて申請を受け付けるなど、対象者にとって申請が負担とならないように手続きの簡素化を目指します。

また、日ごろから民生委員・児童委員や隣人との連携、地域福祉・在宅福祉サービス事業（ボランティア銀行）や自主防災会等の共助組織の活用を図るなど、地域における協力体制の確立を促進します。加えて、除雪業者に対しても協力を依頼し、要援護世帯に対する除雪人員の確保に努めます。

第5節 多様な主体による生活支援の充実

1 関係者の連携による生活支援体制の充実

【現状と課題】

地域が主体となって住民ニーズに応じた適切な支援が提供される仕組みをコーディネートするため、生活支援コーディネーターを配置するとともに、多様化、複雑化している住民ニーズを「地域の課題」として、地域関係者ととともに話し合い、解決していくことを目指し、地区社会福祉協議会・地区福祉会、市社会福祉協議会、地域包括支援センター等が連携して、地域ごとに懇談会を開催しています。

一方で、ニーズ調査等によると、地域活動への参加の意欲は低下していることから、住民ニーズに応じた適切な支援を提供するためには、地域内での連携に加え、全市的にも関係者の連携を進め、生活支援体制の充実を図っていく必要があります。

【今後の方向】

引き続き、生活支援コーディネーターを配置し、生活支援等サービスの提供体制の構築に向け、資源開発、ネットワーク構築、支援ニーズと取り組みのマッチング等を行います。

また、全市的な生活支援体制等について協議するため、社会福祉協議会やシルバー人材センター、NPO、民間企業等の関係者によるネットワーク会議を開催し、多様な主体間の情報共有及び連携・協働による体制整備を推進します。

2 介護予防・生活支援サービス（生活サポート事業）の推進

【現状と課題】

支援を必要とする軽度の高齢者の増加とともに、ひとり暮らし世帯・高齢者のみの世帯が増加し、家事援助や外出支援といった在宅生活を支えるための生活支援ニーズが高まる一方で、それを提供する専門職の人材不足が懸念されています。

こうしたことから、「介護予防・生活支援サービス事業」の中に「生活サポート事業」を位置付け、地域住民やNPO法人などの、専門職以外の人材が新しい担い手となって高齢者を支える仕組みを構築し、高齢者が地域で生活を継続できるような生活支援サービスの提供に取り組んでいます。

【今後の方向】

- ・ 住み慣れた地域で生活を継続する高齢者を支援するサービスとして、生活サポート事業を継続します。
- ・ 生活支援体制等について協議するネットワーク会議から見えてきた地域課題に対し、多様な主体による多様なサービスを検討します。

第6節 地域包括支援センターの機能の充実

高齢者に関する公的な相談窓口として、平成18年度から市内に11か所の地域包括支援センターを設置しています。地域の高齢者人口等に応じて主任ケアマネジャー・保健師・社会福祉士の3職種の職員を配置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務及び介護予防ケアマネジメント業務の4つの業務を行っています。

1 地域包括支援センターの業務

(1) 総合相談支援業務

【現状と課題】

総合相談支援業務は高齢者に関する様々な相談を受け、適切な機関・制度・サービスにつなぐなど継続的に支援する業務です。また、高齢者宅への訪問や来所相談、電話相談の際に高齢者の状況を聞き、高齢者の実態を把握するほか、様々な活動を通じて、地域支援のネットワークづくりを行っています。

相談内容は多岐に渡っており、解決に時間を要するものや、高齢者だけではなく家族も含めた課題解決が必要なものなど、複数の関係機関との連携が必要なものが増えています。

また、地域包括支援センターの認知度は要介護認定者がいる世帯やひとり暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯では高い傾向にありますが、まだ市民に充分浸透しているとは言えません。市民が必要時には迷わず速やかに相談できるよう、日ごろから地域包括支援センターの周知を強化するとともに、働きながら介護をしている人たちが、相談しやすい体制づくりを進める必要があります。

【今後の方向】

- ・ 総合相談支援業務は、地域包括支援センターのすべての業務の入り口です。身近な相談の拠点として地域包括支援センターの認知度を上げるため、引き続き全市民に向けた周知を強化するとともに、実態把握訪問を積極的に行い、困りごとを抱えている高齢者や家族を早期に発見できるよう努めます。
- ・ 今後は認知症高齢者やヤングケアラー、生活困窮など家族支援を含めた対応がより必要となることが予想されるため、相談内容や家族状況等にあわせて、様々な関係機関と連携をとりながら対応します。

(2) 権利擁護業務

【現状と課題】

高齢者虐待や消費者被害の防止及び対応、判断能力が十分ではない人に対する成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用促進、支援拒否や多問題を抱える困難事例の支援に関係機関と連携しながら行っています。

高齢者虐待通報件数は年度によってばらつきがありますが、事実確認と早期対応に努めています。

消費者被害は警察等との連携で前兆情報を迅速につかみ、関係機関に周知する体制を整備しています。

成年後見制度等の知識を深め、相談に応じていますが、身寄りのない高齢者や親族の支援を受けることが難しい高齢者が増えていることから、関係機関との連携を強化し、適切な時期に、成年後見制度等を利用できるよう支援していく必要があります。

【今後の方向】

- 様々な相談に対応できるよう、対応方法や適切な支援制度について研さんを積み、早期解決を図ります。
- 引き続き、市民及び関係機関に対し、高齢者虐待や消費者被害の防止に関する知識の普及啓発に努めるとともに、通報受付や相談機関としての地域包括支援センターの役割について周知を図ります。

(3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

【現状と課題】

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、医療や介護のサービス、入院から在宅生活への移行など、支援の領域や時間の経過にかかわらず、切れ目なく一貫した支援が受けられることが重要です。これらの支援の中心となるケアマネジャーをはじめとする関係者が、適切な支援を実践できるように、ケアマネジャー等へのアドバイスなども行っています。

【今後の方向】

ケアマネジャーが直面する課題や悩みを解決するために、引き続き個々のケアマネジャーの相談にのるとともに、ケアマネジメントに関する課題を把握し、研修会や地域ケア会議等、課題解決につながるような環境整備を行います。

(4) 介護予防ケアマネジメント業務

【現状と課題】

要支援者・虚弱高齢者に対し、本人の状況に応じた介護予防・生活支援サービスを勧め、適切なサービス利用につなげています。また、介護予防給付のサービスが必要な人には、適切なケアプランを作成しています。

【今後の方向】

虚弱な高齢者や支援が必要な人に対して訪問を行い、介護予防の必要性を十分説明し、サービス利用へつなぎます。高齢者ができる限り自立した生活を送るために、本人の主体的な取り組みにつながるような働きかけを行います。

2 地域包括支援センターの機能の充実

【現状と課題】

地域包括ケアの実現のためには、高齢者を支援する地域や医療・介護の関係者のネットワークをさらに強化していくことが必要です。

ネットワークの構築については、4つの業務を通して、顔の見える関係づくりを進めてきました。今後は、それらのネットワークや地域資源が十分に機能するようなコーディネーターが重要となります。

また、複雑な相談内容への対応や多岐に渡る業務に対応できる職員の資質向上や体制の強化が課題となっています。

【今後の方向】

- 地域包括支援センターが地域包括ケアの中核拠点としての機能を発揮できるように、各センター間の連携促進、業務への適切な助言、研修の企画、関係機関との調整、高齢者虐待や支援困難事例への対応等、高齢者基幹包括支援センターによる支援の充実を図ります。
- 専門職の人材確保や柔軟な職員配置等、地域包括支援センターの体制強化に向けた取り組みを検討します。

第7節 地域で支え合う体制の構築

1 地域福祉を推進する体制の整備

(1) コミュニティづくり

【現状と課題】

本市では、一人ひとりの助け合いの心を育て、ともに生きる社会をつくろうという目的で「ともしび運動」を展開してきました。これを受けて、「ともに生き、ともに助け合い、高齢者がいつまでも安心して明るい老後生活を送ることのできる福祉のまちづくり」を目指した「長岡市福祉コミュニティ構想」を平成6年3月に策定しました。

地域における福祉コミュニティづくりをより具体化するための施策として、「地域福祉エリアの設定」、「地域の拠点となる場所の確保」、「地域の核となる人材の確保」、「地域における推進体制の整備」を掲げ、これらの推進役である「福祉コミュニティ推進コーディネーター」を配置し、整備を進めてきました。

その後、平成16年度から長岡地域全31地区に地域施設である地区公民館・児童館・地区福祉センターを一元化したコミュニティセンターを整備し、施設の多目的活用やそれぞれに関わる組織や団体間の連携の強化を図りながら、地域主体のコミュニティ活動を進めています。

引き続き、支所地域を含めた市全域でコミュニティ活動の一環として、地域保健福祉活動が円滑に実施されるよう支援していくことが求められています。

また、市全域における「ともしび運動」の展開、コミュニティづくりへの支援を継続する必要があります。

【今後の方向】

- コミュニティ活動を推進する中で、地域住民がそれぞれの地域性を考慮し、必要な活動に対して、自ら積極的に取り組むことのできる体制づくりを支援します。地域保健福祉活動もコミュニティ活動の中の重要な課題として推進します。
- 市と地域が相互に連携を深め、地域の活動しやすい体制と拠点施設の整備を実施します。
- 介護保険適用の有無を問わず、地域において、すべての住民により支え、支え合う体制が今後ますます重要となることから、これらを支える人材の育成・確保と地域で支え合う福祉コミュニティ意識の高揚に努めます。

また、健康づくりの推進に当たっては、各地域のコミュニティ推進組織がその中心のひとつとなるよう連携を進めます。

- 支所地域については、その地域の特性を生かしたコミュニティづくりの支援を進めます。

❖ 関連項目 第2章第1節2 コミュニティ活動の推進

(2) 民生委員・児童委員

【現状と課題】

民生委員・児童委員の活動は、地域で援助を必要としている人や世帯を、個別に援助していく活動が基本です。そのため、地域住民の個別ニーズを把握し、関係機関と連携し、適切な援助や指導を行い、サービスが受けられるようにしていくことが必要とされます。

現在、500人の民生委員・児童委員と61人の主任児童委員が市内に34の地区民生委員児童委員協議会を組織して、地域福祉の担い手として、さまざまな活動に取り組んでいます。

介護保険及び高齢者保健福祉施策の実施にあたっては、住民に一番身近な相談者として、引き続き制度周知や関係機関へつなぐ役割が期待されます。

【今後の方向】

民生委員・児童委員が次の活動を円滑に実施できるよう、研修や活動経費の補助を行います。

- ① 個人の意思や選択の自由が尊重される時代の中で、常に地域住民の支援者として、相談・助言活動を進めます。
- ② 援助を必要とする人やその家族の状況を把握し、介護保険をはじめとする制度の内容を正確に伝え、サービスの利用促進を図ります。
- ③ 高齢者や障害者及びその家族が地域社会で安心して生活が送れるよう、見守り活動や相談支援活動を実施します。
- ④ 介護等を必要とする人が、自分で申請できない場合、また苦情がある場合、行政や関係機関と連絡調整を行います。
- ⑤ 住民の実態や、ニーズを行政等に伝え、制度や施策を充実するよう働きかけます。

(3) 社会福祉協議会との連携

【現状と課題】

社会福祉協議会は、「社会福祉法」の中で地域福祉の推進を図ることを目的とする団体として明記されています。

地域福祉に対する地域住民の意識も大きく変化してきている中で、行政では行き届かない地域ニーズに応じたきめ細かで柔軟な対応ができる組織として、長岡市社会福祉協議会が自主的かつ積極的に事業展開ができるよう、そのための基盤づくり、体制づくりなどに対し、支援が必要となっています。

【今後の方向】

地域住民の複雑化・複合化した地域生活課題や潜在的ニーズを受け止め、地域住民及び福祉団体・関係者の協働により、誰もが支え合いながら安心して暮らすことができる「ともに生きる豊かな地域社会」づくりを推進していく必要があります。

コミュニティ活動の中で住民主体の地域福祉が円滑に推進されるよう、長岡市社会福祉協議会と連携するとともに、地域福祉活動への住民参加に向けて、活動の啓発に努めます。

また、地域福祉活動の財源であるとしび基金の有効活用等、安定した自主財源を確保できる体制づくりを支援します。

(4) 社会福祉協議会が行う地域福祉活動への支援

■ 地域福祉・在宅福祉サービス（ボランティア銀行）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
延利用者数 (人)	510	525	530
年間総利用回数 (回)	1,679	1,538	1,600

【現状と課題】

- ・ 住民相互の助け合いを基調に、特に技術等を要しない軽易な家事援助等のサービスを提供しています。今後も多種多様なニーズに対応するために、協力会員を拡大し、幅広い活動を展開していく必要があります。
- ・ 現在は60歳代以降の女性が協力会員の中心となっていることから、男性を含めたより幅広い年齢層の参加が求められています。活動の主体は地域の住民であるため、住民の理解と協力を得ながら地区社会福祉協議会・地区福祉会と十分協議し、取り組みの強化を図る必要があります。
- ・ 令和4年度末現在、長岡地域（31地区）、中之島地域、越路地域、三島地域、寺泊地域、栃尾地域及び与板地域の計37地区で実施しています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行います。

今後も介護保険等の公的サービスと相補的な活動で、地域における助け合いの制度として確立するよう、事業内容を見直すとともに、関係機関と連携して事業の利用と住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

■ 福祉送迎サービス

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
延利用者数 (人)	2,137	2,125	2,150
年間総利用回数 (回)	1,942	2,123	2,150

【現状と課題】

平成18年9月までボランティア銀行のサービスとして、自家用車による送迎サービスを行っていましたが、平成18年10月に施行された改正道路運送法により、有償での送迎が大きく制限されたことから、ボランティア銀行から送迎サービス部分を別枠の事業とし、無償による「福祉送迎サービス事業」を開始しました。

しかし、送迎に自家用車を使用するため、事故発生時の送迎ボランティア自身の負担が大きいことから、ボランティアの協力が得にくい状況です。

令和4年度末現在、長岡地域（17地区）、中之島地域、越路地域、三島地域、山古志地域、小国地域、和島地域、寺泊地域、栃尾地域、与板地域及び川口地域の計27地区で実施しています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行います。

今後、事業内容を見直すとともに、関係機関と連携し、住民参加に向けた活動の啓発を図り、送迎ボランティアの拡大に努めます。

■ 小地域ネットワーク

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
対象世帯数 (世帯)	23,549	23,941	24,619
利用世帯数 (世帯)	619	652	670

【現状と課題】

ひとり暮らしの高齢者等に対し、地域住民によるネットワークを形成し、定期的な訪問などで見守りを行っています。この事業の実施により、要援護者の緊急時の対応や、福祉ニーズの早期発見などの効果が現れています。

ひとり暮らしの高齢者等の増加に伴い、地域で孤立する高齢者の増加が見込まれますが、関係機関との連携で既に見守りされているなど、利用者世帯の増加はそれほど伸びない状

況です。そのため、今後さらに関係機関との連携を図っていく中で、見守りが必要な利用世帯の確認を行うとともに、訪問などで目配りを行う見守り構成員（ボランティア）の拡大を図っていく必要があります。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行います。

また、見守り構成員を増やすことにより、要配慮者の緊急時の対応や、手助けを必要とする人の早期発見につなげます。さらに、災害時の円滑な避難ができる体制を整えるため、民生委員・児童委員など関係者への働きかけや地域住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

■ ふれあい型食事サービス

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
利用者数 (人)	1,211	1,247	1,395
年間総食数 (食)	43,290	54,949	58,524

【現状と課題】

地区内のひとり暮らしの高齢者等に対し、おおむね月1回から週1回の範囲で、ボランティアにより定期的に食事サービスを実施するもので、実施地区の地域ニーズに応じ、会食又は配食の形態で行っています。

食事の提供を通して、利用者への見守りや地域住民との交流の機会が増えるため、孤立感の解消につながり、安心・安全な生活を送る支えとなっています。

協力者（ボランティア）が高齢化傾向にあるため、新たな協力者（ボランティア）の拡大を図ることが求められています。

【今後の方向】

長岡市社会福祉協議会が地域住民や地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携して進めている地域の実情に応じた活動の支援を行います。

また、利用者の安全・安心を確保するための衛生管理を徹底するために定期的に研修会を開催するとともに、協力者（ボランティア）の拡大を図るため、関係機関と連携し、住民参加に向けた活動の啓発に努めます。

(5) その他の在宅福祉サービス

【現状と課題】

現在、本市ではNPO法人やボランティア団体が在宅介護サービスや相談業務等のサービスを展開しています。

シルバー人材センターでは、高齢者福祉・家事援助サービス、介護予防・生活支援等の福祉サービスに取り組んでおり、会員の知識や技能向上のため介護講習会を実施し、地域福祉を支える力として活躍しています。

また、農業協同組合が福祉担当部署を組織し、助け合い組織の活動を進めています。

【今後の方向】

地域住民が相互に助け合うサービスや高齢者が主体となるサービスは、地域を支える大切な柱となることが期待されることから、これらに対する必要な支援やサービス間の調整について検討します。

2 福祉活動の拠点の活用

(1) 福祉活動の拠点「社会福祉センタートモシア」の活用

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
利用者数	30,416	39,572	56,800

※令和元年度～4年度の利用者数は、新型コロナウイルス感染症の影響等により減少した。

【現状と課題】

平成28年11月に大手通表町西地区の再開発ビル「ながおか町口御門」内に、社会福祉センタートモシアを開設しました。

トモシアは、ボランティアセンターや福祉カフェ、市民活動スペース、福祉相談窓口を設置し、高齢者団体や障害者団体、市民ボランティアをはじめ、誰もが気軽に集う「福祉活動の拠点」として機能しています。

公共交通の結節点である長岡駅から近く、広くて充実した活動スペースを備えており、福祉分野だけではなく、子育て、文化、スポーツなど、様々な団体が利用するなど、利用者数は新型コロナウイルス感染症流行前と同水準まで回復していくことが見込まれます。

福祉に関する相談機能としては、障害者の相談機関を支援する基幹センターや生活困窮者のさまざまな相談に応じる窓口をワンフロアに集約し、市民が抱える複合的な課題に対して、トモシア内で相互に連携した支援を実現するなど、市民の暮らしの安全につなげています。

【今後の方向】

- 福祉分野に限らず、多分野の団体が利用していることから、ボランティアセンターを

中心にさまざまな団体と連携し、イベントの実施や団体の活動紹介・活動体験の場として活用するとともに、多様化するニーズに対応するため、関係団体を含めて施設運営の在り方について検討し、さらに利用しやすい施設となるよう努めます。

- 引き続き、ボランティアの積極的な支援と活動スペースの利用促進、福祉相談機能の連携強化を図り、福祉活動の拠点として、さらなる市民活動・交流を支援し、市民協働によるまちづくりを全市域に展開していきます。
- 市民の利便性をより高めるため、市民協働センター、まちなかキャンパスなどのまちなかの公共施設や他分野との連携の輪を広げ、まちなかの公共施設の関係者との意見交換などを通じて、まちなかの回遊性向上にもつなげます。

3 ともしび運動とボランティア活動の推進

(1) 福祉教育の推進

【現状と課題】

昭和63年10月から開始した「ともしび運動」は、高齢者や若い人、障害のある人もない人も「ともに生きる仲間」として、思いやりや助け合いの心を育むことを目指すものです。

小・中学校では、ともに生きることの大切さを学び、福祉についての理解を深めるとともに、思いやりや助け合いの心を育成するため、福祉施設の訪問や地域の高齢者との交流等を行うことで、ボランティア活動が定着しつつあります。こうした体験活動をさらに重視しながら、身近なところでの福祉教育を一層推進する必要があります。具体的には福祉読本の小学3年生への配布と活用、啓発用のリーフレット・ポスターの配布、「ともしび運動ポスター展」の開催などがあります。

学校教育では、福祉読本の活用とともに、各教科、道徳、特別活動、総合的な学習の時間等それぞれの特質を生かしながら、児童生徒の成長段階に応じて社会福祉についての理解を深める指導をさらに充実させていくことが大切です。

また、長岡市社会福祉協議会では、社会福祉協力校指定事業を実施し、社会福祉活動の経費の一部を助成するとともに、職員やボランティアの派遣等を通じて各校の活動支援を行っています。

【今後の方向】

- 誰でも、いつでも、どこでもできる地域に根差した草の根ボランティア活動を支援することにより、地域福祉の心を育みます。
- 福祉読本を小学3年生に引き続き配布します。また、学校教育の場でより使いやすくなるよう、福祉読本を適宜見直し、福祉教育の充実を図ります。
- 長岡市社会福祉協力校指定事業による福祉教育実践活動の充実を支援します。また、ボランティアセンターがボランティアに関連した福祉教育をコーディネートするなど、成長段階からボランティアに関わる機会を提供します。
- 社会福祉協力校の小・中・高等学校及び特別支援学校のほか、幼稚園・保育園も含め

て障害のある子や高齢者とのふれあいや交流の機会を設け、日常的、継続的な福祉施設の訪問等が実施できるよう検討します。

- 学校、家庭及び地域相互の連携を図り福祉教育を一体的に振興するため、家庭教育活動等多様な生涯学習の場で、交流活動や清掃活動等の身近な福祉の取り組みが円滑に実施されるよう支援します。

(2) 広報・啓発活動の推進

すこやか・ともしびまつりの開催状況

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績
入場者数 (人)	オンライン開催	7,500	11,000

【現状と課題】

- すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できる社会を目指すためには、各種施策の充実とともに、「地域全体で高齢者を支え合い、助け合う体制づくり」が必要不可欠であることから、住民全体に理解と協力を得るため、さまざまな広報活動、啓発活動を展開してきました。

具体的には、民生委員・児童委員や地区社会福祉協議会・地区福祉会など地域における福祉活動の推進役による広報・啓発のほか、地域包括支援センターを窓口とした相談業務等と合わせたかたちで福祉活動の広報を行っています。

- 「ともしび運動」は、いち早くノーマライゼーションやバリアフリー、ユニバーサルデザイン等の福祉に関する理念を総合的に取り入れた長岡市の福祉施策の根幹をなすもので、今後も引き続き一貫した基本理念として推進していく必要があります。「ともしび運動」を展開する中で、啓発広報についても積極的に取り組んでおり、「すこやか・ともしびまつり」の開催や、リーフレット・ポスターの配布などを通して市民の福祉に対する意識の高揚に努めています。このことは、一人ひとりの思いやりの心、助け合いの心、分かち合いの心を育むことに大きな役割を果たしています。
- 長岡市社会福祉協議会においては、社会福祉協力校での活動や成果を福祉協力校だより「おもいやり」として発行し、学校教育の中で福祉への理解を一層推進しています。今後は、介護保険サービスも含めた高齢者保健福祉全般について、さらに、幅広い広報・啓発活動に努めることが課題となっています。

【今後の方向】

「ともしび運動」をさらに積極的に展開するため、「市政だより」への掲載をはじめ、長岡市社会福祉協議会発行の「社協だより」、コミュニティ活動推進組織等が発行する広報紙への掲載を行います。

また、ともしび運動ポスターの作品巡回展示、リーフレットやポスターの配布、「すこやか・ともしびまつり」の開催などによる広報・啓発のほか、報道機関の協力も得ながら

全市的に幅広い広報・啓発活動に努めます。

地域住民主体のコミュニティ活動推進を目指し、住民一人ひとりが地域福祉を担っていくという意識を育てるよう、各地域においてより積極的に広報・啓発活動に努めます。

(3) ボランティア活動の促進・支援

【現状と課題】

- ・ 少子・高齢社会の進展により、福祉の問題はすべての人々にとって身近な事柄になっています。社会福祉の充実のためには、地域の人たちの「思いやり、助け合い」による相互扶助や地域福祉を支えるボランティア活動が重要です。
- ・ 本市では、「住民参加」による、住民主体の福祉コミュニティづくりを支援するため、コミュニティ推進組織等を通じて地区社会福祉協議会・地区福祉会と連携を図り、地域におけるボランティアの育成及び確保に努めています。
- ・ NPO団体等の非営利活動を促進するため、平成24年4月、アオーレ長岡のオープンに合わせ「市民協働センター」を設置し、活動の場の提供や市民活動に対する助成を行い、市民活動団体等のサポートを強化しています。
- ・ 平成28年度には、「社会福祉センタートモシア」を整備し、市民やボランティア団体の情報交換、交流、活動の場を提供するとともに、専門職員による総合相談体制を整えた新たなボランティアセンターを開設しました。長岡市社会福祉協議会が運営主体となり、ボランティア活動に関する相談、情報提供などの支援を行うとともに、講座やセミナーなど人材育成や交流の機会を提供しています。

今後は、ボランティアセンターを中心として、ボランティア活動に誰もが気軽に参加できる体制づくりをさらに進める必要があります。

【今後の方向】

ボランティア活動は福祉分野に限らず、保健、防災、環境、教育、文化・国際交流等多くの分野に広がっていることから、ボランティアセンターにおいて、総合的なボランティア情報の収集に努め、積極的な情報発信に取り組み、ボランティアのマッチングや各分野の連携が円滑となるよう支援します。

また、ボランティアセンターを中心として、ボランティアに携わる人材の育成、元気な高齢者が活躍する場の創出、市民の意識醸成を図る教育・研修にも取り組み、市民協働センターをはじめ、関係団体との連携を強化し、ボランティア活動を推進します。

さらに、地域福祉の向上のため、地域住民同士が相互に助け合うボランティア活動が重要であることから、長岡市社会福祉協議会やコミュニティ活動推進組織と十分に情報共有、連携を行い、地域住民が積極的にボランティア活動に参加できる体制の充実を図ります。

第4章 認知症の人とその家族を支える認知症施策の推進

第1節 普及啓発・本人発信支援

1 普及啓発・本人発信支援

認知症サポーターの養成

(単位：人)

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
養成講座年間受講者数 (養成講座受講延人数)	857 (27,590)	775 (28,365)	2,000 (30,365)

【現状と課題】

認知症の人や家族が、安心して地域で暮らし続けるには、周囲の人が認知症を正しく理解することが大切です。認知症の人や家族を地域であたたかく見守る応援者を増やす取り組みとして、認知症の正しい知識を普及する「認知症サポーター養成講座」を行っていますが、より幅広い年代や様々な団体に普及していくことが必要です。

また、認知症は誰でもなりうる身近なものであることや物忘れが気になった際の相談先などを広く周知する必要があります。その際、認知症に対する正しい知識と理解がより深まるよう、認知症の人や家族の意見を踏まえた普及啓発が大切です。

【今後の方向】

- ・ 企業や教育機関、地域での認知症サポーター養成講座の開催が増えるように、幅広く関係団体に働きかけるとともに、個人で受講できる講座を定期的を開催します。
- ・ 講師役となる認知症キャラバン・メイトの育成や活動の支援に、県などの関係機関と協力して取り組み、キャラバン・メイトとしての活動にスムーズにつながるための講座を開催します。
- ・ オレンジカフェや若年性認知症本人・家族交流会等の様々な機会を捉えて認知症の人や家族の意見を適切に把握し、認知症施策の企画等に反映させます。
- ・ 認知症の日（9月21日）及び認知症月間（9月）を中心とした認知症に関するイベントの開催や、市政だよりやホームページ等での相談先や認知症ケアパスの周知により市民の認知症への理解を促し、認知症の人や家族を支える地域づくりのための普及啓発を行います。

【第9期計画値】

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成講座年間受講者数 (養成講座受講延人数)	2,000 (32,365)	2,000 (32,365)	2,000 (36,365)

第2節 予防

1 予防活動の推進

【現状と課題】

認知症は発症から進行にいたるまで、すべての段階において有効な予防活動が必要です。

認知症の発症を完全に予防することは現時点では困難ですが、認知症の発症リスクを下げたり、進行を遅らせたりする要因が、様々な調査研究から示され始めています。

今後は、最新情報に基づいた予防活動に早期から取り組めるよう、専門機関等からより有効な取り組みについて情報収集し、実施につなげる必要があります。

【今後の方向】

- 認知症予防に効果的な最新手法について調査し、地域で住民自ら認知症予防に取り組めるように、認知症に関する知識、早期受診や適切な対応の必要性について、医療・介護等関係機関と協働で普及啓発活動を行います。
- 運動不足の改善、生活習慣病の予防、社会参加等が、認知症の発症を遅らせる可能性が示唆されていることを踏まえた、認知症予防の取り組みを推進します。
- 認知症の発症リスクを下げる要因のうち、難聴は予防できる最も大きな危険因子とされていることから、補聴器の適正な使用につながる購入費助成を行います。

第3節 医療・ケア・介護サービス・介護者への支援

1 認知症地域支援推進員の配置

【現状と課題】

認知症の人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けるためには、認知症の容態変化に応じ、すべての期間を通じて、必要な医療、介護及び生活支援を行うサービスが有機的に連携したネットワークを形成し、認知症の人に対して効果的な支援体制を構築する必要があります。

本市においても、認知症の人の増加が見込まれていることから、長寿はつらつ課及び地域包括支援センターに配置している認知症地域支援推進員が中心となり、関係機関のネットワークづくりを強化する必要があります。

【今後の方向】

引き続き、認知症疾患医療センターを含む医療機関や介護サービス及び地域の支援機関の連携を図るための支援、認知症の人やその家族を支援する相談業務、地域において「生きがい」を持った社会参加活動のための体制整備等を行う「認知症地域支援推進員」を配置し、医療・介護等の連携強化、県との連携による介護従事者の認知症対応力の向上のための研修等により、地域における支援体制の構築と認知症ケアの向上を図ります。

2 早期発見と早期対応の取組の推進

【現状と課題】

認知症は、対応の遅れにより症状が悪化することから、早期からの対応が重要です。しかし、周囲から年齢相応のもの忘れと見過ごされることや、本人が認知症の自覚症状に気付かないこと、あるいは気付いてもそれを認めたくないという思いがあることなどから、症状が進行して周囲の対応が困難になってから支援が始まる 경우가少なくありません。

そのため、平成 27 年度から、医療機関の受診や介護サービス等の調整を初期に集中して行う「認知症初期集中支援チーム」を設置していますが、対応困難となってからの相談が中心です。

また、本人の早期での自覚を促し、医療機関の受診や予防の取り組みなど早期の行動の支援を目的に、認知機能を簡便に測定することのできるタッチパネルの体験会を行っていますが、早期の相談や医療機関の受診につながらない現状があります。

そこで、軽度の認知症の人・家族への適切な支援が少ないとの課題に対応するため、令和5年度に、認知症疾患医療センターと連携し、認知症の人・家族の一体的な支援や他の家族との交流を行う「ミーティングセンター」を開設しました。

【今後の方向】

引き続き、「認知症初期集中支援チーム」による支援を行い、初期の支援における有効

性や課題を関係機関と連携して確認・改善しながら、活動の強化に努めます。

また、認知機能を簡便に測定する機器の体験会の開催による早期の行動を促す取り組みを継続するとともに、関係機関と連携し、早期の気づきを早期受診、早期対応につなげる体制の強化について検討します。

ミーティングセンターについては、認知症疾患医療センター、認知症地域支援推進員等と連携し、認知症本人の意欲向上及び家族の介護負担感の軽減と、家族関係の再構築等を図る診断後支援の地域資源のひとつとして運営していきます。

3 認知症ケアパスの活用

【現状と課題】

認知症は、その進行段階によって、様々な課題が起こり得ます。市民一人ひとりが課題をあらかじめ具体的にイメージし、先々を見据えた備えをしておくことで、進行の予防や起こり得る課題を未然に軽減する行動につながります。国の認知症施策推進大綱においても、発症予防から人生の最終段階まで、進行の状況に合わせて、いつ、どこで、どのようなサービス・支援を受ければよいのか、これらの流れをあらかじめ標準的に示した「認知症ケアパス」の積極的な活用が示されています。

本市においても、平成 28 年度に作成した「認知症あんしんガイドブック」を点検しながら、医療機関や介護事業所等の関係機関を中心に配布し、相談対応等に活用しています。

【今後の方向】

認知症本人・家族の視点も反映した内容の点検・見直しを適宜行い、窓口や地域包括支援センターでの相談対応等で「認知症あんしんガイドブック」を活用します。これにより、認知症の人や家族が認知症の進行段階に応じた適切なサービス・地域資源の活用を選択でき、住みなれた地域で継続して生活できるよう支援します。

4 家族の介護負担の軽減と外出支援

「やすらぎ支援員」による訪問見守り事業 (単位：人)

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
利用実人数	21	16	20

【現状と課題】

認知症の介護家族への支援として、「やすらぎ支援員」による訪問見守り事業を実施し、家族の介護負担の軽減と外出支援を行っています。

介護保険サービスを補完するサービスとして一定の利用がありますが、地域ごとに支援

員の登録数に差があることから、ニーズに併せて対応できる体制づくりが課題です。

【今後の方向】

サービスを必要とする人が利用できるように、支援員の登録数が少ない地域を中心に新規のやすらぎ支援員養成研修を実施することで、全市的に対応できる体制を構築します。

また、支援員の情報交換やフォローアップ研修を定期的に行うことで、より良い対応が行えるよう努めます。

【第9期計画値】

(単位：人)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用実人数	25	30	30

5 認知症の人と家族が交流できる場の充実

【現状と課題】

認知症の人や家族には、医療や介護サービス等の支援が必要なことはもとより、気軽に相談やリフレッシュでき、今後の生活や介護の支えになるような、当事者同士の交流の場が求められています。

そのため、認知症の本人や家族など誰でも気軽に参加でき、お茶を飲みながら参加者同士の交流や認知症の相談が行える「オレンジカフェ」（認知症カフェ）を市内全地域15か所で開催し、関係機関と連携して運営しています。

【今後の方向】

オレンジカフェの周知を図りながら、各カフェ同士の交流や内容の充実を図り、誰でも、より気軽に参加できるようなカフェの運営を目指すとともに、活動がより充実することで、認知症の人と家族、地域住民、専門職等が交流を図り、お互いに理解し支え合える地域づくりにつなげていきます。

また、認知症疾患医療センターと連携しながら、正しい知識の普及に取り組みます。

第4節 認知症バリアフリーの推進・若年性認知症の人への支援・社会参加支援

1 認知症バリアフリーの推進

【現状と課題】

「介護が必要になっても自宅で暮らしたい」と考える人が多いというニーズ調査の結果もふまえると、認知症になってからも、できる限り住み慣れた地域で普通に暮らし続けていくための障壁を減らしていく取り組みが必要です。

認知症により、外出したまま行方不明になる高齢者が問題となっている中、行方不明者を未然に防ぎ、行方不明になっても早期に認知症高齢者を発見・保護することができる見守りネットワークの構築が必要です。現在は、警察を中心とした「はいかいシルバーSOSネットワーク」への協力や「認知症高齢者等見守りシール配布事業」を行っています。

また、認知症サポーター等を認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みの構築や、成年後見制度の利用促進など、地域における支援体制の整備を進める必要があります。

さらに、「5人に1人が認知症になる」との国の予測も踏まえると、地域社会全体で認知症の人を受容し、認知症になっても暮らし続けられる環境を整備していくことが必要となってきます。

【今後の方向】

- 引き続き、「はいかいシルバーSOSネットワーク」への協力や「認知症高齢者等見守りシール配布事業」を行うとともに、県、社会福祉協議会等の地域の関係機関が協力した高齢者の見守り体制を強化するほか、安心して外出ができるような支援策についても検討します。
- 認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターや認知症に理解のある人を中心とした支援を繋ぐ仕組みを構築するとともに、引き続き、成年後見制度の利用促進を図るため利用支援事業を行います。
- 暮らし全体にわたって、認知症の人にやさしいまちづくりを行っていくため、医療や介護の事業者に留まらない、日常の暮らしを支える小売・交通・金融・生活サービス等幅広い事業者との連携体制について検討します。

2 若年性認知症の人への支援・社会参加支援

【現状と課題】

若年性認知症は、18歳以上65歳未満で発症する認知症の総称で、高齢期で発症する認知症とは異なり、子育て世代・働き盛りの世代にも重なるため、家庭内の心配ごとや就労・経済的な心配ごとが多くなります。県では専門の相談員「若年性認知症支援コーディネーター」を県内各地に配置し、若年性認知症の人やご家族からの様々な悩みの相談窓口、市町村や関係機関とのネットワークづくり、地域や関係者へ若年性認知症に関する正しい

知識の普及などの業務を行っています。市もコーディネーターとの連携を強化し、若年性認知症の人の支援について検討していく必要があります。

【今後の方向】

若年性認知症の人が適切な支援を受け、生きがいをもった生活を送れるよう、若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員、医療機関等との連携を図りながら、支援体制の構築や社会参加活動を行う体制整備について検討します。

第5章 持続可能な介護保険制度の推進と適正な運営

第1節 介護保険サービスの利用実績と今後の見込み

介護保険サービスの見込量は、サービス利用者数の推計、過去のサービス利用実績及び各種調査結果等を勘案して推計しています。

なお、第8期計画は年単位で記載していましたが、第9期計画から月単位で記載します。

1 居宅サービスの利用実績と今後の見込み

(1) 訪問介護

(単位：回/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
介 護 給 付	第8期計画値	28,329	28,969	29,473	96.3
	実績	26,310	25,927	25,339	
	達成率(%)	92.9	89.5	86.0	

※令和5年度の実績は見込みである。以下、第5章第1節においては同様。

【現状と課題】

ホームヘルパーから自宅を訪問してもらい、身体介護や生活援助を受けることができます。在宅介護を促進するにあたって、要介護（要支援）認定者が自宅で日常生活を維持する上で重要なサービスです。

課題としては、サービス付き高齢者向け住宅等と同一の建物に事業所がある場合、サービス提供や居住する利用者以外のものに対してもサービスを行うなど、閉鎖的なサービス提供が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

看取り期への対応をはじめ、ホームヘルパーへの要望が多様化しているため、質の高い適正なサービスが提供されるよう努めます。サービス付き高齢者向け住宅等と同一の建物に事業所がある場合、過剰なサービス提供とならないよう、ケアプラン点検を積極的に行います。

また、ホームヘルパーの訪問が受けられるサービスとして、定期巡回・随時対応型訪問介護看護や小規模多機能型居宅介護など、様々な特色を持つサービスがあるため、利用者の状態にあわせて最も適切なサービスを利用できるよう周知します。

【第9期計画値】

(単位：回/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	26,583	26,877	27,108

(2) 訪問入浴介護

(単位：回/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	37	37	37	
	介護給付	879	904	924	
	合 計	916	941	961	
実 績	予防給付	34	17	13	38.2
	介護給付	798	730	631	79.1
	合 計	832	747	644	77.4
達成率 (%)	予防給付	91.9	45.9	35.1	
	介護給付	90.8	80.8	68.3	
	合 計	90.8	79.4	67.0	

【現状と課題】

移動入浴車で自宅に訪問してもらい、入浴の介助を受けることができます。利用者の多くは、中・重度者であり、自宅での生活を安心して継続するためのサービスです。

通いサービスでの入浴サービスの利用者は多くいますが、通いサービスの利用が難しい人、自宅での入浴を望む場合など、一定のニーズがあります。

第8期では、予防給付・介護給付ともに計画値を大きく下回り、利用ニーズが減少しています。

【今後の方向】

自宅での介護を望む人や、通いサービスの利用が難しい人が安心して在宅生活を継続できるように、需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：回/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	13	13	13
介護給付	787	792	792
合 計	800	805	805

(3) 訪問看護

(単位：回／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	688	704	704	
	介護給付	5,258	5,382	5,467	
	合 計	5,946	6,086	6,171	
実 績	予防給付	531	498	518	97.6
	介護給付	4,976	4,795	4,687	94.2
	合 計	5,507	5,293	5,205	94.5
達成率 (%)	予防給付	77.2	70.7	73.6	
	介護給付	94.6	89.1	85.7	
	合 計	92.6	87.0	84.3	

【現状と課題】

看護師などから自宅を訪問してもらい、病状の観察や床ずれの手当てなどを受けることができます。医療ニーズの高い人が自宅での療養生活を継続するために有効なサービスです。

第8期では、予防給付・介護給付ともに実績はほぼ横ばいです。

【今後の方向】

自宅での介護を望む高齢者が多い中で、医療ニーズの高い要介護者等の支援がますます重要になってきます。今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：回／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	628	632	638
介護給付	5,203	5,258	5,279
合 計	5,831	5,890	5,917

(4) 訪問リハビリテーション

(単位：回／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	235	235	243	
	介護給付	1,107	1,145	1,165	
	合 計	1,342	1,380	1,408	
実 績	予防給付	159	209	265	166.7
	介護給付	1,015	870	843	83.1
	合 計	1,174	1,079	1,108	94.4
達成率 (%)	予防給付	67.7	88.9	109.1	
	介護給付	91.7	76.0	72.4	
	合 計	87.5	78.2	78.7	

【現状と課題】

かかりつけ医の医学的な管理のもと、理学療法士などから自宅を訪問してもらい、利用者のペースで短期・集中的な機能訓練を受けることができます。自宅での日常生活に沿ったリハビリを受けることによって、要介護状態の軽度化や悪化防止だけでなく、日常生活における自立、社会参加の促進と家族のサポートを行います。

第8期では、かかりつけ医等が実施しているため、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用実績が減少しましたが、徐々に利用が上昇しています。

【今後の方向】

住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。

今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：回／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	333	372	411
介護給付	1,072	1,124	1,197
合 計	1,405	1,496	1,608

(5) 居宅療養管理指導

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	57	58	58	
	介護給付	810	829	843	
	合 計	867	887	901	
実 績	予防給付	60	67	65	108.3
	介護給付	764	791	796	104.2
	合 計	824	858	861	104.5
達成率 (%)	予防給付	105.3	115.5	112.1	
	介護給付	94.3	95.4	94.4	
	合 計	95.0	96.7	95.6	

【現状と課題】

継続的な療養が必要な要介護者でも、安心して在宅生活を送ることができるように、医師、歯科医師、薬剤師、栄養士などから訪問してもらい、療養指導・管理もしくは薬局の薬剤師からオンラインで服薬指導を受けるサービスです。

第8期では、予防給付が計画値を上回り、介護給付が計画値を下回りましたが、利用は増加傾向にあります。

【今後の方向】

自宅での介護を望む高齢者が多い中で、ますます重要なサービスになってきます。今後とも関係機関と連携しながら、利用促進を図ります。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	70	72	74
介護給付	831	837	843
合 計	901	909	917

(6) 通所介護

(単位：回／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
介 護 給 付	第8期計画値	30,017	31,094	32,311	
	実績	27,421	26,872	26,807	97.8
	達成率(%)	91.4	86.4	83.0	

【現状と課題】

デイサービスセンターに通って、入浴、食事、機能訓練を受けることができます。在宅サービスの中で最も利用者の多いサービスです。

第8期では、新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響や施設整備が進み施設入所者が増加したことなどから、サービス利用者が減少しています。

サービスを提供する事業所が多く、利用者の自立支援や重度化予防を図ることなど、利用者の自主性を尊重した質の高いサービスが求められています。

【今後の方向】

サービスを提供する事業所が多くあるため利用がしやすく、また、心身の機能維持、社会的孤立感の解消が図れることなどから、引き続き利用が見込まれるサービスです。

一方で、利用者のニーズが変化していることから、利用者の自立支援や重度化予防を図るなど質の高いサービス供給体制の維持と利用促進を図ります。

【第9期計画値】

(単位：回／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	28,173	28,493	28,928

(7) 通所リハビリテーション

(単位：予防給付 人／月、 介護給付 回／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
予 防 給 付	第8期計画値	370	374	382	
	実 績	380	394	421	110.8
	達成率 (%)	102.7	105.3	110.2	
介 護 給 付	第8期計画値	6,354	6,486	6,589	
	実 績	5,932	5,602	5,666	95.5
	達成率 (%)	93.4	86.4	86.0	

【現状と課題】

介護老人保健施設や医療機関等に通って、機能訓練を受けることができます。要介護状態の軽度化及び悪化防止に有効で利用意向も高いサービスです。

第8期では、新型コロナウイルス感染症による影響等で介護給付は減少しましたが、予防給付は計画値を上回る利用がありました。

【今後の方向】

住み慣れた地域で在宅生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。

今後も関係機関と連携しながらサービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：予防給付 人／月、 介護給付 回／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付 (人)	440	445	447
介護給付 (回)	6,172	6,326	6,414

(8) 短期入所生活介護

(単位：日/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	280	309	359	
	介護給付	17,644	18,548	19,112	
	合 計	17,924	18,857	19,471	
実 績	予防給付	175	139	168	96.0
	介護給付	15,441	14,730	14,468	93.7
	合 計	15,616	14,869	14,636	93.7
達成率 (%)	予防給付	62.5	45.0	46.8	
	介護給付	87.5	79.4	75.7	
	合 計	87.1	78.9	75.2	

【現状と課題】

特別養護老人ホームなどに短期間宿泊して、入浴、食事、機能訓練などのサービスを受けることができます。利用者が在宅生活を維持できるように、また、家族の身体的・精神的な負担を軽減するために利用意向の高いサービスですが、一方で特別養護老人ホーム等の施設入所を待機するために、長期間に渡りサービスを利用するケースが多いことも課題となっています。

第8期では、施設整備が進み施設入所者等が増加したことや、サービス提供事業所の休業の影響、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用実績が大きく減少しました。

【今後の方向】

利用者だけでなく、介護者にとっても有効なサービスであり、住み慣れた自宅での生活を継続するために有効なサービスです。サービス本来の利用目的とサービスの長期利用の適正化及びサービスの質の向上とサービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：日/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	138	138	138
介護給付	15,731	16,531	17,215
合 計	15,869	16,669	17,353

(9) 短期入所療養介護

(単位：日/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	16	16	16	
	介護給付	2,447	2,497	2,538	
	合 計	2,463	2,513	2,554	
実 績	予防給付	9	5	5	55.6
	介護給付	1,854	1,980	1,945	104.9
	合 計	1,863	1,985	1,950	104.7
達成率 (%)	予防給付	56.3	31.3	31.3	
	介護給付	75.8	79.3	76.6	
	合 計	75.6	79.0	76.4	

【現状と課題】

介護老人保健施設などに短期間宿泊して、医学的管理のもとに介護、機能訓練などを受けることができます。利用者が在宅生活を維持できるように、また、家族の負担を軽減するために、利用意向の高いサービスです。

第8期では、特別養護老人ホーム等の施設整備が進んだことや、新型コロナウイルス感染症の影響等により、利用実績が減少しました。

【今後の方向】

住み慣れた地域での在宅生活を継続するためには、生活期のリハビリテーションを行うことで、身体機能の改善だけでなく、生活機能の維持・向上を図るうえで重要なサービスです。療養生活や在宅での生活を支援するために、今後も関係機関と連携しながら、サービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：日/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	5	5	5
介護給付	2,192	2,265	2,348
合 計	2,197	2,270	2,353

(10) 特定施設入居者生活介護

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	76	78	86	
	介護給付	433	448	488	
	合 計	509	526	574	
実 績	予防給付	69	69	66	95.7
	介護給付	411	422	457	111.2
	合 計	480	491	523	109.0
達成率 (%)	予防給付	90.8	88.5	76.7	
	介護給付	94.9	94.2	93.6	
	合 計	94.3	93.3	91.1	

【現状と課題】

有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅等に入居して、食事、入浴、機能訓練などを受けるサービスです。自宅での生活に何らかの困難を抱える高齢者の住み替え先として、要支援から要介護認定者まで幅広く利用できるため、一定の機能と役割を果たしています。

課題としては、施設によって、重度者や医療的ケアが必要な入居者の受け入れができないことや、多様な施設の運営形態があり、実態の把握が難しいことが挙げられます。

【今後の方向】

多様な施設が増えるなかで、各施設の実態把握をできる限り行い、利用者がニーズにあった施設を選択できるよう情報提供などに努めます。

また、介護相談員の派遣を積極的に行うことで、不適切なサービス等の提供が危惧される場合には、要介護（要支援）者のケアプランの確認等を行うことで、介護給付の適正化に努めるとともに、認可者・指定権者である県へ情報提供を行います。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	71	71	73
介護給付	485	493	505
合 計	556	564	578

(11) 福祉用具貸与

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	1,236	1,252	1,260	
	介護給付	4,315	4,411	4,478	
	合 計	5,551	5,663	5,738	
実 績	予防給付	1,250	1,227	1,224	97.9
	介護給付	4,231	4,270	4,333	102.4
	合 計	5,481	5,497	5,557	101.4
達成率 (%)	予防給付	101.1	98.0	97.1	
	介護給付	98.1	96.8	96.8	
	合 計	98.7	97.1	96.8	

【現状と課題】

車いす、特殊寝台などの福祉用具のレンタルを受けることができます。要介護（要支援）認定者の日常生活の自立を支援し、在宅生活を継続する上で有効なサービスです。

第8期では、全体としてはおおむね計画値どおりの実績となりました。

【今後の方向】

要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜及び介護者の負担軽減を図るため、今後も関係機関と連携しながら、サービスの質の向上と適正な利用を推進します。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	1,233	1,240	1,245
介護給付	4,402	4,428	4,455
合 計	5,635	5,668	5,700

(12) 特定福祉用具購入費への給付

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	21	23	24	
	介護給付	64	68	72	
	合 計	85	91	96	
実 績	予防給付	18	18	18	100.0
	介護給付	57	53	61	107.0
	合 計	75	71	79	105.3
達成率 (%)	予防給付	85.7	78.3	75.0	
	介護給付	89.1	77.9	84.7	
	合 計	88.2	78.0	82.3	

【現状と課題】

腰掛便座、入浴補助用具などのレンタルに適さない福祉用具については、購入により要介護（要支援）認定者が安心して生活できる環境を整えることができます。

また、介護者の負担軽減を図るためにも有効なサービスです。

第8期では、計画値を下回りました。

【今後の方向】

要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜及び介護者の負担軽減を図るため、今後も関係機関と連携しながら、適正な利用を推進します。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	21	21	21
介護給付	74	78	79
合 計	95	99	100

2 地域密着型サービスの利用実績と今後の見込み

(1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	134	149	152	
実 績	119	137	141	118.5
達成率 (%)	88.8	91.9	92.8	

【現状と課題】

日中・夜間を通じて定期的な巡回訪問と緊急時に随時の訪問介護及び訪問看護を受けることができます。

24時間365日の介護サービスと医療サービスの連携により、在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスです。

第8期では、計画どおりの基盤整備となったものの、実績は計画値を下回りました。

課題としては、サービス付き高齢者向け住宅等と同一の建物に事業所がある場合、閉鎖的なサービス提供が行われないようにする必要があります。

【今後の方向】

中・重度者や医療ニーズの高い要介護者の在宅生活を支えるサービスであることから、今後も整備を進めるとともに、サービスの認知度を高めるための取り組みを事業者と一体となり進めるなどにより、利用促進を図ります。また、サービスの質の向上と適正な利用を推進します。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	146	153	164

(2) 夜間対応型訪問介護

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	24	24	24	
実 績	27	28	30	111.1
達成率 (%)	112.5	116.7	125.0	

【現状と課題】

夜間に定期的な訪問介護と緊急時に随時の訪問介護を受けられるサービスです。

同じように夜間に対応ができる定期巡回・随時対応型訪問介護看護が創設されたことで、両サービスの機能、役割の整理が課題となっています。

【今後の方向】

夜間帯を支援することで、安心して在宅生活ができる体制を整備するサービスであることから、今後も需要に見合ったサービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	30	30	30

(3) 地域密着型通所介護

(単位：回／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	3,026	3,076	3,185	
実績	2,936	2,725	2,594	88.4
達成率 (%)	97.0	88.6	81.4	

【現状と課題】

定員18人以下の小規模なデイサービスセンターは、地域密着型サービスに位置づけられています。小規模な事業所の特性を活かし、利用者が住み慣れた地域での暮らしを支えるための地域の拠点として特色あるサービス提供が望まれます。

第8期では、新型コロナウイルス感染症による利用控え等の影響や施設整備が進み施設入所者が増加したことなどから、通所介護と同様にサービス利用者が減少しています。

デイサービスを提供する事業所が多く、利用者の自立支援や重度化予防を図ることなど、利用者の自主性を尊重した質の高いサービスが求められています。

【今後の方向】

住み慣れた地域での生活を支えるためのサービスとしての特色を生かすとともに、利用者のニーズが変化していることから、利用者の自立支援や重度化予防を図るなど質の高いサービス供給体制の維持と利用促進を図ります。

【第9期計画値】

(単位：回/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	3,186	3,381	3,444

(4) 認知症対応型通所介護

(単位：回/月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	17	23	23	
	介護給付	2,729	2,789	2,830	
	合 計	2,746	2,812	2,853	
実 績	予防給付	0	0	0	0
	介護給付	2,111	2,012	1,825	86.5
	合 計	2,111	2,012	1,825	86.5
達成率 (%)	予防給付	0	0	0	
	介護給付	77.4	72.1	64.5	
	合 計	76.9	71.6	64.0	

【現状と課題】

認知症の人がゆったりとした時間の中で、利用者に合わせた認知症対応型のプログラムを受けることにより、認知症の症状の進行の緩和が期待できるサービスです。

また、家族の精神的な負担軽減を図るためにも有効なサービスです。

利用者・家族のサービス名称に対する抵抗感やサービスの認知度が低いこと、施設整備による施設入所者の増加したことなどで利用希望が少ないことと併せて、サービス提供事業所の休廃止の影響で、利用実績は減少傾向にあります。

【今後の方向】

認知症高齢者の在宅生活を支援する重要なサービスであることから、関係機関と連携しながら、サービスの認知度を向上し利用が促進するよう周知を図るとともに、サービス供給体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：回/月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	0	0	0
介護給付	2,288	2,352	2,435
合 計	2,288	2,352	2,435

(5) 小規模多機能型居宅介護

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	17	17	18	
	介護給付	335	349	377	
	合 計	352	366	395	
実 績	予防給付	11	12	16	145.5
	介護給付	316	312	302	95.6
	合 計	327	324	318	97.2
達成率 (%)	予防給付	64.7	70.6	88.9	
	介護給付	94.3	89.4	80.1	
	合 計	92.9	88.5	80.5	

【現状と課題】

「通い」、「泊まり」及び「訪問」を柔軟に利用できる24時間365日の在宅サービスです。住み慣れた地域にある1か所の施設で様々なサービスを受けられることから、利用する人が安心感を得やすく、サービス利用も柔軟にできるため、在宅生活の継続に有効なサービスです。

第8期では、サービスの認知度の低さ、施設整備量が計画値に満たなかったことや職員の確保の難しさなどの理由により、利用実績は計画値を下回りました。

【今後の方向】

要支援から中・重度となっても住み慣れた地域での在宅生活を支えるために有効なサービスであることから、今後も整備を進めるとともに、サービスの認知度を高めるための取り組みを事業者と一体となり進めるなどにより、利用促進を図ります。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	18	18	18
介護給付	331	341	355
合 計	349	359	373

(6) 認知症対応型共同生活介護

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	2	1	2	
	介護給付	484	478	513	
	合 計	486	479	515	
実 績	予防給付	1	0	0	0
	介護給付	472	468	457	96.8
	合 計	473	468	457	96.6
達成率 (%)	予防給付	50.0	0	0	
	介護給付	97.5	97.9	89.1	
	合 計	97.3	97.7	88.7	

【現状と課題】

認知症の人が家庭的な環境の中で、日常生活の介助を受けながら共同生活を送るサービスです。

第8期では施設整備量が計画値に満たなかったことや、定員の減少や廃止した事業所があったことから、利用実績が計画値を下回りました。

現状では利用料等が上昇傾向にあるという課題はありますが、利用意向の高いサービスで、事業所の多くは待機者を抱えている状況です。

【今後の方向】

認知症高齢者が住み慣れた地域で暮らすことができ、認知症の症状の進行の緩和が期待できるサービスであることから、今後は、日常生活圏域の認知症高齢者の増加状況を踏まえ、整備を進めます。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	0	0	0
介護給付	465	465	474
合 計	465	465	474

(7) 地域密着型特定施設入居者生活介護

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	58	58	58	
実 績	54	46	51	94.4
達成率 (%)	93.1	79.3	87.9	

【現状と課題】

定員 29 人以下の有料老人ホーム等に入居して、食事、入浴、機能訓練などを受けるサービスです。ひとり暮らしの高齢者でも、プライバシーを守りながら安心して生活することができます。

第8期では、施設整備が進み特別養護老人ホームの入所待期間が減少していることや利用者負担額が高いことなどにより、サービス利用者が減少しています。

【今後の方向】

今後、ひとり暮らしの高齢者の増加に伴い利用ニーズが高まることが予測されるため、ニーズを見極めた提供体制の確保とサービスの周知に努めます。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	58	58	58

(8) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	295	295	295	
実 績	294	293	292	99.3
達成率 (%)	99.7	99.3	99.0	

【現状と課題】

自宅での介護が困難な人が入所する定員 29 人以下の特別養護老人ホームです。

住み慣れた地域での入所施設として利用意向の高いサービスで、整備された施設は常に満床に近い状態です。

【今後の方向】

今後も特別養護老人ホームへの入所希望の増加が見込まれることから、ニーズを見極め

ながら、提供体制の確保に努めます。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	295	295	295

(9) 看護小規模多機能型居宅介護

(単位：人／月)

区 分	令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期計画値	23	25	40	
実 績	21	23	29	138.1
達成率 (%)	91.3	92.0	72.5	

【現状と課題】

小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせたサービスです。医療ニーズの高い中・重度の要介護者が在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスです。

第8期では、多職種の職員配置の難しさや物価高騰などにより、計画どおりに施設整備が進まず、利用実績は計画値を下回りましたが、徐々にサービス利用が伸びています。

【今後の方向】

医療ニーズの高い要介護者が在宅生活を継続する上で重要な役割を果たすサービスであることから、整備を進めるとともに、サービスの周知を図ります。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護給付	40	58	58

3 住宅改修費の利用実績と今後の見込み

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	18	23	24	
	介護給付	43	44	44	
	合 計	61	67	68	
実 績	予防給付	21	22	24	114.3
	介護給付	36	39	33	91.7
	合 計	57	61	57	100.0
達成率 (%)	予防給付	116.7	95.7	100.0	
	介護給付	83.7	88.6	75.0	
	合 計	93.4	91.0	83.8	

【現状と課題】

手すりの取付けや段差の解消等の住宅改修により、自宅で快適・安全な生活を送るためのサービスです。

第8期では、予防給付は概ね計画どおりですが、介護給付は施設整備等による在宅の介護サービスの利用者の減少に伴い、計画値を下回りました。

また、令和5年度からリハビリテーション専門職による住宅改修の点検を重点的に行うことで、介護給付の適正化に取り組んでいます。

【今後の方向】

今後もケアマネジャーや施工業者と連携し、要介護（要支援）認定者の在宅生活の便宜と介護者の負担軽減を図るとともに、引き続きリハビリテーション専門職による確認を行い、適正な利用を推進します。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	27	28	29
介護給付	40	42	46
合 計	67	70	75

4 居宅介護（介護予防）支援費の利用実績と今後の見込み

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
第8期 計画値	予防給付	1,511	1,531	1,542	
	介護給付	6,226	6,358	6,448	
	合 計	7,737	7,889	7,990	
実 績	予防給付	1,501	1,489	1,507	100.4
	介護給付	6,024	6,021	5,958	98.9
	合 計	7,525	7,510	7,465	99.2
達成率 (%)	予防給付	99.3	97.3	97.7	
	介護給付	96.8	94.7	92.4	
	合 計	97.3	95.2	93.4	

【現状と課題】

要介護（要支援）認定者が、在宅での介護サービスや福祉サービス、保健医療サービスの適切な利用ができるように、要介護（要支援）認定者の心身の状況や生活環境、希望等を踏まえ、ケアマネジャーが計画作成や事業所との調整を行うサービスです。

第8期では、予防給付は計画値どおりの実績となりましたが、介護給付は、横ばいの利用となりました。

【今後の方向】

介護サービスだけでなく、さまざまな生活支援が提供されるようなケアプランの作成が重要であることから、質の高いケアマネジメントが行えるよう、ケアマネジャーの資質向上に努めます。

【第9期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
予防給付	1,540	1,550	1,560
介護給付	6,186	6,246	6,310
合 計	7,726	7,796	7,870

5 施設サービスの利用実績と今後の見込み

(単位：人／月)

区 分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	対令和3年度比 (%)
介護老人 福祉施設	第8期計画値	1,651	1,665	1,665	
	実 績	1,638	1,665	1,647	100.5
	達成率 (%)	99.2	100.0	98.9	
介護老人 保健施設	第8期計画値	1,035	1,035	1,035	
	実 績	1,041	1,046	1,031	99.0
	達成率 (%)	100.6	101.1	99.6	
介護医療院	第8期計画値	300	300	308	
	実 績	281	272	264	94.0
	達成率 (%)	93.7	90.7	85.7	
介護療養型 医療施設	第8期計画値	12	12	12	
	実 績	9	0	0	0.0
	達成率 (%)	75.0	0	0	

【現状と課題】

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、常時介護が必要で居宅での生活が困難な人が入所する施設です。在宅に比べ24時間途切れない介護を受けられる安心感や、高齢世帯の増加などの家族形態の変化によって、利用意向は常に高いものがあります。第6期からは入所者を原則要介護3以上に限定し、中・重度者を支える施設として特化されました。

また、施設整備については、居宅での生活に近い環境の中で入所者一人ひとりの意思と人格を尊重したサービスを提供する観点から、ユニット型^{※1}個室が推進されています。

第7期までの施設整備により、施設入所定員が増加したことで、入所待機者数が減少傾向にあるとともに入所待機期間が短期化しています。

介護老人保健施設は、病状が安定した人に、看護・機能訓練などの医療ケアや食事・入浴・排泄等の日常生活上の介護を行う施設です。在宅生活への復帰を目指し、自宅での生活をしやすいするためのリハビリを重視しています。今後はさらに在宅への復帰や在宅療養への支援を強化することが課題です。

介護医療院は、長期にわたって療養が必要な要介護者で、「日常的な医学管理」や「看取りやターミナルケア」などの医療ケアや医学的な管理のもとにおける介護、機能訓練や日常生活全般にわたるケアを受けられることができる施設です。また、生活施設としての機能を重視していることから、病院の一般病棟の多床室よりも広く、家具などで仕切りを作ってプライベートな空間を確保しやすくなっています。

第8期では、計画どおりに介護医療院の整備が進まなかったため、利用実績は計画値を下回りました。

介護療養型医療施設は、急性期の治療を終え、長期にわたり療養を必要とする人に医療

ケアや日常生活上の介護を行う施設です。国は、実態調査の結果、在宅生活が可能な身体状況であるにもかかわらず、家庭事情等により長期入院する「社会的入院」の利用者が多くいることを把握したため、療養病床の転換や削減を推し進め、平成 29 年度末までの老人保健施設等への転換による廃止を推進してきました。しかし、日常的な医療ケアを必要とする要介護者の長期療養を担う実態から、介護療養型医療施設の廃止期限を令和 5 年度末とし、平成 30 年に創設した介護医療院への移行を促進することとなりました。当市周辺の介護療養型医療施設が令和 3 年度中に他施設への移行を完了したため、令和 4 年度以降の利用実績はありませんでした。

【今後の方向】

今後も当面の間は特別養護老人ホーム等の施設入所の希望は増加が見込まれますが、入所待機者の状況や、今後のニーズの変化を見極めるとともに、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口のピークに伴う介護需要の頂点を見据え、施設整備については慎重に検討を進めます。

※1 ユニット型

特別養護老人ホーム等において、少人数のグループで家庭的な雰囲気の中で生活できるように、居間などの共有スペースとその周りの複数の個室からなる施設形態

【第 9 期計画値】

(単位：人／月)

区 分	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設	1,665	1,665	1,665
介護老人保健施設	1,074	1,074	1,074
介護医療院	320	320	320

第2節 介護保険事業費等の推計

【介護保険料算定の流れ】

地域包括ケア「見える化」システムの将来推計機能を活用し、下記のとおり推計します。

1 被保険者数等の推計



2 要介護（要支援）認定者数の推計

1で推計した被保険者数を基に、認定者割合を考慮し推計します。



3 施設・居住系サービス利用者数の推計

施設サービス・居住系サービス（認知症対応型共同生活介護等）の基盤整備計画及び自然増の見込から利用者数を推計します。



4 介護保険サービスの見込量の推計

1～3の推計に基づき、利用実績、施設整備の影響、利用傾向等を考慮して推計します。



5 標準給付費の推計

4で推計した見込量に基づき、報酬改定等の制度改正による影響を反映し、必要な給付費を推計します。



6 地域支援事業費の推計

地域支援事業費は、被保険者数や過去の利用実績を考慮して推計します。



7 介護保険料の算定

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

1 被保険者数等の推計

(1) 第1号被保険者数の推計方法

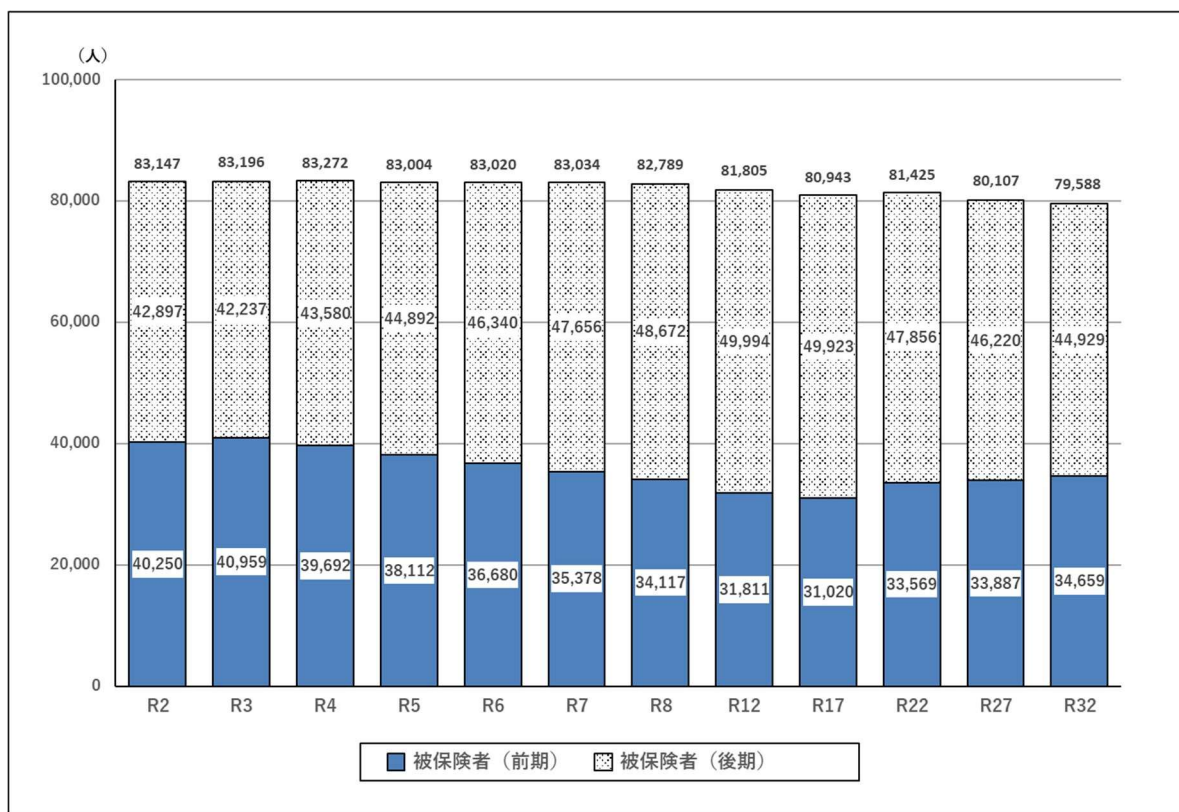
長岡市の第1号被保険者数は、高齢者人口から他市区町村の住所地特例者^{※1}及び介護保険適用除外施設入所者の人数を除き、長岡市の住所地特例者を加えた人数となります。

国立社会保障・人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口」を基に、介護保険事業状況報告で補正したデータを利用して、第1号被保険者数を推計しました。

※1 住所地特例

介護保険施設や有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅等への入所に伴い、当該施設に市区町村を越えて住所を変更した場合は、変更前に住所地であった市区町村の被保険者になる制度

第1号被保険者数の推移



※各年9月末日現在の被保険者数

※令和6年度以降は推計

(2) 要介護（要支援）認定者数の推計方法

要介護（要支援）認定者数の推計は、人口推計を基に、令和5年9月30日現在の認定率（第1号被保険者数に対する第1号認定者数の割合）の実績に基づき推計しました。

要介護（要支援）認定者数については、総論第2章「高齢者等の概況」における「2 要介護（要支援）認定者の現況」（総論P7～）に掲載しています。

見込量の数値は暫定値
のため今後変更あり

2 施設・居住系サービス利用者数の推計

令和6年度以降の介護サービス基盤の整備を考慮すると、施設・居住系サービス利用者数の推計は下記のとおりとなります。

施設・居住系サービス利用者数の推計

(単位：人)

区 分	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)	令和12年度 (2030年度)
施設利用者数 (A)	3,354	3,354	3,354	3,363
介護老人福祉施設	1,665	1,665	1,665	1,670
介護老人保健施設	1,074	1,074	1,074	1,074
介護医療院	320	320	320	324
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	295	295	295	295
うち要介護4・5 (B)	2,267	2,272	2,282	2,285
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合 (%) (B) / (A)	67.6	67.7	68.0	67.9
介護専用居住系サービス利用者数	58	58	58	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	58	58	58	58
介護専用以外の居住系サービス利用者数	556	576	578	579
認知症対応型共同生活介護	465	465	474	473
特定施設入居者生活介護	485	505	505	508
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	1
介護予防特定施設入居者生活介護	71	71	73	70
区 分	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)
施設利用者数 (A)	3,363	3,399	3,399	3,379
介護老人福祉施設	1,670	1,706	1,706	1,706
介護老人保健施設	1,074	1,074	1,074	1,054
介護医療院	324	324	324	324
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	295	295	295	295
うち要介護4・5 (B)	2,421	2,421	2,421	2,421
施設利用者に対する要介護4～5の者の割合 (%) (B) / (A)	72.0	71.2	71.2	71.6
介護専用居住系サービス利用者数	58	58	58	58
地域密着型特定施設入居者生活介護	58	58	58	58
介護専用以外の居住系サービス利用者数	578	578	573	578
認知症対応型共同生活介護	474	474	474	474
特定施設入居者生活介護	508	508	503	508
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	70	70	70	70

※介護老人福祉施設は定員30人以上の特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護は定員29人以下の特別養護老人ホームのことをいう。

見込量の数値は暫定値
のため今後変更あり

3 介護保険サービス等の見込量の推計

介護保険サービス等の見込量は、過去の利用実績及び利用意向等を勘案して、次のように推計しました。

(1) 介護サービス見込量の推計

サービス	(単位)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 居宅介護サービス				
訪問介護	(回/月)	26,583	26,877	27,108
訪問入浴介護	(回/月)	787	792	792
訪問看護	(回/月)	5,203	5,258	5,279
訪問リハビリテーション	(回/月)	1,072	1,124	1,197
居宅療養管理指導	(人/月)	831	837	843
通所介護	(回/月)	28,173	28,493	28,928
通所リハビリテーション	(回/月)	6,172	6,326	6,414
短期入所生活介護	(日/月)	15,731	16,531	17,215
短期入所療養介護	(日/月)	2,192	2,265	2,348
特定施設入居者生活介護	(人/月)	485	493	505
福祉用具貸与	(人/月)	4,402	4,428	4,455
特定福祉用具購入	(人/月)	74	78	79
(2) 地域密着型サービス				
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/月)	146	153	164
夜間対応型訪問介護	(人/月)	30	30	30
地域密着型通所介護	(回/月)	3,186	3,381	3,444
認知症対応型通所介護	(回/月)	2,288	2,352	2,435
小規模多機能型居宅介護	(人/月)	331	341	355
認知症対応型共同生活介護	(人/月)	465	465	474
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/月)	58	58	58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/月)	295	295	295
看護小規模多機能型居宅介護	(人/月)	40	58	58
(3) 住宅改修	(人/月)	40	42	46
(4) 居宅介護支援	(人/月)	6,186	6,246	6,310
(5) 介護保険施設サービス				
介護老人福祉施設	(人/月)	1,665	1,665	1,665
介護老人保健施設	(人/月)	1,074	1,074	1,074
介護医療院	(人/月)	320	320	320

(2) 介護予防サービス見込量の推計

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

サービス	(単位)	令和6年度	令和7年度	令和8年度
(1) 介護予防サービス				
介護予防訪問入浴介護	(回/月)	13	13	13
介護予防訪問看護	(回/月)	628	632	638
介護予防訪問リハビリテーション	(回/月)	333	372	411
介護予防居宅療養管理指導	(人/月)	70	72	74
介護予防通所リハビリテーション	(人/月)	440	445	447
介護予防短期入所生活介護	(日/月)	138	138	138
介護予防短期入所療養介護	(日/月)	5	5	5
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/月)	71	71	73
介護予防福祉用具貸与	(人/月)	1,233	1,240	1,245
特定介護予防福祉用具購入	(人/月)	21	21	21
(2) 地域密着型介護予防サービス				
介護予防認知症対応型通所介護	(回/月)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/月)	18	18	18
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/月)	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	(人/月)	27	28	29
(4) 介護予防支援	(人/月)	1,540	1,550	1,560

**見込量の数値は暫定値
のため今後変更あり**

(3) 日常生活圏域別地域密着型サービス見込量の推計

		川東地区西	川東地区東	川東地区北	川東地区南・山古志	川西地区北・三島	川西地区南	中之島・与板	越路・小国	和島・寺泊	栃尾	川口	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)	令和6年度	21	42	41	21	0	21	0	0	0	0	0	146
	令和7年度	22	44	43	22	0	22	0	0	0	0	0	153
	令和8年度	24	47	47	23	0	23	0	0	0	0	0	164
夜間対応型訪問介護 (人/月)	令和6年度	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	令和7年度	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
	令和8年度	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30
地域密着型通所介護 (回/月)	令和6年度	416	646	0	416	0	0	415	1,062	0	231	0	3,186
	令和7年度	390	607	0	390	0	0	390	997	0	607	0	3,381
	令和8年度	398	618	0	397	0	0	397	1,016	0	618	0	3,444
認知症対応型通所介護 (回/月)	令和6年度	155	201	186	325	278	417	386	155	0	185	0	2,288
	令和7年度	159	206	191	334	286	429	397	159	0	191	0	2,352
	令和8年度	165	214	197	346	296	444	411	165	0	197	0	2,435
	令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和8年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小規模多機能型居宅介護 (人/月)	令和6年度	47	47	24	106	24	62	0	21	0	0	0	331
	令和7年度	49	49	24	110	24	64	0	21	0	0	0	341
	令和8年度	51	51	25	114	25	67	0	22	0	0	0	355
	令和6年度	3	3	1	6	1	3	0	1	0	0	0	18
	令和7年度	3	3	1	6	1	3	0	1	0	0	0	18
	令和8年度	3	3	1	6	1	3	0	1	0	0	0	18
認知症対応型共同生活介護 (人/月)	令和6年度	55	73	55	55	34	83	9	46	18	37	0	465
	令和7年度	55	73	55	55	34	83	9	46	18	37	0	465
	令和8年度	54	72	72	54	33	81	9	45	18	36	0	474
	令和6年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和7年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	令和8年度	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/年)	令和6年度	0	0	0	29	0	0	0	0	0	29	0	58
	令和7年度	0	0	0	29	0	0	0	0	0	29	0	58
	令和8年度	0	0	0	29	0	0	0	0	0	29	0	58
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)	令和6年度	20	62	29	39	0	29	0	29	29	58	0	295
	令和7年度	20	62	29	39	0	29	0	29	29	58	0	295
	令和8年度	20	62	29	39	0	29	0	29	29	58	0	295
看護小規模多機能型居宅介護 (人/月)	令和6年度	14	0	0	0	0	26	0	0	0	0	0	40
	令和7年度	29	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	58
	令和8年度	29	0	0	0	0	29	0	0	0	0	0	58

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

(4) 地域支援事業の見込量の推計

事業	区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	
訪問系	介護予防訪問サービス	利用延人数	4,330	4,547	4,774
	生活サポート事業(委託)	利用実人数	120	125	130
		延利用時間	5,985	6,285	6,600
生活サポート事業(補助)	補助団体数	3	3	3	
通所系	介護予防通所サービス	利用延人数	7,830	8,222	8,633
	くらし元気アップ事業	利用延人数	5,860	6,153	6,461
		利用実人数	106	126	146
	短期集中レベルアップ事業	利用延人数	3,169	3,328	3,495
		利用実人数	78	82	86
筋力向上トレーニング事業	利用延人数	1,462	1,536	1,613	
介護予防ケアマネジメント事業	実施延件数	11,067	11,621	12,203	
地域介護予防活動支援事業	通いの場(自主グループ)数	370	375	380	
	通いの場(自主グループ)登録者数	5,320	5,370	5,420	
	ボランティア数	65	65	65	
運動機能向上事業	利用実人数	2,300	2,300	2,300	
認知症予防事業	利用実人数	1,300	1,300	1,300	
栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等事業	利用実人数	900	900	900	
包括的支援事業	総合相談受付案件数	6,300	6,400	6,500	
	実態把握件数	1,500	1,600	1,700	
	地域福祉連携事業実施件数	1,800	1,900	2,000	
	虐待通報受付件数	240	240	240	
	成年後見相談件数	130	140	150	
	ケアマネ支援件数	230	230	230	
	介護相談員派遣事業	派遣施設数	190	190	190
介護給付適正化事業	要介護認定チェック数	13,000	13,000	13,000	
	ケアプラン点検数	75	80	90	
	住宅改修等点件数	800	840	900	
	縦覧点検数	9,000	9,000	9,000	
	医療情報との突合数	200	200	200	
	給付実績の活用	3,000	3,000	3,000	
介護支援専門員支援事業費	住宅改修等理由書作成件数	100	100	100	
認知症サポーター養成事業	サポーター養成講座受講者延人数	2,000	2,000	2,000	
認知症高齢者やすらぎ支援事業	利用実人数	45	45	45	
認知症施策推進事業	カフェ開催回数	180	180	180	
在宅医療・介護連携推進事業	研修会等開催回数	15	15	15	
生活支援体制整備事業	協議体開催回数	43	43	43	
地域ケア会議運営事業	圏域開催回数	22	22	22	

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

4 総給付費の推計

総給付費の推計は、「3 介護保険サービス等の見込量の推計」で見込んだサービス量に報酬単価を乗じて算出しました。

令和6年度から令和8年度までの介護保険総給付費は、次のように見込まれます。

(1) 介護給付費の推計

(単位：千円)

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計
(1) 居宅介護サービス	8,897,940	9,087,570	9,269,709	27,255,219
訪問介護	949,240	959,985	967,960	2,877,185
訪問入浴介護	117,749	118,456	118,456	354,661
訪問看護	440,176	444,829	446,830	1,331,835
訪問リハビリテーション	38,225	40,055	42,694	120,974
居宅療養管理指導	88,299	88,933	89,566	266,798
通所介護	2,900,196	2,937,648	2,983,651	8,821,495
通所リハビリテーション	610,629	629,575	636,945	1,877,149
短期入所生活介護	1,636,245	1,717,277	1,789,492	5,143,014
短期入所療養介護	287,644	296,711	306,991	891,346
特定施設入居者生活介護	1,143,343	1,162,085	1,190,429	3,495,857
福祉用具貸与	660,794	665,198	669,587	1,995,579
特定福祉用具購入	25,400	26,818	27,108	79,326
(2) 地域密着型サービス	4,729,528	4,868,432	4,984,252	14,582,212
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	277,374	293,898	316,035	887,307
夜間対応型訪問介護	7,321	7,321	7,321	21,963
地域密着型通所介護	317,133	336,768	342,260	996,161
認知症対応型通所介護	294,853	304,467	315,708	915,028
小規模多機能型居宅介護	932,917	963,747	1,006,584	2,903,248
認知症対応型共同生活介護	1,493,217	1,494,071	1,523,923	4,511,211
地域密着型特定施設入居者生活介護	140,675	143,213	145,035	428,923
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	1,133,484	1,134,946	1,137,385	3,405,815
看護小規模多機能型居宅介護	132,554	190,001	190,001	512,556
(3) 住宅改修	37,940	41,461	44,235	123,636
(4) 居宅介護支援	1,154,000	1,167,136	1,179,941	3,501,077
(5) 介護保険施設サービス	10,613,883	10,619,505	10,635,858	31,869,246
介護老人福祉施設	5,402,897	5,403,673	5,411,405	16,217,975
介護老人保健施設	3,744,154	3,749,000	3,754,596	11,247,750
介護医療院	1,466,832	1,466,832	1,469,857	4,403,521
介護給付費計	25,433,291	25,784,104	26,113,995	77,331,390

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

(2) 介護予防給付費の推計

(単位：千円)

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計
(1) 居宅介護予防サービス	417,357	422,188	426,864	1,266,409
介護予防訪問入浴介護	1,233	1,233	1,233	3,699
介護予防訪問看護	43,727	44,000	44,389	132,116
介護予防訪問リハビリテーション	11,606	12,954	14,303	38,863
介護予防居宅療養管理指導	7,228	7,433	7,638	22,299
介護予防通所リハビリテーション	182,628	185,147	185,695	553,470
介護予防短期入所生活介護	11,144	11,144	11,144	33,432
介護予防短期入所療養介護	643	643	643	1,929
介護予防特定施設入居者生活介護	66,278	66,278	68,102	200,658
介護予防福祉用具貸与	86,761	87,247	87,608	261,616
特定介護予防福祉用具購入	6,109	6,109	6,109	18,327
(2) 地域密着型介護予防サービス	15,421	15,421	15,421	46,263
介護予防認知症対応型通所介護	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	15,421	15,421	15,421	46,263
介護予防認知症対応型共同生活介護	0	0	0	0
(3) 介護予防住宅改修	28,467	29,406	30,345	88,218
(4) 介護予防支援	84,643	85,196	85,748	255,587
介護給付費計	545,888	552,211	558,378	1,656,477
総給付費（介護給付費＋介護予防給付費）	25,979,179	26,336,315	26,672,373	78,987,867
特定入所者介護サービス費等給付費	848,426	851,794	853,677	2,553,897
高額介護サービス費等給付費	622,552	625,023	626,405	1,873,980
高額医療合算介護サービス費等給付費	69,870	70,147	70,302	210,319
算定対象審査支払手数料	19,842	19,921	19,965	59,728
標準給付費見込額	27,539,869	27,903,200	28,242,722	83,685,791

見込量の数値は暫定値のため今後変更あり

5 地域支援事業費の推計

(単位：千円)

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計
(A) 介護予防・日常生活支援総合事業	510,398	510,455	510,455	1,531,308
介護予防・生活支援サービス事業	419,199	419,199	419,199	1,257,597
介護予防・生活支援サービス事業一般経費	603	603	603	1,809
介護予防推進システム事業	4,657	4,714	4,714	14,085
介護予防ケアマネジメント事業	34,878	34,878	34,878	104,634
介護予防事業評価事業	164	164	164	492
地域介護予防活動支援事業	34,986	34,986	34,986	104,958
運動機能向上事業	8,841	8,841	8,841	26,523
認知症予防事業	4,485	4,485	4,485	13,455
栄養改善・うつ予防・口腔機能向上等事業	706	706	706	2,118
介護予防事業一般経費	328	328	328	984
審査支払手数料	1,551	1,551	1,551	4,653
(B) 包括的支援事業及び任意事業費用額	447,423	454,285	459,943	1,361,651
包括的支援事業	357,531	357,531	357,531	1,072,593
介護予防推進システム事業	10,031	11,235	11,235	32,501
高齢者権利擁護支援事業	21,956	21,956	21,956	65,868
認知症高齢者見守り事業	6,410	6,410	6,410	19,230
介護相談員派遣事業	10,339	10,339	10,339	31,017
介護保険適正化推進事業	6,950	6,950	6,950	20,850
成年後見制度利用支援事業費	34,006	39,664	45,322	118,992
介護支援専門員支援事業費	200	200	200	600
(C) 小計 (A) + (B)	957,821	964,740	970,398	2,892,959
(D) 包括的支援事業 (社会保障充実分)	32,735	32,735	32,735	98,205
認知症施策推進事業	17,702	17,702	17,702	53,106
在宅医療・介護連携推進事業	5,981	5,981	5,981	17,943
生活支援体制整備事業	8,645	8,645	8,645	25,935
地域ケア会議推進事業	407	407	407	1,221
地域支援事業費用額 (C) + (D)	990,556	997,475	1,003,133	2,991,164

6 保険料の算定

高齢者人口の推計と給付費等の推計から、令和6年度から令和8年度までの第1号被保険者の保険料は下表のようになります。

このページは調整中

(単位：千円)

区 分		令和6年度	令和7年度	令和8年度	3か年合計
賦 課 対 象	保険給付費	27,539,869	27,903,200	28,242,722	83,685,791
	居宅介護サービス費	9,283,788	9,476,831	9,663,356	28,423,975
	地域密着型介護サービス費	4,744,949	4,883,853	4,999,673	14,628,475
	施設介護サービス費	10,613,883	10,619,505	10,635,858	31,869,246
	居宅介護福祉用具購入費	31,509	32,927	33,217	97,653
	居宅介護住宅改修費	66,407	70,867	74,580	211,854
	居宅介護サービス計画費	1,238,643	1,252,332	1,265,689	3,756,664
	高額介護サービス費	622,552	625,023	626,405	1,873,980
	高額医療合算介護サービス費	69,870	70,147	70,302	210,319
	特定入所者介護サービス費	848,426	851,794	853,677	2,553,897
経 費	審査支払手数料	19,842	19,921	19,965	59,728
	地域支援事業費	990,556	997,475	1,003,133	2,991,164
	介護予防・日常生活支援総合事業費	510,398	510,455	510,455	1,531,308
	包括的支援事業及び任意事業費	447,423	454,285	459,943	1,361,651
	包括的支援事業（社会保障充実分）	32,735	32,735	32,735	98,205
(A) 合 計		28,530,425	28,900,675	29,245,855	86,676,955
収 入	公費負担	推計中			
	国庫支出金				
	県支出金				
	市負担金				
	利用者負担金等				
	支払基金交付金				
(B) 合 計					
(C) 介護保険介護給付費準備基金					
(D) 保険料必要額 [(A)-(B)-(C)]					
(E) 予想保険料収納率					
(F) 賦課総額 [(D)÷(E)]					
(G) 第1号被保険者数					
(H) 保険料基準額(第5段階保険料額)					

※居宅介護サービス費には特定（介護予防）福祉用具購入費を含まず、居宅介護福祉用具購入費として記載。

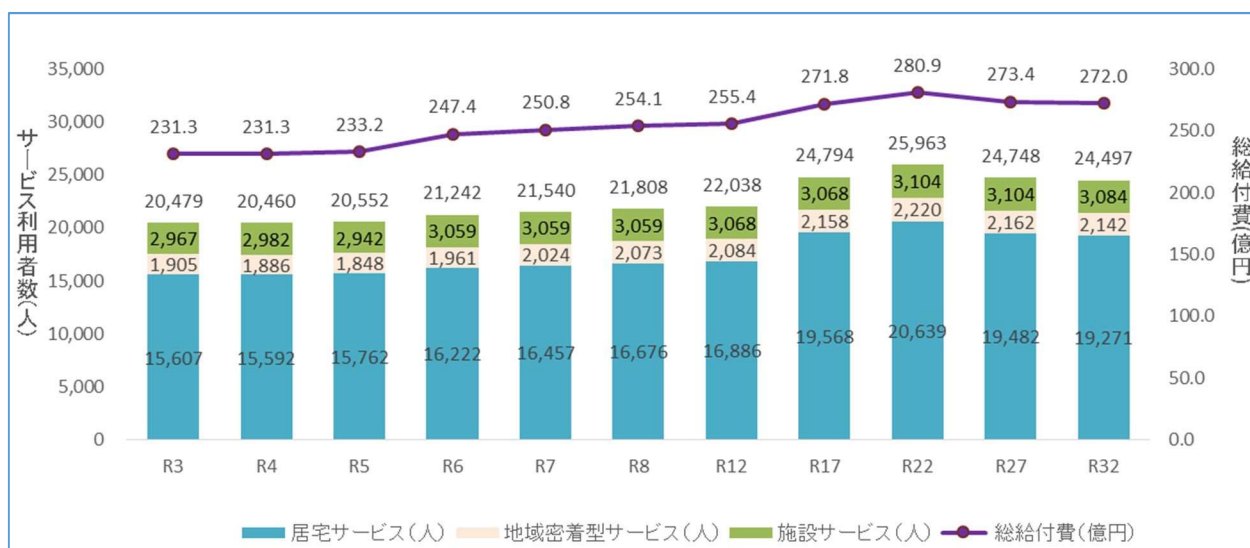
7 中・長期的な視点に基づく介護保険制度の運営

(1) サービス利用者数及び総給付費の推計

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、令和6年度以降の介護サービス利用者数及び総給付費の中長期的な推計は下記のとおりとなります。

サービス種別ごとの利用者数及び総給付費の推計

区 分	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数合計(人)	20,479	20,460	20,552	21,242	21,540	21,808
居宅サービス(人)	15,607	15,592	15,762	16,222	16,457	16,676
地域密着型サービス(人)	1,905	1,886	1,848	1,961	2,024	2,073
施設サービス(人)	2,967	2,982	2,942	3,059	3,059	3,059
総給付費(千円)	23,129,303	23,133,002	23,323,177	24,740,536	25,083,983	25,406,684
居宅サービス(千円)	8,773,982	8,698,521	8,802,434	9,381,704	9,580,625	9,771,153
地域密着型サービス(千円)	4,349,093	4,301,698	4,355,356	4,744,949	4,883,853	4,999,673
施設サービス(千円)	10,006,228	10,132,783	10,165,387	10,613,883	10,619,505	10,635,858
区 分	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)	
利用者数合計(人)	22,038	24,794	25,963	24,748	24,497	
居宅サービス(人)	16,886	19,568	20,639	19,482	19,271	
地域密着型サービス(人)	2,084	2,158	2,220	2,162	2,142	
施設サービス(人)	3,068	3,068	3,104	3,104	3,084	
総給付費(千円)	25,543,043	27,178,900	28,085,833	27,338,643	27,198,600	
居宅サービス(千円)	9,854,513	11,354,598	12,038,726	11,359,712	11,316,059	
地域密着型サービス(千円)	5,023,749	5,146,875	5,254,047	5,181,036	5,143,120	
施設サービス(千円)	10,664,781	10,677,427	10,793,060	10,797,895	10,739,421	



(2) 地域支援事業の見込量及び地域支援事業費の推計

地域包括ケア「見える化」システムを活用し、令和6年度以降の地域支援事業見込量及び地域支援事業費の推計は下記のとおりとなります。

サービス種別ごとの利用者数及び地域支援事業費の推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
利用者数合計 (人)	17,041	16,687	17,176	18,020	18,922	19,868
介護予防訪問サービス (人)	4,001	3,920	4,128	4,330	4,547	4,774
介護予防通所サービス (人)	7,854	7,386	7,469	7,830	8,222	8,633
くらし元気アップ事業 (人)	5,186	5,381	5,579	5,860	6,153	6,461
地域支援事業費 (千円)	358,208	346,962	368,315	380,637	380,637	380,637
介護予防訪問サービス (千円)	78,355	75,755	82,650	87,084	87,084	87,084
介護予防通所サービス (千円)	226,228	215,722	224,200	230,183	230,183	230,183
くらし元気アップ事業 (千円)	53,625	55,485	61,465	63,370	63,370	63,370
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)	
利用者数合計 (人)	16,517	15,902	15,203	14,396	13,738	
介護予防訪問サービス (人)	3,970	3,822	3,654	3,460	3,302	
介護予防通所サービス (人)	7,182	6,915	6,611	6,260	5,974	
くらし元気アップ事業 (人)	5,365	5,165	4,938	4,676	4,462	
地域支援事業費 (千円)	354,188	340,996	325,989	308,721	294,586	
介護予防訪問サービス (千円)	79,480	76,520	73,152	69,277	66,105	
介護予防通所サービス (千円)	215,600	207,570	198,435	187,924	179,320	
くらし元気アップ事業 (千円)	59,108	56,906	54,402	51,520	49,161	

地域支援事業費総額の推計

	令和3年度 (2021年度)	令和4年度 (2022年度)	令和5年度 (2023年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	令和8年度 (2026年度)
地域支援事業費 (千円)	843,107	870,841	955,393	990,556	997,475	1,003,133
介護予防・日常生活支援総合事業費 (千円)	450,110	445,908	489,431	510,398	510,455	510,455
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費 (千円)	374,485	398,567	428,850	447,423	454,285	459,943
包括的支援事業 (社会保障充実分) (千円)	18,512	26,366	37,112	32,735	32,735	32,735
	令和12年度 (2030年度)	令和17年度 (2035年度)	令和22年度 (2040年度)	令和27年度 (2045年度)	令和32年度 (2050年度)	
地域支援事業費 (千円)	948,836	930,997	912,904	884,414	864,114	
介護予防・日常生活支援総合事業費 (千円)	489,068	475,683	455,100	433,419	415,801	
包括的支援事業 (地域包括支援センターの運営) 及び任意事業費 (千円)	422,656	418,202	420,692	413,883	411,201	
包括的支援事業 (社会保障充実分) (千円)	37,112	37,112	37,112	37,112	37,112	

このページの内容は調整中

(3) 中・長期的な視点に基づく介護保険制度の運営

- 第8期における人口推計から、令和7年度を迎える第9期では、74歳までの前期高齢者人口が減少する一方で、団塊の世代がすべて75歳以上となることで後期高齢者人口が大幅に増加します。

そのため認定者数が増加し、介護サービスのニーズが大幅に増えることが見込まれることから、介護保険料についても大幅に上昇することが想定されます。

こうした中・長期的な視点から、高齢者の生活を支える上で重要な介護保険制度を維持していくために、第6期から制度創設以来初めて、介護サービス利用時の利用者負担が負担能力に応じたものに見直されましたが、第7期においても再度、高所得高齢者に対する利用者負担の引上げが行われました。

- 持続可能な介護保険制度としていくためには、保険料や利用者負担において所得に応じた公平化を行うことはやむを得ず、給付費と保険料に大きな影響を与える施設整備は真に必要な整備を見極め適切かつ計画的に進めること、介護給付適正化事業を積極的に進めるなど、保険者としての努力を行い、適切な介護サービスの確保とその結果としての費用の効率化を図ります。また、生涯にわたる健康づくりの支援や介護予防施策の積極的な推進、地域包括ケアシステムの構築にも努めます。
- 介護保険の利用者が、どのような時にどのようなサービスが利用できるかなど、介護や支援が必要となる前から介護保険制度の趣旨や仕組み等について理解することで、適正なサービス利用につながるものと考えられるため、市民への介護保険制度の理解促進に努めます。

あわせて、高齢者が自ら健康保持に努めていくこと、要介護（要支援）状態になったとしても進んで状態の改善・維持に努めていくことなど、高齢者自身の自助努力もますます重要になると考えます。

将来においても高齢者が安心して介護サービスを利用できるよう、介護保険制度の安定運営に努めます。

第3節 介護保険制度の適正な運営

1 介護給付適正化事業の推進

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
要介護認定チェック数（件）	10,749	11,598	12,000
ケアプランの点検数（件）	57	65	70
住宅改修等の点検数（件）	3	2	20
縦覧点検数（件）	8,439	9,347	7,000
医療情報との突合数（件）	163	163	150
給付実績の活用（件）	448	452	1,000

【現状と課題】

介護給付を必要とする人を適正に認定し、適切なサービスを過不足なく提供するよう促す「介護給付適正化事業」は、給付費抑制効果や自立支援の考え方などから介護保険制度への信頼を高め、持続可能なものとする重要な事業と捉え、次の取り組みを行っております。

○要介護認定チェック

要介護認定に係る認定調査においては、訪問調査員の判断にばらつきが生じるケースもあるため、適切かつ公平な要介護認定を確保するため、認定調査の内容について、調査票の点検に取り組んでいます。

○ケアプラン点検等

介護支援専門員等の資格を持つ専任の介護保険適正化推進員を置き、住宅改修や福祉用具貸与・購入の実態調査、ケアプランの点検を実施します。

これまで、サービスの利用実績に偏りが多い「高齢者向け集合住宅等」の利用者のケアプランを重点的に点検してきましたが、利用実態が改善されていない現状があります。

住宅改修においても、利用者や施工業者の要望を優先し、ケアマネジャーが改修内容や必要性を把握していないケース等がありました。

○縦覧点検・医療情報との突合及び給付実績の活用

縦覧点検・医療情報との突合については、新潟県国民健康保険団体連合会に委託しています。また、本市では、新潟県国民健康保険団体連合会では調査対象となっていない疑義のあるケースについて、サービス提供事業所等に照会し、実績が適正であるかを確認する給付実績データ活用調査を実施しており、「介護給付適正化事業」に積極的に取り組んでいます。

サービスの質の向上につなげるため、ケアマネジャーに対し、より多く気づきの機会を提供することや、適切にサービス提供できる環境整備が課題となっています。

【今後の方向】

- ・ 効率的かつ効果的に事業を進めるため、地域の状況をふまえ、特に効果が高いとされる「要介護認定チェック」、「ケアプラン点検」、「縦覧点検・医療情報との突合」の主要3事業を実施します。

さらに、第9期では、第8期の検証結果等も踏まえ、目標と計画性をもって、事業に取り組めます。実施内容を充実するため、本市の介護給付の特徴を捉え、創意工夫をし、介護給付適正化の推進を図ります。

- ・ 真に必要とするサービスの確保と質の向上に努め、適切に提供できる環境整備を図ることで、高齢者等が可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう支援します。

○要介護認定チェック

「要介護認定チェック」は、引き続き、要介護認定に係る認定調査の内容について、市職員による調査票全件の点検を行います。

○ケアプラン点検等

「ケアプラン点検」は、引き続き、新潟県国民健康保険団体連合会から提供される給付実績等を活用したサービス利用状況を確認するとともに、住宅改修、福祉用具購入、軽度者の福祉用具貸与について書面で確認し、疑義のあるケースは事業所への訪問による協働点検を行います。

さらに、ケアプラン点検結果通知後に事業者の取り組み状況や効果が確認できる体制を整え、ケアマネジメントの質の向上を目指します。

「住宅改修」では、確認が必要な場合はケアマネジャー立ち合いによる現地確認を行い、不適切な改修の抑制に取り組めます。

○縦覧点検・医療情報との突合及び給付実績の活用

縦覧点検・医療情報との突合については引き続き、新潟県国民健康保険団体連合会に委託します。

第9期では新潟県国民健康保険団体連合会から提供される帳票を活用し、過剰なサービス利用が継続している実績の確認と、「介護給付費通知」を行うことで適切なサービス利用の提供を図ります。

【第9期計画値】

区 分	令和6年度	令和7年度	令和8年度
要介護認定チェック（件）	13,000	13,000	13,000
ケアプランの点検（件）	75	80	90
住宅改修等の点検（件）	800	840	900
縦覧点検数（件）	9,000	9,000	9,000
医療情報との突合（件）	200	200	200
給付実績の活用（件）	3,000	3,000	3,000

❖関連項目 第5章第2節3（4）地域支援事業の見込量の推計

2 介護相談員の派遣

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
派遣施設数	6	24	27
相談員数	6	6	7

【現状と課題】

介護サービス利用者等が事業者等に直接言えない不満や疑問を介護相談員が事業者に伝えることで利用者の不安解消を図り、事業所だけでなく関係機関に情報提供を行うことで事業者のサービス改善につなげています。第8期は、令和3年度から介護サービス事業所だけでなく、住宅型有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅へも介護相談員を派遣しています。

なお、令和3年度は新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策により、令和3年4月から令和4年2月までは施設等へ介護相談員を派遣できませんでした。

【今後の方向】

今後も介護サービスの質の向上及び利用者の自立した日常生活の実現を目指し、介護相談員の研修の充実を図り、継続して取り組みます。

また、介護サービス事業所だけでなく、サービス付き高齢者向け住宅等へ介護相談員を積極的に派遣し、利用者の声を事業者や関係機関に伝えることでサービスの質の向上を図ります。

3 地域密着型サービス事業所及び居宅介護（介護予防）支援事業所への指導・監督

【現状と課題】

長岡市は、介護保険法に基づき指定する地域密着型サービス^{※1}事業所と居宅介護支援^{※2}事業所への指導・監督を行っています。

事業者が適正なサービス提供を行うために遵守すべき制度内容の周知や不正防止、サービスの質の確保を目的とした集団指導・運営指導の実施や、事業所の管理者向け研修会や事業所間の意見交流会を開催する等により、事業の円滑な運営及びサービスの質の向上に向けた取り組みを行っています。

【今後の方向】

介護保険制度の理念に沿った、利用者の自立支援に資する利用者本位のサービス提供を目指し、これまでの管理者研修会や意見交流会を継続して実施します。また、意見交流会や運営推進会議^{※3}等の中で、関係者が互いに顔の見える関係を築きながら、多様化・複雑化する介護現場の課題を共有し、事業者と一体となってサービスの質の向上に向けた取り組みを進めます。

また、運営指導について、3年に1回程度の指導を基本に実施し、制度周知の徹底を図るとともに、基準等に規定する運営体制、及び報酬基準に基づく介護保険給付の適正な事務処理に関する指導等を行います。また、各事業所において特色のあるサービスの好事例の紹介など、事業所にとって有意義な内容の指導に努めます。

※1 地域密着型サービス

利用者が要介護状態になっても住み慣れた自宅や地域での生活が継続できるよう、小規模な家庭的な環境において、地域との結びつきを重視しながら提供されるサービスのこと。原則として、長岡市民のみ利用できる。

※2 居宅介護支援

介護支援専門員（ケアマネジャー）が利用者の心身の状況や置かれている環境に応じた介護サービスを利用するための居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、そのプランに基づいて適切なサービスが提供されるよう、介護サービス事業者や関係機関との連絡調整を行うサービスのこと。

※3 運営推進会議

地域密着型サービス事業所が、利用者、市職員、地域住民等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的に設置するもの。（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所は、介護・医療連携推進会議を設置する。）

第4節 介護人材確保及び介護現場の生産性向上に向けた支援・施策の総合的な推進

1 介護人材確保に向けた支援

【現状と課題】

- ・ 市内の事業所では、介護人材不足を要因とする事業縮小や廃止が見受けられる中、少子高齢化による生産年齢人口(15～64歳)の減少及び高齢化率の増加傾向が続くため、介護職に限らず介護現場全体で働く人材の確保・定着が喫緊の課題となっています。
- ・ 本市では平成30年度から、市内で特別養護老人ホームを運営する社会福祉法人及び市内の介護福祉士養成校の18団体で構成する研究会を立ち上げ、介護職に対するイメージアップを図ってきましたが、令和5年度から「介護事業『長岡モデル』研究会」と名称を変更し、介護業界全体の底上げを図るため、介護の魅力発信に努めています。
- ・ 介護人材確保支援事業として、平成28年度から市内事業所の従業員等に対する介護福祉士実務者研修受講料補助金の交付、及び令和4年度から介護福祉士養成校に入学し、介護福祉士の資格取得を目指す学生に対し介護福祉士学生育成支援金を交付しています。

【今後の方向】

「介護事業『長岡モデル』研究会」と連携し、介護現場の情報共有や対策について検討するとともに、各種補助事業を継続し、介護福祉士国家資格の取得を支援することにより、介護サービスの質の向上、処遇改善、人材確保を図ります。

また、生産年齢人口の減少が見込まれる中、DXを活用した人材マッチングサイト「ながおかマッチボックス」の普及啓発等を行うことで、元気な高齢者や休眠層に向けて活躍の場の情報発信に取り組むとともに、国・県や市内介護事業者等と連携し、外国人介護人材等を受け入れる事業者への支援など、多様な介護人材の確保に努めます。

介護福祉士実務者研修受講料補助金

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
申請者数 (人)	55	45	47

介護福祉士学生育成支援金

区 分	令和3年度	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
申請者数 (人)		66	76

2 介護現場における生産性の向上

【現状と課題】

介護現場の人手不足が問題視される中、人材確保が困難な状況においても、介護の質を確保・向上させていくため、ロボット・センサー・ICTといったテクノロジーの導入や、介護業界のイメージ改善、事務手続きの効率化などによる生産性の向上が求められ、これらの取り組みは自治体、関係団体、事業所等が一体となって進めていくことが重要です。

【今後の方向】

- ・ 令和7年度末までにすべての地方公共団体において届出様式を統一し、申請手続きを電子化する「電子申請・届出システム」の使用を原則化することが介護保険法施行規則に明記され、業務効率化によるさらなる事務手続きの負担軽減が見込まれており、当市においても、全事業所における導入を推進します。
- ・ 限られた人材で多様なニーズに対応するため、県と連携しながら、「見守りセンサー付き介護ベッド」などの介護ロボットや「ケアプランデータ連携システム」を始めとしたICTの導入を推進し、業務の効率化及び職員の負担軽減に伴うサービスの質の向上等を図ります。

併せて、県等が実施する施策の周知等を行うことで、介護現場における生産性の向上及び介護事業者の業務改善に対する意識啓発を行います。

- ・ 介護認定に係る認定審査会の簡素化や認定事務の効率化等、事務手続きの負担軽減を図ります。

3 ケアマネジメントの質の向上

【現状と課題】

ケアマネジメントの質の向上を図るため、管理者向けの研修会やサービス事業所を交えた意見交換会を開催するほか、運営指導や集団指導を実施し、事業所の介護保険制度等の理解促進を図っています。

介護支援専門員からは、「経験年数に関わらず一連のケアマネジメントに対する課題意識が強いこと」や「介護支援専門員同士の横の繋がりが希薄である」等の声が聞かれており、各課題に対する支援が必要と考えられます。

【今後の方向】

介護支援専門員から聞き取った課題の解決に資するよう、焦点を絞った研修会等の実施及び基準等を学ぶ機会の確保やさらなる強化を図ります。

また、介護支援専門員同士の連携や研修に参加することが困難な事業所に対して現状調査を行い、関係性の構築や質の向上に努めます。

第5節 介護サービス基盤の維持・確保

1 介護基盤の現状

令和5年度末の地域密着型サービスの日常生活圏域別介護サービス基盤の状況

	定期巡回・随時対応型訪問介護看護		夜間対応型訪問介護		地域密着型通所介護		認知症対応型通所介護		小規模多機能型居宅介護		認知症対応型共同生活介護		地域密着型特定施設入居者生活介護		生活介護		地域密着型介護老人福祉施設入所者		看護小規模多機能型居宅介護	
	箇所	箇所	箇所	定員	箇所	定員	箇所	登録定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	定員	箇所	登録定員		
川東地区西	1	1	1	18	1	10	2	58	3	54			1	20						
川東地区東	2		2	28	2	13	2	58	4	72			3	62						
川東地区北	2				3	12	1	29	4	63			1	29						
川東地区南 ・山古志	1		1	18	3	21	5	130	4	54	1	29	2	39						
川西地区北 ・三島					3	18	1	29	3	33										
川西地区南	1				3	27	3	76	5	81			1	29	1	29				
中之島・与板			1	18	3	25			1	9										
越路・小国			3	46	1	10	1	25	3	45			1	29						
和島・寺泊									1	18			1	29						
栃尾			1	10	1	12			3	36	1	29	2	58						
川口																				
合計	7	1	9	138	20	148	15	405	31	465	2	58	12	295	1	29				

高齢者の半数以上は、介護が必要な状態となってもできるだけ住み慣れた自宅や地域で暮らし続けることを望んでいることを踏まえ、第8期では定期巡回・随時対応型訪問介護看護を1か所整備しました。

一方、自宅での生活を続けることが難しく、施設等への入所・入居が必要な人もいることから、広域型の特別養護老人ホームの増床や特定施設入居者生活介護の整備も行っています。

2 介護基盤の整備の方向性

(1) 中・長期的な整備の方向性

- ニーズ調査によると、高齢者の半数以上が、介護が必要な状態になっても住み慣れた自宅で暮らし続けることを望んでいることから、地域密着型サービスをはじめとした在宅サービスの充実が求められています。
- 後期高齢者人口の増加に伴い、要介護認定者数も増加すると推計されていますが、介護人材不足に起因する事業縮小等を余儀なくされる法人が見受けられること、また、既存サービスの稼働率が伸び悩んでいる現状及び特別養護老人ホーム等への施設入所待機者数が減少傾向にあることを踏まえ、既存サービスの活用推進を図るとともに、必要性の高い地域密着型サービスを中心に整備を行います。

(2) 第9期における整備

第9期における施設整備の内容は調整中

第9期における施設整備の内容は調整中

3 介護サービス基盤の整備計画

(1) 地域密着型サービス

(単位：箇所、人)

サービス種別	第8期 実績見込	令和5年 度末 累計見込	第9期計画			令和8年度末 累計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	

第9期における施設整備の内容は調整中

(2) 広域型サービス

(単位：箇所、人)

サービス種別	第8期 実績見込	令和5年 度末 累計見込	第9期計画			令和8年度末 累計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
第9期における施設整備の内容は調整中						

(3) その他の高齢者福祉施設

(単位：箇所、人)

サービス種別	第8期 実績見込	令和5年 度末 累計見込	第9期計画			令和8年度末 累計
			令和6 年度	令和7 年度	令和8 年度	
第9期における施設整備の内容は調整中						

4 地域密着型サービスの日常生活圏域別整備計画 (令和6年度から令和8年度まで)

種 類	川東 地区西	川東 地区東	川東 地区北	川東 地区南 ・ 山古志	川西 地区北 ・ 三島	川西 地区南	中之島 ・ 与板	越路 ・ 小国	和島 ・ 寺泊	栃尾	川口	合計
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	<p>第9期における施設整備の内容は調整中</p>											
夜間対応型訪問介護												
地域密着型通所介護												
認知症対応型通所介護												
小規模多機能型 居宅介護												
認知症対応型 共同生活介護												
地域密着型特定施設 入居者生活介護												
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護												
看護小規模多機能型居宅 介護												

長岡市日常生活圏域別人口等及び介護保険サービス事業所数

No.	項目	川東地区西	川東地区東	川東地区北	川東地区南・山古志	川西地区北・三島	川西地区南	中之島・与板	越路・小国	和島・寺泊	栃尾	川口	住所地特例	合計	備考
1	面積 (km ²)	5.85	8.27	62.15	100.77	62.41	68.26	62.60	144.59	90.02	204.92	50.03	-	860	
2	圏域人口 (人)	30,204	35,207	31,520	30,143	21,156	45,535	16,572	17,256	11,824	15,523	3,860	-	258,800	
3	高齢者人口 (人)	10,506	9,675	9,047	9,321	6,212	12,411	5,853	6,506	4,925	7,096	1,639	-	83,191	
4	高齢化率	34.8%	27.5%	28.7%	30.9%	29.4%	27.3%	35.3%	37.7%	41.7%	45.7%	42.5%	-	32.1%	
5	後期高齢者人口 (人)	5,892	5,394	4,948	5,044	3,193	6,447	3,013	3,571	2,647	3,931	869	-	44,949	
6	後期高齢化率	19.5%	15.3%	15.7%	16.7%	15.1%	14.2%	18.2%	20.7%	22.4%	25.3%	22.5%	-	17.4%	
7	認定者数	第9期における施設整備の内容は調整中													
8	要支援1														
9	要支援2														
10	要支援1,2の計														
11	要介護1														
12	要介護2														
13	要介護3														
14	要介護4														
15	要介護5														
16	要介護1~5の計														
17	認定者数計														
18	認定率														
19	高齢者人口に対する要介護3以上割合														
20	要介護2から要介護5の合計 (人)														
21	認定者数に対する認知症Ⅱ以上の割合														
22	居宅介護支援 (か所)														
23	介護予防支援 (か所)														
24	訪問介護 (か所)														
25	訪問入浴介護 (か所)														
26	訪問看護 (か所)														
27	訪問リハビリテーション (か所)														
28	通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
29	通所リハビリテーション (か所)														
30	短期入所生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
31	短期入所療養介護 (か所)														
32	特定施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
33	福祉用具貸与 (か所)														
34	特定福祉用具販売 (か所)														
35	介護老人福祉施設 (か所)														
	定員 (人)														
36	介護老人保健施設 (か所)														
	定員 (人)														
37	介護医療院 (か所)														
	定員 (人)														
38	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (か所)														
39	夜間対応型訪問介護 (か所)														
40	地域密着型通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
41	認知症対応型通所介護 (か所)														
	定員 (人)														
42	小規模多機能型居宅介護 (か所)														
	登録定員 (人)														
43	認知症対応型共同生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
44	地域密着型特定施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
45	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護 (か所)														
	定員 (人)														
46	看護小規模多機能型居宅介護 (か所)														
	登録定員 (人)														

※旧長岡地域の面積は山岳・河川等を除いたもの
 ※「18 認定率」は1号被保険者に対する1号認定者数の割合

※人口は令和5年10月1日現在
 ※第8期末の事業所数は現段階における見込み

※認定者数は令和5年10月1日現在

第6章 やさしい生活環境の整備

第1節 住みよい福祉のまちづくりの推進

1 安全で快適な歩行環境の整備

【現状と課題】

高齢化の進展に伴い、歩行者のために安全で快適な歩行環境の整備が強く求められています。

本市では、一年を通じて安全に歩くことができる歩行空間の実現を目指しており、特に、人口集中地区を中心に、冬期間の歩行を快適にする歩道上の消雪パイプ設置等を実施してきました。

また、歩道整備についても、人口集中地区を中心に段差解消や勾配改善等の整備を進めてきました。今後も、高齢者や障害者等を含むすべての市民の利便を図るため、機能性・快適性・安全性などに配慮した整備を進める必要があります。

【今後の方向】

今後も、歩行環境の改善に関する施策を実施する中で、次の整備を推進します。

① 歩道の新設

交通量の多い道路では、安全で快適な歩行者空間を確保するため、歩道と車道は可能な限り分離し、歩行者にやさしい利用しやすい歩道の新設に努めます。

② 歩道の改築、段差の解消

高齢者や障害者、幼児、乳母車などが安全で快適に歩行・移動できるように、歩道の拡幅や、車道との段差の解消を行うなどバリアフリー化に努めます。

③ 歩道舗装の改善

雨天時でも滑りにくく、歩行者への水はねを抑える効果のある透水性舗装を条件の整ったところから導入します。

❖関連項目 第6章第1節2 公共的施設的环境改善

❖関連項目 第6章第1節3 利用しやすい公共交通機関の整備促進

2 公共的施設的环境改善

【現状と課題】

不特定多数の人が集う施設や建造物には、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」への適合、「新潟県福祉のまちづくり条例」に基づく事前協議が必要です。これらの法令・条例の趣旨に基づき、高齢者や障害のある人に限らずすべての利用者が、安心して暮らせるまちづくりやバリアフリー対策が進められています。

また、市有施設を多く利用してもらうことで高齢者の社会参加を促進し、活動を支援するため、平成 15 年度から、主な施設において高齢者や障害者に対する入館料等の軽減措置を設けています。

【今後の方向】

市有施設については、優先度が高い施設から、順次バリアフリー化に取り組みます。

また、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」で示された移動等円滑化基準や「新潟県福祉のまちづくり条例」、平成 21 年 2 月に施行された「新潟県福祉のまちづくりサポート協力施設の認定に関する要綱」の整備基準を踏まえ、公共機関だけでなく、民間事業者や市民等にも働きかけを行います。

主な市有施設等のバリアフリー整備状況

施設名	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭
シティホールプラザ「アオーレ長岡」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
米百俵プレイス ミライエ長岡	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
大手通庁舎 (フェニックス大手イースト5F一部～8F)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
さいわいプラザ	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市民センター	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
市立劇場	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
リリックホール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
まちなかキャンパス長岡 (フェニックス大手イースト3F～5F一部)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
社会福祉センター「トモシア」	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
長岡駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【アイコン凡例】

- ① 障害者用駐車場あり
- ② 建物の入口が自動ドア
- ③ 建物の入口に段差なし又はスロープあり
- ④ 建物の入口まで誘導ブロックあり
- ⑤ 誘導設備（音声誘導等）あり
- ⑥ 触知案内板あり
- ⑦ オストメイト対応トイレ¹あり
- ⑧ 障害者用エレベーターあり
- ⑨ 車いす使用者用トイレあり
- ⑩ 車いす用観覧席あり
- ⑪ 車いす用公衆電話あり
- ⑫ 公衆FAXあり
- ⑬ 車いすで利用可能なカウンター記載台あり
- ⑭ 授乳室（授乳スペース）あり

¹ オストメイト対応トイレ：病気や障害等により人工肛門や人工ぼうこうとなった方でも、排泄の処理が簡単にできるように対応したトイレ。

その他の市有施設のバリアフリー整備状況

	バリアフリー整備状況
市役所分室、支所等	<ul style="list-style-type: none"> ・施設ごとの状況に応じ整備を実施 ・各支所に障害者用駐車場を整備
公民館、 コミュニティセンター	<ul style="list-style-type: none"> ・多目的トイレ、駐車場の設置、段差解消等施設の状況に応じ整備
町内公民館	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の公民館・集会所改造費の一部補助を実施 (トイレ改修、スロープ、手すり等の設置等)
各投票所	<ul style="list-style-type: none"> ・スロープ、車いす、車いす用投票記載台の設置 ・老眼鏡、拡大鏡(ルーペ)、点字器の設置
公園	<ul style="list-style-type: none"> ・市民防災公園ほか7か所にオストメイト対応障害者用トイレの設置 ・新設公園に、規模に応じて障害者用のトイレ・水飲み場・駐車場等を設置
学校、図書館、 体育館・スポーツ施設等	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者用トイレ、スロープの設置等、状況に応じてバリアフリー化の実施

3 利用しやすい公共交通機関の整備促進

バス待合所設置状況

区分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
整備件数(件)	0	0	0
補助件数(件)	1	1	1

低床式バス(ノンステップバス等)の導入状況(越後交通運行:長岡駅発着路線、高速バス除く)

区分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
低床式バス台数(台)	109	123	131

【現状と課題】

車社会の進展に伴い、バス・タクシー・鉄道などの公共交通機関の利用者が減少傾向にある中で、運転免許を持たない高齢者は安全で経済的な公共交通機関への依存度が高い状況です。

市街地の拡大や商業・業務施設の郊外への進出に伴い、日常生活における行動範囲も広がっていることから、高齢者が積極的に公共交通機関を利用し、広く活動できる環境づくりが必要とされます。

そのため、バス利用者の利便性と冬期間の安全性、快適性を確保するため、バス待合所を整備するほか、バス待合所の設置希望者に対して補助金を交付し、設置者の負担軽減に努めています。

また、バス車両についても、車いす利用者も乗ることができる低床式バス（ノンステップ・ワンステップバス）を購入するバス事業者に対して補助金を交付し、普及に努めています。現在、131台の低床式バスが運行しています。

【今後の方向】

駅やバス待合所などの環境整備、バス寄せスペースの整備などを継続して実施し、交通施設の利便性・快適性及び安全性の向上に努めます。

バリアフリー新法に基づき、移動等の円滑化が図られたバス・タクシー車両の導入がさらに促進されるよう、国の地域公共交通確保維持改善事業を活用し、関係機関と調整を図ります。

また、地域における経済的で利便性の高い交通手段の確保及び、利用実態に応じた運行形態について、引き続き検討します。

4 福祉有償運送等の推進**【現状と課題】**

単独での公共交通機関の利用が難しい高齢者や障害のある人に対するドア・ツー・ドアの個別移送サービスの需要が高まっているため、各種移動支援サービスを推進しています。

自家用自動車による有償旅客運送制度の安全・安心な運行の確保のため、「長岡市福祉有償運送運営協議会」を設置し、2つのNPO法人が市内で活動を行っていますが、サービスの拡充が今後の課題となっています。

【今後の方向】

「長岡市福祉有償運送運営協議会」において、各種方策の協議を進めるとともに、NPO法人等に対してきめ細かい相談や必要な指導・助言を行います。

第2節 住みやすい住宅・住環境づくり

1 安全・安心な住宅の推進

【現状と課題】

少子高齢化、核家族化等が進む中、高齢者の不安を解消できるような良質な住環境が求められていることから、住宅のバリアフリー化や耐震改修等に対し、融資制度等による支援を行ってきました。

しかし、まだバリアフリー化されていない住宅や十分な耐震性を備えていない住宅での生活を送っている人も多くいます。

今後とも、高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりのための支援が課題となっています。

【今後の方向】

高齢者が安全で安心して暮らせる住まいづくりのために、住宅の改善に必要な改造費用の補助を行い、住環境の向上を支援します。

また、生活状況や身体状況に応じて必要な住宅に住み替えることができる仕組みづくりを推進します。

2 市営・県営住宅の環境整備

【現状と課題】

現在、本市が管理している公営住宅は、市営、県営を合わせて2,241戸あります。公営住宅の入居者の高齢化が進んでいることから、公営住宅のバリアフリー化が求められています。

既設の公営住宅のうち、大規模な改修が必要なものについては計画的な改修工事を実施し、良好な住環境の維持に努めています。

【今後の方向】

老朽公営住宅の改修工事を推進するとともに、既設公営住宅については、各住戸の和便器を洋便器とするなどの、バリアフリー対策を検討します。

第3節 安心して暮らせるまちづくり

1 災害時の安全確保

自主防災会の結成及び活動状況

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
自主防災会結成率（％）	91.0	89.8	90.3
活動実施率（％）	58.9	68.6	78.6

中越市民防災安全士の人数（累計）

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
安全士の人数（人）	780	837	901

【現状と課題】

7・13 水害や中越大震災、中越沖地震等の経験、そして災害対策基本法や長岡市地域防災計画を踏まえ、災害時に手助けが必要な高齢者等の避難行動要支援者^{*}の安全確保を図ることが重要です。

災害時には、地域コミュニティが大きな力を発揮することから、町内会、連合町内会等の自治組織を基盤とした自主防災会の結成や育成を推進し、住民主体による地域防災力の強化を図る必要があります。

本市では、地域における防災リーダーの養成を目的に「中越市民防災安全大学」を開校しており、修了生である「中越市民防災安全士」は地域の自主防災訓練等における指導を行うなど、住民主体の防災活動の支援を実施しています。

また、各地区における福祉避難室・福祉避難所の確保や、社会福祉施設等との「災害時における要配慮者の緊急的な入所等に関する協定」に基づく緊急受入体制の構築を行うとともに、避難行動要支援者からも市の防災訓練に参加してもらうなど、支援策の具体化にも努めています。

なお、平成29年度の制度改正により、浸水想定区域や土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設において、避難確保計画作成と避難訓練の実施が義務となりました。

※避難行動要支援者

高齢者、乳幼児等の「要配慮者」のうち、自ら避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方

【今後の方向】

- ① 避難行動要支援者の避難支援を地域と連携して推進するため、「避難行動要支援者避難支援プラン」の活用を推進し、市が保有する避難行動要支援者情報や避難情報を町内会、自主防災会、福祉関係者（社会福祉協議会、民生委員・児童委員など）等と共有を図るとともに、避難支援等について連携体制の整備を図ります。
- ② 地域コミュニティのつながりを活かして、いざというときに住民同士が助け合うことができるよう、自主防災会の結成と活動への支援を積極的に行い、地域防災力の強化を図ります。
- ③ 防災に関する専門的な知識や技術を学ぶ「中越市民防災安全大学（主催：（公社）中越防災安全推進機構、共催：市）」を開講し、地域の防災リーダーを養成します。
- ④ 地域コミュニティのつながりを活かし、防災訓練を通じて、円滑な避難行動要支援者の避難体制の強化に努めます。
- ⑤ 福祉避難室・福祉避難所の運営や社会福祉施設等との協定に基づく緊急入所施設の確保、ホテル・旅館組合などの協定に基づく一時避難場所の提供など、災害時における要配慮者への支援を実施します。
- ⑥ 要配慮者利用施設における円滑かつ迅速な避難のため、避難確保計画の確度向上と避難訓練の促進を図ります。

2 交通安全対策等の推進

高齢者交通事故死者数の状況

区 分	R 2 年 実 績	R 3 年 実 績	R 4 年 実 績
死者数（人）	8	9	3
うち高齢者数（人）	4	7	3

【現状と課題】

安心して暮らせるまちづくりを推進する上で、高齢者の交通安全の確保や犯罪被害防止対策は重要な課題のひとつです。

悲惨な事故や、社会情勢にあわせて変化していく特殊詐欺被害など安心・安全な暮らしを脅かす事案が後を絶たない状況です。

これらの対策として、高齢者一人ひとりが交通安全や防犯に関する知識を広げ、事故・犯罪被害防止に努めることができるよう、交通安全教育や防犯研修を推進していく必要があります。

【今後の方向】

- ① コミュニティセンターや公民館などで交通安全教室や防犯講座を実施し、できるだけ

多くの高齢者が受講できるよう努めます。

- ② 関係団体等と連携し、高齢者世帯への家庭訪問や店舗などにおける広報活動を実施し、注意喚起のチラシや夜行用反射材の配布などにより、交通安全の確保や防犯に努めます。
- ③ 参加体験型の交通安全教室を開催し、高齢ドライバー等が長く安全に運転を続けることができるよう取り組みます。
- ④ SNS等を活用し、特殊詐欺をはじめとする犯罪被害防止の情報発信に努めます。
- ⑤ ながら見守りや青パトによるパトロールなど地域における見守り活動の推進に努めます。

❖関連項目 第3章第2節4 高齢者の権利擁護及び財産等の保全・活用

3 火災予防運動の推進

高齢者世帯訪問防火指導実施状況

区 分	令和3年度 実績	令和4年度 実績	令和5年度 実績見込
世帯数 (世帯)	1,589	1,514	2,291

【現状と課題】

火災予防運動の一環として、ひとり暮らしの高齢者などを訪問し、高齢者世帯からの出火防止及び火災による死傷者の減少を図っています。

また、災害発生時に高齢者や障害者などの避難行動要支援者に関する情報を、現場出動部隊に速やかに提供できる体制を整えています。

しかし、高齢者の火災による犠牲は後を絶たず、さらなる火災予防の推進が必要です。

【今後の方向】

高齢者世帯を中心とした防火訪問指導を引き続き実施するとともに、自主防災会、老人クラブの訓練や会合などに積極的に参加して、きめ細やかな火災予防運動を行います。また、住宅用火災警報器の未設置者への設置を指導するとともに、設置者への日常点検や交換時期を呼びかけ、火災の早期発見、避難を図ることで高齢者の火災における犠牲者が低減するよう努めます。

4 介護事業所等と連携した感染症対策・災害対策

【現状と課題】

介護サービスは、利用者やその家族の生活を継続する上で欠かせないものであり、感染症や災害が発生した場合であっても、利用者に対して必要なサービスが安定的・継続的に提供されることが重要です。

このたびの新型コロナウイルス感染症に流行により、適切な感染予防対策を着実に行うことの重要性が再認識され、介護事業所においては平時から様々な工夫のもと、感染症対策を講じながら必要なサービス提供の確保に取り組んでいます。今後も、事業所と関係機関が連携しながら、感染症への対応力を強化していくことが必要です。

また、近年、様々な地域で大規模な災害が頻発しており、災害発生時においても適切な対応を行い、利用者に必要なサービスを継続して提供できるよう、事業所と関係機関、地域と連携した災害への対応力の強化が必要です。

【今後の方向】

- ① 感染症や災害対策に関する国や県からの情報を介護事業所へ提供するとともに、介護事業所との意見交換会等による課題把握や相談体制の構築により、感染症や災害発生時に連携して対応できる関係づくりを進めます。
- ② 令和3年度介護報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、すべての介護サービス事業者を対象に、業務継続計画（BCP）の策定、研修の実施、訓練の実施等が義務づけられました。事業者が策定した業務継続計画の有効性等の確認や定期的な見直しの必要性について意識啓発を行います。
- ③ 災害への対応においては地域との連携が不可欠であり、事業者が避難訓練の実施に当たって地域住民の協力が得られるような関係づくりを促進します。